

505
71



0019105019

0019105-019

505-71

日本經濟年報

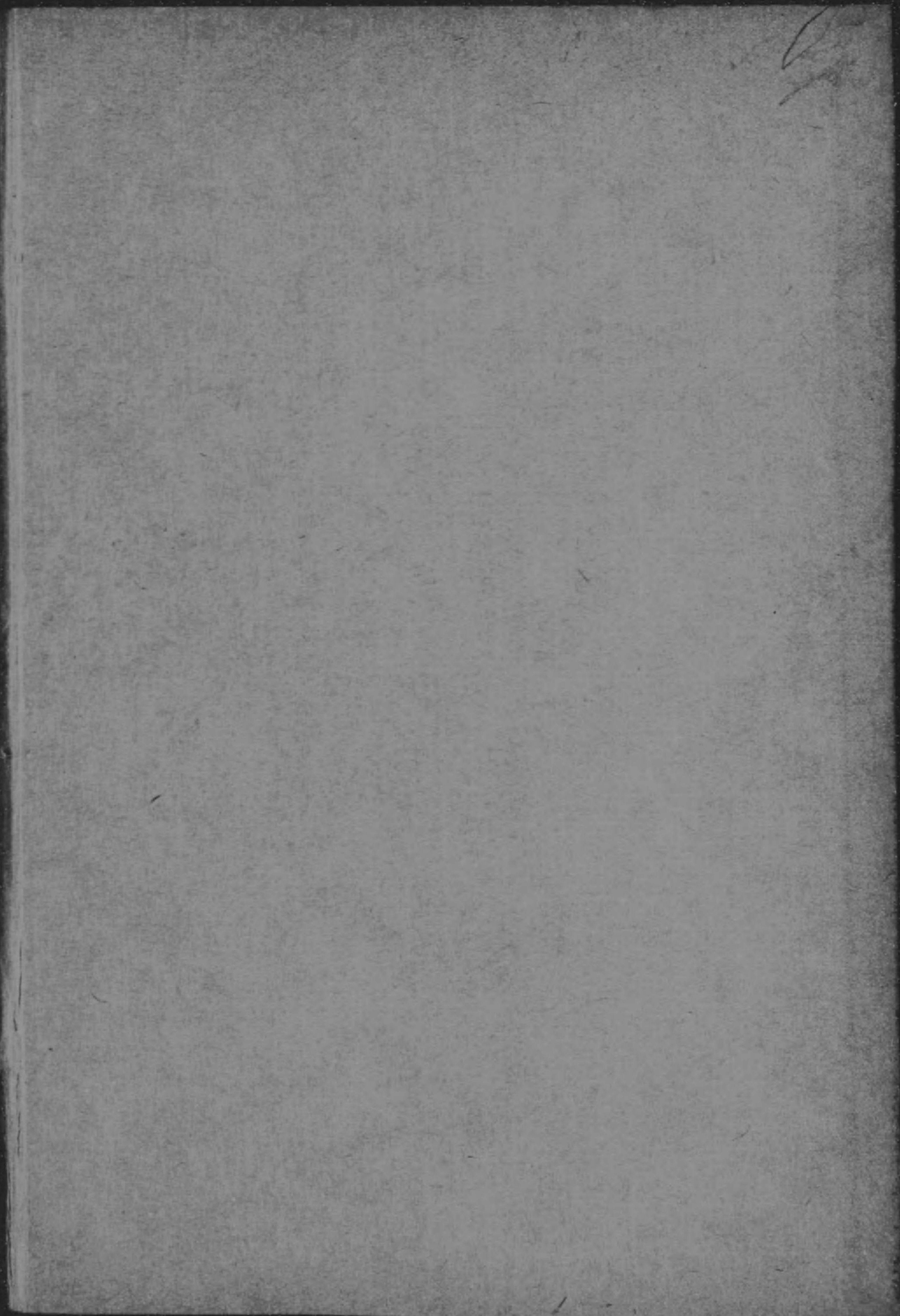
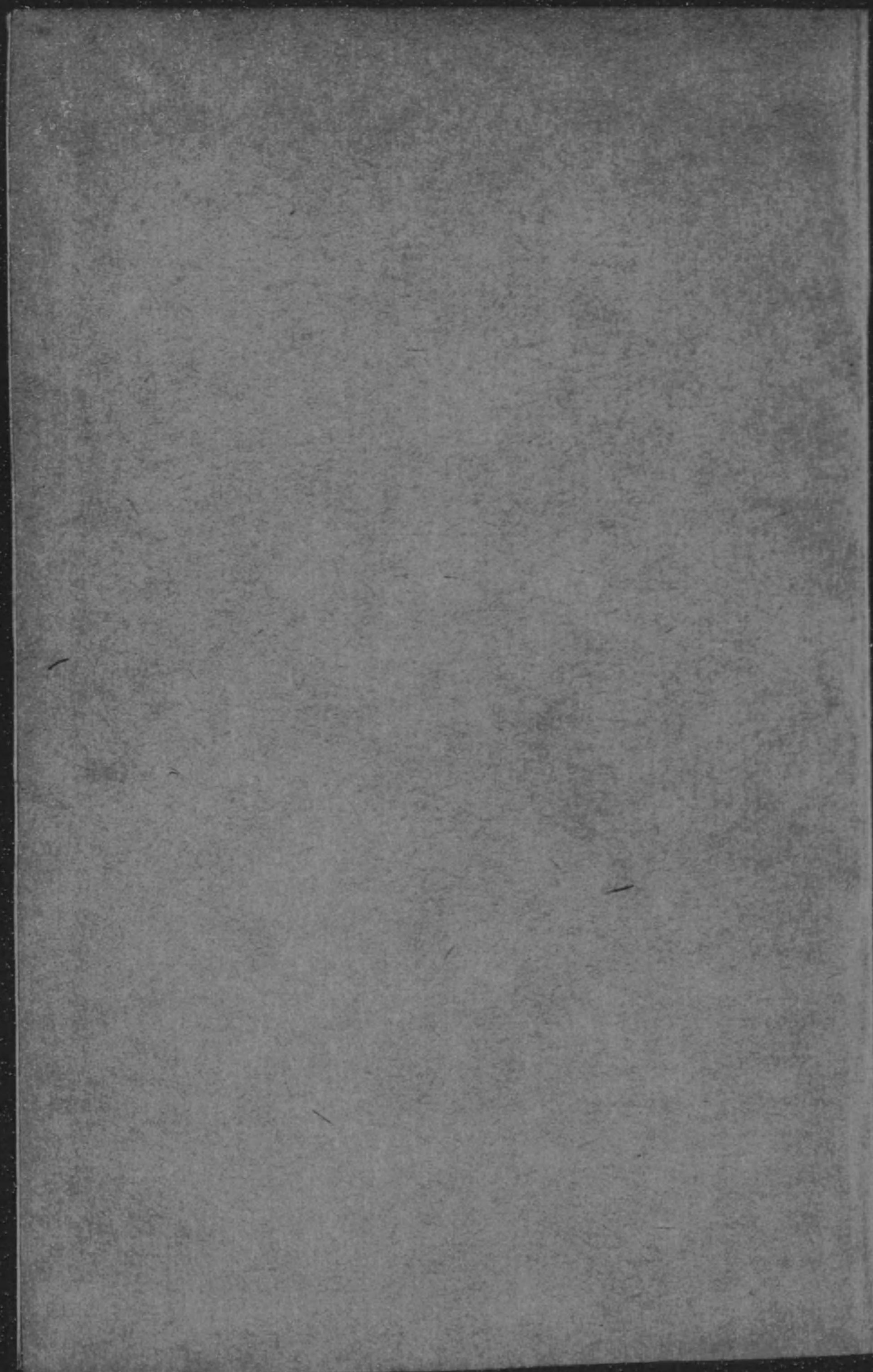
東洋經濟新報社・編

東洋經濟新報社

第1至5, 7至22輯 (昭和5年第24半期
- 昭和10年第34半期)

昭和5-10

ADA



317

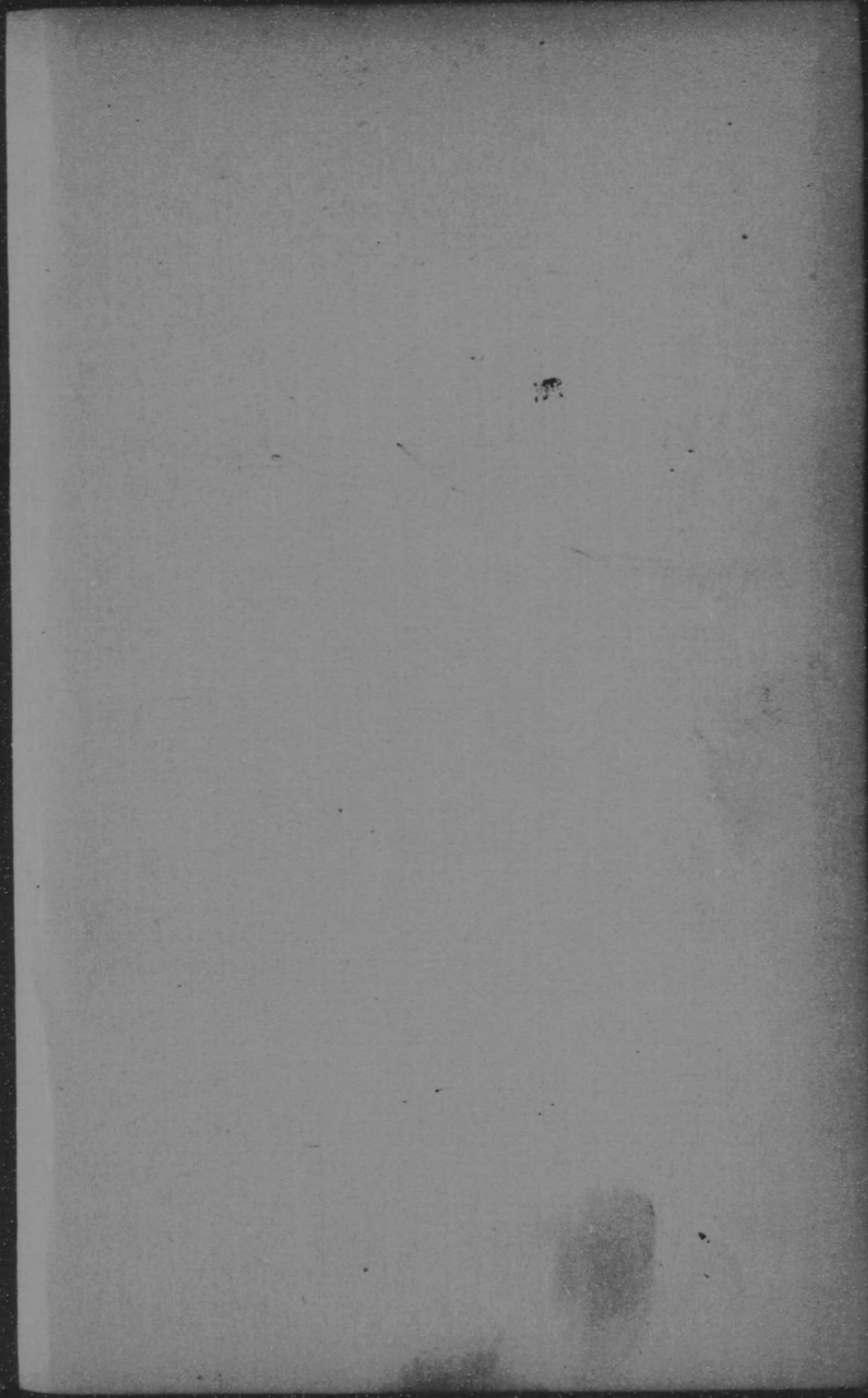
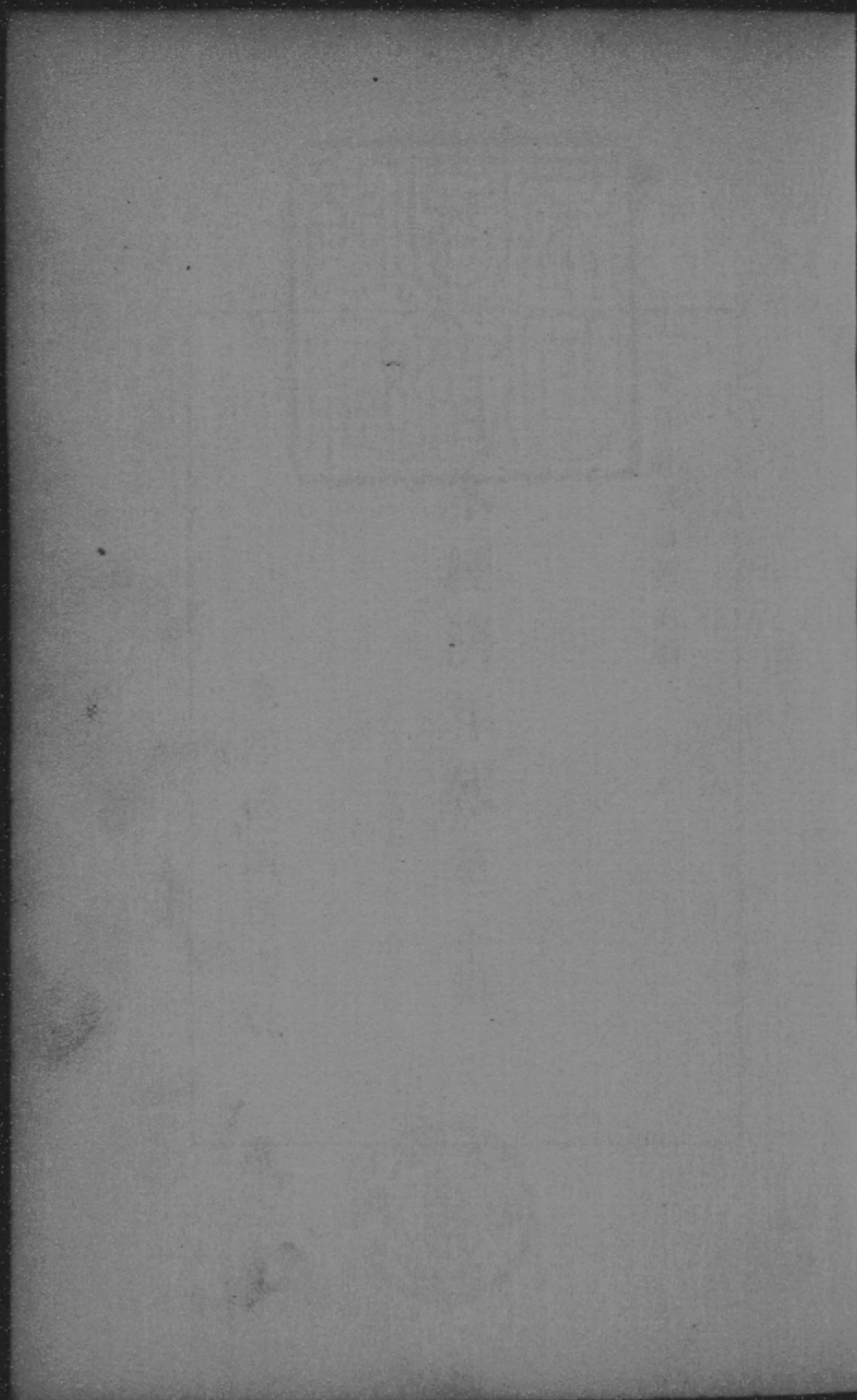
報年濟經本日

期半四一第年十和昭

(るよに料費のてま旬中月五年十)

輯特念記=輯十二第

編社報新濟經洋東





東洋經濟新報社編

本經濟年報第二十輯

— 昭和十年第一四半期 —

東洋經濟新報社





序

一、本輯を第二十輯記念特輯號として御送り出来たことを、先づ諸君と共に喜びたい。願みれば、創刊第一輯を發行したのは昭和五年七月だったから、今年で丁度五ヶ年になる。此の間、年報は輯を追ふて躍進の一途を辿つて来たが、これも一に讀者諸君の不斷の支持激勵に依るものと吾々は深く感謝して居る。斯うした諸君平素の熱烈なる御支持にいきゝかなりとも報ひ、併せて本年報を自祝する意味に於て、第二十輯を記念特輯號として編輯したのである。

一、其の爲、吾々は帝都に於ける少壯學究の士を御招きし、『日本經濟の今明日』と云ふ題目の下に座談會を催し其の内容を特別附録とした。吾々が敢へて少壯の士を御招きしたのは、忌憚のない、無遠慮な意見を聴きたいためだった。幸ひにして吾々の期待は裏切られなかつた。日本經濟の痛とさへ云はれる農村問題から、財政、金融、延いては政治外交の各分野に亘つて縦横無盡に展開された論議は、充分諸君の希望に添ひ得るものと確信して居る。

一、本輯の特殊研究として、吾々が採り上げたいと思つた問題は随分あつたが、編輯會議の最後の決定は、『日支外交』と『統制經濟』の二問題となつた。今年の初め頃から、中國南京政府と我國外務省當局との親善工作は進展し、夫れは滿洲上海兩事變以來暗鬱を極めた兩國間の空氣に漸次明るさを加へて来た。日支外交の轉換が喧傳された所以である。然しながら、一方、北支那に於ける政局は加速度的に悪化しつゝあり、夫れは折角好轉

505-71

しかけた日支關係を再び逆轉せしむるかの危險を一般に感じさせて居る。國民はそこに對支外交の分裂をまのあたり見せつけられてゐる。第一部は日支外交轉換の背後にあるものを諸君の目前に引き出したが、それは同時に今後に於ける日支外交の基本的動向をも示し得たものと思つて居る。

一、ローズベルト大統領が掲げたN・R・Aは、夫れの實施後間もない今日、資本家の反對に會ひ、其の修正問題を繞つて紛糾を續けて居る。我國に於ても、重要産業の統制、並に輸出統制の問題、更に農業、中小工業の統制問題をも加へて、所謂統制經濟に對する全面的な認識が日程に上され、政府並に資本家も混迷の最中に彷徨して居る。吾々は第十八輯第三部に於てカルテル・トラスト運動に就いて報告したが、ことに再び、此の問題を採り上げ再吟味した。第十八輯と併せ讀みたい。

一、尙ほ前輯で附録の統計に改善を加へる事を報告したが、本輯では遂に實現し得なかつた。此の問題に對しては既に多數の讀者から希望や意見がたくさん寄せられた。統計の様式を屢々改變することが、これを利用するものにとつて如何に不便を感じるかを吾々はよく知つて居る。目下、調査部と、もに慎重に研究して居る。

一、最後に、本輯の發行が遅れたことを深く御詫びする。今後充分注意する。尙ほ、諸君の年報を益々充實し發展させるために、巻末愛讀者カードに依り絶えざる批判と希望を寄せられんことを御願ひする。

昭和十年六月八日

東洋經濟新報社

日本經濟年報第廿輯 目次

第一部 日支外交轉換の背後にあるもの

序.....一

第一節 南京中央政權の補強工作.....二

- 一、親善工作の経緯.....二
- 二、何故親日に轉向したか.....九

第二節 中國の農業恐慌と中央財政の危機.....二

- 一、中國の農業恐慌.....二
- 二、貿易並に國際收支の惡化.....一七
 - (A) 外國貿易の萎縮.....一七
 - (B) 國際收支の惡化.....二〇

目次

三、中央財政の危機……………二四

第三節 中國ソヴェート運動の脅威……………三〇

一、首都瑞金の陥落……………三〇

二、痛は除去されなし……………三三

第四節 日本の對支政策……………三五

一、北支の政局不安……………三五

二、西南派の親日轉向……………三八

結語……………四〇

× 第二部 岐路に立つ我國統制經濟の再吟味……………四三

序 日本に於ける統制經濟の進展……………四三

第一節 重要産業の統制……………四七

- 一、自治的カルテルから法的カルテルへ……………四七
- 二、統制法の發動された洋灰業……………五一

三、製紙トラストの統制……………五七

四、獨占對策として指定産業となつた麥酒・石炭業……………六一

(A) 麥酒業……………六一

(B) 石炭業……………六二

五、製鐵國策の動向……………六五

第二節 工業組合法による中小工業の統制……………七三

一、中小工業の位地……………七三

二、中小工業の脆弱性無統制と工業組合法による統制の必然……………七五

三、工業組合の現狀と統制の新傾向……………七八

四、國家的統制の發動……………八〇

第三節 輸出組合法による輸出統制……………八三

一、協定貿易の進展と輸出統制の必然……………八三

二、輸出組合の機能變化と輸出統制の現狀……………八四

三、輸出統制に對する國家權力の發動……………九二

第四節 農業に於ける統制政策の進展……………九四

一、米穀統制の進展…………… 九五

二、蠶絲業統制の新傾向…………… 一〇三

三、肥料業統制法案提出の意義…………… 一〇八

第五節 統制經濟の歸趨と統制修正論の擡頭…………… 一一三

一、統制經濟の歸趨…………… 一一三

二、統制修正論の擡頭…………… 一一五

結語…………… 一二六

第三部 各經濟部面の分析と見透…………… 一二七

第一節 景氣の概観…………… 一二七

一、事業活動は極めて順調…………… 一二八

二、株價は落着いた…………… 一三〇

三、物價は騰貴を續けて居る…………… 一三三

四、株價の下つた諸理由…………… 一三三

五、吾々の見方…………… 一三六

六、金融の基調は變らない…………… 一三八

第二節 世界經濟及政治情勢…………… 一三五

一、破壊された相對的均衡…………… 一三五

二、一九三四年の景氣的位地…………… 一三五

 A、工業生産の顯著な回復…………… 一三五

 B、生産増大の諸要因…………… 一三七

三、米國金約款問題の經緯…………… 一三九

 A、金約款問題とニユーデールの困惑…………… 一三九

 B、金約款と其廢止決議…………… 一四一

 C、問題と發展—金約款問題の端緒…………… 一四三

四、磅の崩落から白耳義の金本位離脱へ…………… 一四四

 A、磅の急落と其要因…………… 一四四

 B、ベルガ崩壊への發展…………… 一四七

五、支那に於ける銀の桎梏…………… 一五〇

 A、對策の窮乏と混亂の發展…………… 一五〇

六、ヴェルサイユ的均衡關係の動搖…………… 一五三

 A、ヒトラーの再軍備宣言…………… 一五三

 B、爆彈宣言の諸因…………… 一五五

第三節 金融及資本市場……………一五九

- 一、金利反騰す……………一五九
- 二、金融基調變化説の擡頭……………一六三
- 三、中庸を得た拂込・計畫資本……………一六八
- 四、第一四半期以後に於ける金融の正常化……………一七二

第四節 外國貿易の狀態……………一七五

- 一、未曾有の輸出増大……………一七五
- 二、纖維品と重工業品の輸出……………一七八
- 三、原料及材料品の輸入増加傾向……………一八二
- 四、朝鮮臺灣の貿易も順調……………一八〇
- 五、朝鮮の對滿洲國再輸出……………一八一
- 六、臺灣の出超は更に増加……………一八四

第五節 生産過剩問題下の事業界……………一八七

- 一、問題の諸點……………一八七

二、生産増の趨勢とその特徴……………一九八

三、最近期の事業會社收益狀態……………一九〇

四、重要事業別觀察……………一九四

(A) 人絹事業……………一九四

(B) 紡績事業……………一九六

(C) 鐵鋼事業……………一九九

(D) 洋灰事業……………二〇一

第六節 労働者階級の狀態……………二〇三

一、労働人員増加の意味……………二〇四

(A) 労働人員増加の跋行性……………二〇四

(B) クリーゼに於ける特殊の形態・臨時工……………二〇六

二、賃銀と生計費との關係……………二〇八

(A) 實收賃銀指數の上昇停滯……………二〇八

(B) 生計費は依然昂騰……………二一一

三、労働強化の問題……………二二二

四、労働争議……………二二三

第七節 農村の狀態

- 一、米價高は農民を惠みつゝあるか……………二二七
 - A、高米價は續く……………二二八
 - B、一人當米消費量の著減……………二二九
- 二、米穀以外の農家収入は増加したか……………二三一
 - A、減收の昨年食用農産物……………二三二
 - B、果實蔬菜類の値上り益は僅少……………二三三
 - C、農産外収入は依然増加せず……………二三三
- 三、春蒔高見越と其の持續性……………二三五
- 四、肥料の暴騰と其の後に來るもの……………二三七
- 五、激増せる小作爭議……………二三〇
- 六、農事統計に現れた經營の合理化と其の意味……………二三一

第八節 混迷裡に閉會した第六十七議會

- 一、議會の凶作……………二三三
- 二、豫算案の鷓呑み……………二三九
- 三、爆彈動議の後始末……………二四〇

第九節 北鐵讓渡問題

- 四、天皇機關説の排撃……………二四一
- 五、右翼取締法案を握り潰し……………二四三
- 六、唯一の收穫臨時利得税……………二四四
- 七、農村對策の窒息……………二四八

第十節 最近の政治情勢と内閣審議會成立の意義

- 一、脆弱なる超然内閣の存續……………二六八
 - (A) 生き延びる岡田内閣……………二六八

(B) 政友會の自殺的行爲……………二七

二、内閣審議會の成立とその意義……………二五

(A) 審議會の成立……………二七

(B) 審議會を繞る諸問題……………二五

(C) フツアショ化傾向の強化……………二七

三、天皇機關説を繞るフアシズムの進出と自由主義の退却……………二九

附 録 (詳細目次内部にあり)

「日本經濟の今日を語る」……………一

農業經濟の諸問題……………六

財政と金融の將來……………七

政治・外交・戰爭の問題……………二

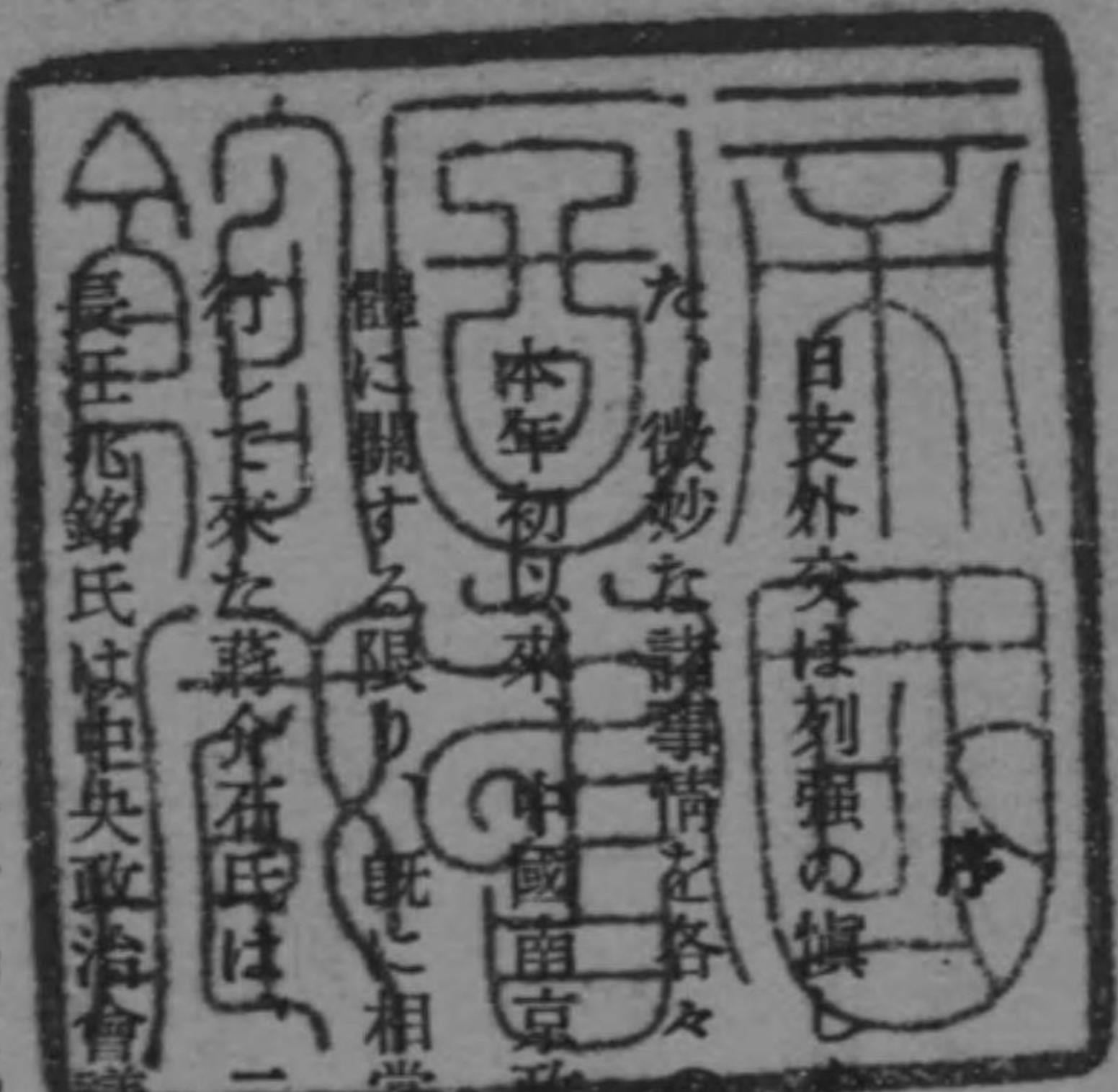
重要統計表・十年第一四半期日誌・第十九輯索引……………三

日本經濟年報 第二十輯

—昭和十年第一四半期—

(昭和十年五月中旬迄の材料による)

第一部 日支外交轉換の背後にあるもの



自支外交は列強の懐かな看視の中に、大きな轉換の過程を辿つてゐる。しかも、極めて錯雜した微妙な諸事情を各々の内部に包藏しながら。

本年初以來、中國南京政府と我國外務省當局との間に妥協親善工作が押し進められ、しかも夫れ自體に關する限り、既に相當の成果を納めて來てゐる。滿洲上海兩事變以來、徹底的な抗日排日貨を敢行して來た蔣介石氏は、一月二日には「排日行動抑制」の談話を發表し、同月廿四日國民政府行政院長汪兆銘氏は中央政治會議席上「滿腔の誠意を披瀝して日支提携の希望を實現したい」と述べた。更に、同日南京政府當局は、全國各地新聞通信社に對し排日排日貨言論の掲載を一切禁止する旨命令し、廿七日の中央政治會議には事實上の排日貨禁止案を可決した。そして、五月十八日大使交換を實現せしめることに依り、今春來の日支親善工作も一段落告げた貌だが、此の限り、日支外交は確かに一の轉換を遂げたと云つてよからう。

だが、斯うした兩者の親善的な工作が進められるに従つて、北支那の情勢は次第に複雑化した。そ

して、最近急角度に悪化して來たかに見える。『今にして北支問題の解決方法を誤つたならば日支間の空気が直に逆轉することは必至だ』(四月十八日發聯合)有吉公使は上海で斯う語つたが、吾々は寧ろ、北支の問題を除く限り、日支間は確かに好轉した、と云ひたい。矛盾した言葉だが、廣田外相も、之と同じ様な言葉を述べてゐる。『私(外相)に關する限り絶対に(日支關係は)好轉しつゝあることに疑の餘地がない』と。(三月一日衆議院決算委員會に於ける一議員の質問に對する答辯)

一體、今後日支外交はどう轉換するのだろうか。國民は其の見透しにすつかり迷されて居る。

第一節 南京中央政權の補強工作

一、親善工作の経緯

吾々は先づ最近數ヶ月間に於ける日支兩國間に行はれた諸工作を想起してみよう。こと外交に關する限り、其の演説、聲明書、決議等々は眞實を語る事最も少しとは一般に認められる所ではあるけれども、注意深く之を検する時、吾々はそこから幾多の眞實認識への暗示を得られる事を知つて居る。

廣田外相の對支政策 一月廿二日、休會明けの議會に於ける外交演説で廣田外相は「關係國間の友好

的協力に依り、徹底的軍縮と不脅威不侵略の原則に基く公正妥當なる新協定を成立せしめ、以て世界的平和に貢獻せん事を切望する……」と述べた後、對支外交に關する次の如き頗る示唆に富める意見を述べた。「支那の政局は近來稍々平靜の狀況を呈して居り、政府軍と共產軍との地方的戰鬥の外、格別の戰亂を見ない現下の状態は、吾に支那の爲のみならず、帝國の最願念する東亞平和の爲甚だ喜ぶ可き現象であります。併しながら支那政局に於て幾多の禍根が伏在して居ることは過去の歴史に照らしましても否定し難きことでありまして、共產軍に就ては江西、福建方面に於ける其の主力は政府軍の討伐に依り幸ひ同方面より一掃せられた模様でありますが、此等共產軍は猶其の餘力を維持しつゝ貴州、四川方面に於ける既存の友軍と呼應して西奥地に移動して居ることでありまして、一方新疆方面赤化の報道と相俟ち帝國政府としては支那に於ける共產黨の活動及共產軍の跳梁に對し引續き關心を持たざるを得ざる次第であります。帝國政府は東亞の諸國との和親を大に重要視し、此等諸國と共に東亞に於ける平和及秩序維持の重責を分たんことを期するものであります。従つて帝國政府は支那が一日も速やかに其の安定を恢復する一方、東亞の大局に覺醒し、帝國の眞摯なる期待に合するに至らんことを衷心より希望して已まぬのみならず、我國と致しても……之が實現の爲一層努力致したいと云ふ方針を持つて居ります……」(議會速記録より。傍點筆者註)

汪行政院長日支提携切望Ⅱ之に對し南京政府の行政院長である汪兆銘氏は、一月廿五日、在南京記者團に次の如く語つて居る。それは非公式な聲明ではあるけれども充分注目せられて然る可きものである。即ち、氏は「廣田外相が支那の内政に留意され四川勦共問題を憂慮されてゐるのは感激に堪へない。目下支那は稀有の經濟國難に直面してゐるから他國の協力を切望してゐる。東洋平和のためには多少の障害は之れを突破して斷乎日支の提携に努力する積りである。排日運動は商業上の關係もあり内容複雑だが今後十分取締りに努力し遺憾なからしめんことを期する。……借款問題は國際的影響を持つもので容易に出来るものではない、將來實業借款の必要があるかも知れないが政治借款についてはまだ考へてゐない……」(南京一月二十五日發聯合)

蔣・汪・鈴木・有吉四氏の會談Ⅱ「蔣介石氏から十日程前に一度會見の申込みがあつたが或る事情のためこれを謝絶した、最近更に南京の我が駐在武官を通じ會見を懇望して來たのでこれを應諾した」(一月廿八日駐支日本公使館武官室發表)と云つて、鈴木中將は一月廿九日南京の中央軍官學校内の官邸に於いて蔣介石氏と會見したが、會見後鈴木中將は次の如く語つて居る。

「蔣介石氏との會見に於いて當方からは日支關係調整の唯一の手段は即時排日行爲、排日教育の取締にあり、滿洲事變もその原因は蔣介石氏の權力下に在る排日指導工作に基因する所以を述べ廣田外相の議會演説も帝國

が日支關係調整を祈念してゐるものであり、更に帝國は何等侵略的意圖を有しない旨をも説明した、蔣介石氏は右の原則は認めるが、これが實現についてはなほ研究しようと思へば解決の要諦は双方の互譲にある事を繰返しく述べた、今日の會見では當方の眞意を十分諒解せしめる域までには達しなかつた」(東朝一月三十日)

一方、これと時を同ふして有吉公使は南京行政院長官邸に汪兆銘氏を訪問・會見後次の如く語つて居る「本日の會談の結果支那側の對日感情も次第に緩和してゐる事が判明した……排日問題だが一から十まで排日」と騒ぎたてゐるのはどうかと思ふ。かう云ふ問題は一般的に排日感情の緩和が先決問題で早急に決定出来る問題ではない、然し今後支那側も十分努力すると云つてゐた……」(南京一月十九日發聯合)

前日汪兆銘氏と會見した有吉氏は更に翌三十日蔣介石氏を官邸に訪ね、黃郛氏を交へて會談し、二月一日上海歸着した。が、氏の外務省宛公電に依れば蔣・汪兩氏との會談に於て支那側の第一に要望して居る事は次の如きものであつたと云ふ。

「支那としてはこの際日支の和平提携をはかる方針に決したが、それには先づ人心を轉換し日支關係の緩和をはかりたき考へであるが支那の民心は日本の侵略を最も恐れてゐるから日本側においても支那に對して侵略的意圖なきことを何等かの形で表示して貰ひたい」(東朝二月二日)

蔣介石氏排日行動抑制談話發表 斯うした會見が行はれてから間もない二月二日蔣介石氏は中央通信社を通じて左の如き排日行動抑制の談話を發表した。「……今回廣田外相の支那に関する議會演説は誠意より出たるものと認めらるゝを以て我國朝野は深く之を諒解すべし、會つて中國人は激烈なる刺戟を受け一部に排日運動が勃發した……中國人民は宜しく正々堂々の態度を以て理智と道義に従ひ、一時の衝動と反日行動を抑へ信義を示したならば日本と雖も亦必ず信義を以て相應じて來ると信ず」

汪兆銘氏の對日方針闡明 として二月二十日、中央政治會議に於ける行政院長汪兆銘氏の對日方針の演説がなされたわけだが、之は公式闡明として重視されてよいものだ。氏は「……我が中國を一箇の近代國家たらしむるには統一と建設の二つの要件が必要である……統一と建設を實現するには必ず長期の平和を必要とする……従つて支那は如何なる國とも平等互助の原則の下に友誼と平和の關係が増進されんことを希ふものであるが、地理的に歴史的に又種族的に支那と最も密接なる關係にある隣邦日本に對しては尙更のことである」と前提し左の如く日支提携を強調した。

「……惟ふに民國十三年十一月二十八日孫總理が神戸で演説したところの「中國と日本の關係についていへば兩國民は手を取つて進み共に兩國前途の發展を圖らねばならぬ」との演説は總理最後の演説で宜しく我等同志たるものは骨に刻んで忘れぬところの總理生涯の日支外交の根本方針である。我等の革命に就いていへば興中會から同盟會を経て民國革命の成功に至る迄日本朝野の友人の少からざる同情と後援を得たことは革命工作に

参加せる人々がなほ記憶に新たなるところである、今回の廣田外相の演説を讀めば我等の從來の主張と大いに合致するものがある、我等は滿腔の誠意と平和的方法を以て正常の歩調により日支兩國間の一切の紛糾を解決するために努めて相互の猜疑心を去り相互に親善を妨害する言論と行動を日一日と除去して孫總理昔日の日支提携の希望を實現したい」

抗日排貨停止命令の發布 汪氏の對日外交演説の行はれた二月二十日、國民政府は、全国各地新聞通信社に對し排日排貨的言論の掲載禁止の命令（南京二月二十一日發聯合）を發したことが傳へられたが遂に、二月廿七日の國民政府中央政治會議は蔣汪兩氏連名の提議に基き人民の生命、財産の保護、營業及び職業の自由に関する議案を可決、直ちに國民政府に命じこれを全國に勵行せしめるところになつた。従來、日本商品を扱つて居つた商人が國民黨部の日貨排斥命令に依つて極端に營業の自由を制限されて居つた事を考へれば、此の決議が何を意味するかは明白である。即ち、蔣・汪兩氏が事實上の日貨排斥取締りに乗り出した第一歩の工作として注目されてよい。決議文は左の如きものだ。

「約法第十六條は「人民の財産は法律によるに非ざれば查封又は沒收するを得ず」と規定し、また第卅七條は「人民は職業及び營業の選擇の自由を有す、但し公共の利益に妨害あるものは國家が法律を以てこれを制限或は禁止するを得」と規定してゐる。右は人民の財産を保護し營業の自由を規定せるもので合法的手段によるに非ざれば制限を加へ得ざることを明かにしたものである。しかるに近來地方官吏が特に名義を設け人民の財産信用及び營業の自由を妨害するの舉に出づるものがあるが、右は法律を無視したものである、若し速に是正せず

んば何を以て官紀肅正、法治の實を實現し得るや、本會議は速かに國民政府に忠告し、所屬官廳に命令し治權行使の規律により人民の生命財産及び營業の自由に對し、切實に保護を加へ恣に侵害するを得ず、右決議す」

更に、多年排日の策源地だった中央黨部は、歐米派の邵元冲氏に代り中央黨部祕書長葉楚傖氏が中央宣傳委員長を兼任、三月一日就任と同時に組織委員長陳立夫氏と連名で全國黨部に對し「各黨部は中央の聲明の趣旨に従ひ今後一切の行動を決定すべし」との命令を發し排日行動の停止を傳達し、(三月一日南京發電通)また、國民政府教育部は三月十五日全國各省市教育長に對し「政府の檢定を経ざるもの竝に廢止に決したる教科書は今後絶體に使用すべからず」との命令(三月十五日南京發電通)を發したと傳へられて居る。

X

X

X

吾々は、勿論斯うした外交的言辭を其のまゝ信ずるものでは無い。けれども、滿洲・上海兩事變以來、徹底的な抗日・排日貨政策を強行し續けた南京政府が、如何なる事情、政略が内藏されて居るにせよ、公然と親日的言辭を放つた事はその事自身一の重視すべき轉換であると思ふ。其の後、日本外務當局との歩み寄り五月十八日の大使交換實現となつたが、初代駐支大使に任命された有吉明氏の次の談話は一應承認してもよからう。「南京政府は兎にも角にも國民の心にあれ程浸み込んでゐた排日

運動を消滅させる決意を示したと云ふことは買つてやらなければならぬ。」(五月十一日中外)では、一體、何がさうさせたのだらうか。前述せる日支間の諸工作を讀まれた諸君は既に氣付かれて居ると思ふが、吾々は此の點を更に検討する事に依り、最少し焦點を瞭りさせようと思ふ。

二、何故親日に轉向したか

蔣介石氏一派の南京中央政府究局の目標は、彼等の手に依つて中國の統一を圖り、所謂「一箇の近代的國家たらしむる」事である。

南京政權は、現在中國に於て最も強力なる支配權を維持し、列強に依つて中央政府として認められて居る事は云ふ迄もない。と云つて、南京政府の威令が全支に及んで居る譯ではない。廣東には陳濟堂、廣西には李宗仁、白宗禧が居り所謂西南ブロックを形成し殆んど獨立状態である。四川には、楊森・鄧錫候等、貴州には王家烈等の封建軍閥が互ひに相拮抗して居る。更に、山西には閻錫山、山東には韓復榘が居る。そして、其の或る者には背後に列強の勢力が控へて居ると云ふ譯だ。之等の勢力は西南派を除く外は何れも南京政府の前に一應從順の態度を示して居る。と云つて、西南派とても眞正面から中央軍との決戦を交へる程の勢力はない。問題は何と云つても中國ソヴエートである。蔣政

權と浙江財閥等の國民ブルジョアジーが當面最も脅威を感じて居り、従つて其の討滅に狂奔して居るのは、勞農大衆の革命運動である。最近三ヶ年有餘の間、軍閥同志の政争が中止され、次第に中央に對する勢力を弱めて來たのも此のためだ。そして、過去數年來、南京政權の財政は、共匪討伐費の重壓にうめいて來た。

銀本位國である中國は、銀安によつて、一九三二年の初期頃までは世界經濟恐慌の打撃を緩和し得て來た。が、一九三三年、三四年と續いて襲つた大水害、大旱害は農業恐慌を深化し、更に米國の銀政策は、中國の經濟恐慌を一層激化せしめてしまつた。そこに、必然、浙江財閥、南京政權の財政的危機が齎らされたが、それを切り抜けるための對外借款を成立せしむるためには、先づ何よりも日支間の不安状態を除去せねばならなかつた。親日轉向の一因は先づ茲に求められる。

次に問題になるのは日本の對支強硬政策である。そして、恐らく之が親日轉向への直接且最重要な要因と云つてもよからう。前述の諸工作を通じて見ても、南京政權が日本側に第一に強調し熱望して居る事は日本からの「不侵略の意思表明」である。南京政府の非公式使節として來訪した王寵惠氏も二月廿日記者團との會見に於いて日支間の不調の原因と根本的解決策を左の如き言葉で表してゐる。

「……日支兩國不調の原因に就いては自分から言ふことを避けるが、率直にいへば貴國が原因の一部を爲しつゝある、廣田外相が今議會において聲明された不脅威、不侵略の原則こそ今後の兩國の國交を新しい方面に導く外交の大道を見出したものである」（東朝二月二十一日）當面それは北支問題であり、現に情勢險惡が傳へられる。若しも、北支で軍事的混亂が卷起されるならば、南京政權に與ふる打撃は蓋し決定的なものであらう。

しかも、從來南京政府が採つて來た「以夷制夷」外交政策は、滿洲事變に依つて其の無效果なることが示されたが、現在の世界政治狀勢に於ても、尙ほ英米並に聯盟にさして期待はかけられぬと云ふ事情は、遂に直接日本との妥協を圖らざるを得ないことになつたのではないかと思ふ。

斯くて、中國の經濟恐慌とソヴェート運動、並に日本の對支強硬政策こそ、南京政權親日轉向の要因の有力なものであらうと考へる。日支外交轉換の背後にあるものは之であり、また之こそ今後の日支外交の動きを決定する基本的なモメントであらうと思ふ。

第二節 中國の農業恐慌と中央財政の危機

一、中國の農業恐慌

米國の銀政策に依る中國の金融的混亂は今尙ほ惡化の一途を辿つて居る。それが最近に於ける中國經濟恐慌を激成せしめてゐる直接の原因であることは云ふまでもない。(三部第二節一五〇頁参照)

然しながら中國現在の經濟恐慌は、絶えざる兵亂、水災、旱魃、外國との軍事的衝突等の特殊事情を背景とする。そして、農業國である中國の經濟恐慌の根幹は、云ふ迄もなく農業恐慌である。それは中國の對外貿易の萎縮となつて表はれ、國際收支の惡化となり、中央財政の危機を深めつゝある。

吾々は、先づ中國の農業恐慌について若干の報告をしよう。此の數年間、中國の農業恐慌は累年深化する許りであつた。一九三三年には大水害、昨一九三四年には全國的な旱魃に襲はれた。(註一)夫れは耕作面積の減少——基本的食料品(米及び麥)の生産減——となり、農業國たる中國の莫大な食糧品輸入となつて表れて來た。一方茶、蠶繭、大豆、落花生、胡麻等の商業耕作物は價格の暴落を來した。夫れに比し、農民の購買する工業製産物の低落度は比較的緩慢だつた。(註二)

(註一) 中國農業の根幹的な問題は大規模な治水灌漑事業にある。水源は地主、官僚、高利貸、軍閥に依つて占有され、それは彼等の特殊な搾取手段となつてゐる。不斷の内亂、恐慌の深化は此の治水灌漑設備を破壊し、修築せしめずに打ちすて、置く。だから、旱害、水害は毎年全國的乃至地方的規模に於いて襲來する。之等については吾々は本年報第七輯第一部「中國經濟と帝國主義の攻勢」(七一—一二頁)で報告した。参照されたい。

(註二) 上海の輸出品物價指數は、一九三三年度は鐵産品を除く外各品とも著るしく低落してゐる。農産物、七三・七、動物産七九・八を示し、殊に生絲、綿絲等の重要輸出品を含む生産品指數は五二・三に暴落してゐる。今年の四月は稍々上昇して居るが、不作に依る供給減に基づくものであらう。

(一) 上海輸出品物價指數(一九二六年=100)

年次	原 料				平均	生 産 品			消費品	總指數
	農産	動物産	林産	鐵産		生産品	消費品	總指數		
一九三〇年	一一五・九	一〇六・七	九六・〇	二四・五	二二・八	一〇二・六	一〇五・〇	一〇八・三		
一九三一年	一〇七・〇	一〇七・三	一〇七・九	一三・七	一〇・六	九六・一	一〇七・六	一〇七・五		
一九三二年	九五・七	八〇・八	九九・九	一〇・八	九・六	七三・一	一〇四・五	九〇・四		
一九三三年	八五・八	八〇・〇	八九・五	一〇・八	八・三	六七・五	八九・三	八三・〇		
一九三四年	七三・七	七九・八	八四・八	一一・八	八・七	五三・二	八〇・三	七七・七		
一九三五年(四月)	八三・三	七三・二	七三・八	一一・三	八・〇	五三・七	七三・七	七四・七		

一方、輸入物價指數を見ると、原料品指數は何れも低落して居るが、その低落率は輸出物價指數程大きくはない。しかも消費品指數では一九三三年の二三・〇から三四年には一三三・三と上昇さへしてゐる。ために三四年の總指數は一三二・一となり前年に比して僅かに〇・二を落して居るに過ぎない。本年四月の總指數は一三二・二と五ポイント下げてゐるが、開きは依然存在してゐる。

第二節 中國の農業恐慌と中央財政の危機

(二) 上海輸入物價指數(一九二六年=100)

年次	原料				生産品	消費品	總指數
	農産	林産	鑛産	平均			
一九三〇年	一五〇・二	一二二・七	一一六・九	一二四・六	一一八・一	一二〇・七	一二六・七
一九三一年	一五九・二	一四七・一	一三六・八	一五三・五	一六〇・二	一四五・七	一五〇・二
一九三二年	一三八・四	一二〇・二	一一一・〇	一二三・二	一五三・七	一四〇・一	一四〇・二
一九三三年	一三一・一	一一〇・六	一〇四・一	一一三・八	一五三・六	一三〇・〇	一三三・三
一九三四年	一三三・四	一〇九・二	一〇七・五	一一八・九	一四七・一	一三三・三	一三三・一
一九三五年(四月)	一一三・八	一〇一・三	一〇七・七	一一一・六	一三五・一	一三一・五	一二七・二

生絲は日本人絹工業の發展に脅やかされ、茶はセイロン、ジャワ等の製品に壓倒されたためであるが、それに拍車をかけたものは銀高である。養蠶業の激しい衰退と、茶業の萎縮、之だけでも農村の窮迫は深められつゝあつたが、更に南京中央政府、地方軍閥其の他土豪劣紳に依る苛斂誅求が重加された。それは従來も甚しかつたが、こゝ二、三年間引き續く内亂、共匪討伐、外國との軍事的衝突は、租税、利子、小作料の引上げ、無償労働の強化となり、農民の階級的分化は促進された。

中國銀行の報告 中國に信す可き統計の無い事は周知の如くだ。従つて中國の農業恐慌の状態に関する資料も不幸にしてこゝに掲げる程のものも見當らない。が、一九三三年度中國銀行營業報告の農業經濟に關する部分を抜萃して以下に紹介して置こう。多分の政策的意味を持つ此の報告に依つても、

尙ほ吾々は農村疲弊の一端を讀みとり得ると信するから。

「一九三三年度の農産物收穫は、遙かに前年に及ばない。最も重要な穀類及び棉花の二種の、一九三三年度作付面積が同一だと假定すれば、穀類の收穫は僅に前年の八二%、棉花のそれは僅に前年の七三%にすぎない。しかし棉花の作付面積は一九三三年度には前年に比して一〇%以上増加してゐるのに、棉花收穫高は七三%にしか達しない。それ故に昨年農民が受けた痛苦は、大きい自作農及び地主に於いては、農産物低落の影響によつて、収入が支出に足りない結果となつた。しかし自作農はなほ衣食を自給することができた。一九三三年度には減收關係によつて小農は殆んど自給できなくなり、それ故にその受けた痛苦は比較的普遍的であつた。各地收穫状態を見るに、西北及び北方の穀類收穫は一九三三年度には前年に比して四・五%の減收であり棉花の收穫は西北に於ては夏季の雨量過少秋季の雨量過多により、一九三三年度には前年の五八%にしか過ぎない。北方は一九三三年度には前年と同一であつた。中部の湖南、湖北、江西三省は一九三三年度には六十年來未曾有の旱魃の爲に、穀類及び棉花の收穫は僅に前年の二分の一に過ぎない。この三省は従來米穀を移出してゐたが、一九三三年度には反つて外省から米穀を移入してゐる。東部の江蘇、浙江、安徽三省も減收にして、穀類は前年の七六%棉花は六〇%である。西南及び東南部に於いては、棉花は元來主要産物でなく、穀類の收穫は昨年と同一であつた。全體的にいへば、一九三三年度における農産物の收穫は、南支及び西南最も豊富にして、昨年と同一である。北支及び西北は稍々減收、中支は最も減收し、前年の六〇%にも及ばない。

中央農業實驗所の推計によれば、一九三三年度に於ける一畝の收穫高を昨年と比較するに、西北の察哈爾、綏遠寧夏、甘肅、陝西五省の穀類收穫は、昨年比して五%少く、棉花は四二%少い。北支の山西、河北、山東、河南四省に於ける穀類收穫は、昨年比して六%少く、棉花は減退してゐない。中支の湖南、湖北、江西三省

に於ける穀類の收穫は、昨年比して、五〇%少く、棉花は四七%減收である。東支の江蘇、浙江、安徽三省に於ける穀類の收穫は、昨年比して三四%少く、棉花は四一%少い。西南の四川、雲南、貴州三省に於ける穀類の收穫は昨年比して二%少く、東南の福建、廣東二省における穀類の收穫は昨年比して一八%少い。

農産物価格は、上海市價を標準とすればいづれも騰落あるも、最も上騰せるは米にして、最も下落せるは生絲である。米價の上騰は凶作により、燕湖米は平均四九%上騰、湖南米は三九%上騰してゐる。湖南米の品質は、比較的に外米に近く、一九三四年度には仰光米は殆んど上騰を見せず、西貢米はかへつて下落を示してゐる。それ故に外米の輸入は増加し、湖南米はその影響を受けて、價格の上騰は比較的減少であつた。麥の價格は昨年比し九%上騰したが、それは支那小麥の減收によるものに外ならない。棉花價格は支那棉の標準物を代表するものであるが、一九三四年下半期における價格は、昨年比して甚しい上下はなかつた。しかし米棉と競争的地位にある雲寶棉は、昨年比して一一%上騰してゐるが、それはアメリカにおける棉花産額の減少、インフレーション、アメリカ棉の價格上騰によるものにして、そのため雲寶棉もそれにつれて上騰した。生絲價格は海外賣行の縮小により、その價格漸落し、支那絲のニューヨーク相場のごとき、二六%方下落し、リヨン相場は三七%下落した。それ故に上海相場も平均三七%方下落し、茶葉も一二%方下落した(東亞六月)

全支各地に暴動頻發 最近の外電は、支那各地に動亂勃發し拾收すべからざるものありとして、左の如く報道してゐる。勿論、吾々は斯うした報道をそのまゝ信じようとは思はないが、最近に於ける中國農村極度の疲弊から推察して、當らずと雖も遠からずと考へて居る。

- 一、江蘇省常州附近の農村は一日一碗の粥に辛うじて生を保つてゐる。
- 二、安徽省農民は木皮を常食してゐる住民は一千七百名に達してゐる、窮民は各地に富豪を掠奪し中にも數百名一團となつた暴民は村から村を掠奪し歩いて居る。
- 三、隴海線沿線は車窓より荒廢の状況があり、と見られる。
- 四、海州、徐州中間地區の農村では政府の測量隊を殺害し公安職員と衝突し多數の負傷者を出した。
- 五、河北省大名地方には河南山東省より來た暴民が猖獗を極めてゐる。
- 六、安徽省蕪湖附近の農民は一揆を起し縣民を襲撃した。
- 七、富裕を誇れる湖北、湖南の兩湖方面に於ても農民の騷擾各地に勃發してゐる、また江西、湖南、安徽方面には今年の夏は大洪水があるとの流言盛んに行はれ、人心は不安に襲はれ、農民の窮乏と相俟つて戦々兢兢たるものがある。(上海五月十三日發電通)

二、貿易並に國際收支の惡化

(A) 外國貿易の萎縮

斯うした中國農村の窮迫は、外國貿易の惡化となつて現はれて居る。先づ昨一九三四年度の狀態を見ると、輸出は五億三千五百萬元、輸入は十億二千九百萬元、入超四億九千四百萬元と云ふ數字を示して居る。之は前年に比して輸出額では一三%、輸入額では二三%の減少に當り、ために入超は三五%の減率を示して居る。

(一) 中國外國貿易(百萬元)

	輸入額	輸出額	合計	入超額
1930年	2,041	1,394	3,435	647
1931年	2,234	1,416	3,650	818
1932年	1,634	768	2,402	866
1933年	1,345	612	1,957	733
1934年	1,029	535	1,564	494

中國本部外國貿易(滿洲を除く)百萬元

	輸入額	輸出額	合計	入超額
1930年	1,723	944	2,667	779
1931年	2,002	915	2,917	1,087
1932年	1,524	569	2,093	955
1933年	1,345	612	1,957	733
1934年	1,029	535	1,564	494

少せるものゝ中の重要商品を拾つてみると第三表に示す如く、生絲、棉花、落花生及び綿布等の減少が目立つ。尙ほ、數量から見ると、生絲は前年の十一萬キントールから九萬五千キントールに、棉花は四十四萬キントールから二十萬キントールと五割内外の激減を示して居り、其の他では油脂臘十四%、種子一三%、植物及植物産品八%等の減少が見られる。重要農産物の斯うした減少からも農民の購買

(二) 輸出品の四大種類別

輸出品	金額(千元)		百分率(%)	
	1934年	1933年	1934年	1933年
飲食品及煙草	138,619	144,094	25.9	23.6
原料及半製品	284,842	336,043	53.2	54.9
製造品	79,607	99,815	14.8	16.3
貨計	32,144	3,874	6.0	5.2
合計	535,214	611,828	100.0	100.0

(三) 重要輸出品の減少(千元)
(1934年)

輸出品	價額	前年度比 較減少額	百分率 (%)
卵及卵製品	30,244	6,236	17.1
生及加工皮類	29,108	2,812	8.8
雜穀及雜穀粉	10,348	2,371	18.6
落花生油	4,191	1,490	26.2
桐油	26,217	4,044	13.4
落花生	12,371	5,106	29.2
落紙	5,119	996	16.3
棉花	15,202	5,028	49.7
生絲	23,519	4,728	51.2
絲布	31,294	713	21.8
綿織物	8,767	10,795	55.2
絹織物	19,509	6,644	25.4
錫(棒及塊)	14,137	6,061	30.0

等の輸入が激減して居るためだ。また、飲食物に次いで製造品が減退して居る。飲食物の激減は支那農村の復興を意味するのではなく、第五表の如くだが貧窮化を意味する。主要商品の中減少せるものを見ると、第五表の如くだが數量からみても、米は前年の一千二百萬キントールから七百七十萬キントールに、小麦は一千萬キントールから四百六十萬キントール、麥粉は百九十五萬キントールから、五十九萬キントールと減少して居る。尙ほ石油も七億萬

力減退を想像し得る。

次に輸入品だが、輸出品と同様先づ種類別に見ると飲食品、原料雜貨を除く外は何れも減少して居るが、特に飲食品は二億七百萬元より一億一千六百萬元と略々半減を示してゐる。其の原因は、農民の主要飲食品たる米、麥、麥粉、砂糖、魚介海産物

(四) 輸入品の四大種類別

輸入品	價額(千元)		百分率	
	1934年	1933年	1934年 (%)	1933年 (%)
飲食品	116,978	207,858	22.3	30.1
原料及半製品	138,350	152,227	26.4	22.1
製造品	240,449	301,219	45.8	43.9
雜貨計	28,307	26,702	5.4	3.8
合計	524,086	690,007	100.0	100.0

立から四億五千立と激減して居るが、中國へ輸入される石油の大半が農民の必需品たる燈油であることからも農村の疲弊を推察し得る。そして、輸入の激増せるものでは機械及工具五千九百萬圓（對前

年三七%増）、自動車及其附屬品一千六百萬圓（同二四%増）等が主たるものだ。

以上、中國貿易の近狀を概観した。中國に於ける密貿易が如何に盛行を極めて居るか云ふ事は既定の事實であり、（此の事に就いては次の國際收支の所で觸れよう）従つて此の貿易統計を其のまゝ信するものではないけれども、中國經濟の萎縮と、もに農村窮迫化の傾向だけは充分窺はれる。

(B) 國際收支の惡化

以上の如き貿易の萎縮は必然的に中國の國際收支を惡化せしめる。勿論それは、單に貿易の不振からのみでは無く、中國の貿易外の受取勘定として重要な役割を持つ華僑の途金が、恐慌の深化と、も

(五) 重要輸入品の減少 (1934年)

品目	輸入額 千元	前年度比 較減少額 千元	減少 百分 率%
米	65,685	85,134	56.5
麥粉	31,869	56,174	63.8
糖	7,075	20,733	74.6
海産物	32,686	9,188	21.9
布	18,212	4,231	18.9
花	26,782	31,375	54.0
絲	90,247	7,959	8.1
其品	2,939	977	25.0
酸	6,404	5,805	47.6
油	8,754	3,104	26.2
ソ	6,185	7,313	54.2
紙	39,750	47,613	54.5
材	19,312	2,017	9.5
炭	37,268	6,561	15.0
木	34,151	3,177	8.5
石	11,116	11,149	50.1

に累年減少して居る事にも依る。ところで、之等の調査は元來非常に困難な問題で、特に中國の如きに於いては真相を把握することは殆んど不可能と云はねばならぬ。(註一) 吾々は以下に中國銀行調査の數字に基いて其の概要を紹介しようと思ふのだが、當局者も「近似數(國際收支の統計—筆者註)に過ぎないから正確とは認め難い。各方面の研究に志ある方々が不備を補ひ本調査を正確ならしめんことを深く希望する」と白狀してゐる。

(註一) 中國の國際收支に就いては、尙ほ東洋經濟新報十年四月六日號一七頁「支那に於ける經濟恐慌」參照。

次頁の表は同行發表の一九三四年の國際收支だが、之に依ると金銀の輸出額三億一千一百萬元、同密輸出額約八千萬元、併せて三億九千萬元となつて居る。一九三三年の輸出額八千三百萬元、密輸出額約一億二千萬元とすると一億八千萬元の激増に當るわけだ。昨年(一九三三年)に於ける銀恐慌が如何に激しかったかを物語る。同報告は此の遠因を累年の入超差額に歸せざるを得ないとして次の如く説明してゐる。

『實に近年來上海に於ける銀在高は増加してゐる。即ち支那各地は輸出入の適合しないために、現銀輸出をもつてこれを決済せざるを得ないのである。それが上海に蓄積されてゐるのは、外國商人が暫時蓄積して投資利益を圖つてゐるためではあるが、これは海外輸出の準備に異ならない。それ故に一九三四年の稅關經由輸出せる現銀は合計二億六千萬元にして、上海外國銀行の手持高は二億二千一百萬元減少し、天津外國銀行の手持高は四千一百萬元減少してゐるが、この二億六千二百萬元は、即ち、過去二、三年來に於ける全国各地の輸入決済

中國1934年度國際收支(千元)

收 入		支 出	
1. 輸出商品價額	535,200	1. 輸入商品價額	1,029,700
2. 輸出商品價額の申告差(15%とする)	80,300	2. 密輸入額(15%とする)	154,500
3. 地金輸出	111,500	3. 外債償還	112,600
税關經由輸出	51,500	關稅擔保	75,400
密輸出	60,000	アメリカ棉麥借款	11,600
4. 地銀輸出	279,900	鹽稅擔保	7,100
税關經由輸出	259,900	鐵道借款	18,500
密輸出	20,000	4. 在外使館經費及留學費	6,000
5. 華僑送金	250,000	5. 外國商館利潤(送金及びフィルム賃料を含む)	20,000
6. 外人の在支投資及信用貸付	80,000	6. 不明のもの	194,100
(アメリカの棉麥借款支那の在外投資利潤等を含む)		(資本の逃避及支那人の外國株式商品投機による損失等を含む)	
7. 外人の在支經費	180,000	合 計	1,516,900
旅行費、教會經費、慈善金使館經費、軍隊經費、外國船舶經費等)			
合 計	1,516,900		

(備考) 中行銀行發表

のための代償である。しかも外國銀行の手に入つて、今日利鞘があり、且つ資本の安全を謀るために、一舉に海外に輸出されるに至つたが、銀流出の遠因を、連年の入超差額に歸せざるを得ないことは極めて明かである」

次に同調査は商品の密貿易を輸出、輸入の各十五%として計算して居るが、一般に事實はもつと多いとされて居る(註二)また華僑の送金二億五千萬圓は、前年の同行發表の二億元に比し反つて五千萬元増加して居るが、本年の分の中には「中繼送金關係ありて二重計上または前年の原因不明のもの二億八千萬元の一部を含んで居るのではな

いか」と疑問符をつけて居る

(註二) 密貿易は數次に互る輸入稅率の引上

げに依つて益々増加の傾向がある。そして一般にその最も盛んに行はれて居る所は、關東州を中心とする北支一帶と香港を根據とする南支方面であると云はれて居る。尙ほ、中國貿易の輸入額に對する輸入稅額の割合は、一九三〇年の一〇%九から、三一年(一四%七)、三二年(一五%三)、三三年(一九%八)、三四年(二五%三)と上昇して居る。

何れにしても、中國の國際收支が極めて不健全な状態に陥りつゝある事は想像し得る。しかも、それは慢性的な入超に根因がある。では「夫れを改善するに刻下の急務」として如何なる對策を採らうとして居るか。次に記する同行の意見は重視されて然る可きであらう。

「今後に於いては外國資本の輸入は容易でなく、輸出額は俄かに増加し難きに拘らず、現銀の保持は全國經濟の運命の繋るところである。それ故に輸入制限と輸出の増加とは、刻下の急務である。輸入方面に就いて見るに、第一に、農産物中の米、棉花、麥の三項は、自給自足の不可能なる間は、一方政府並に社會の協力によつて、消費を制限するとともに、他方漸次に關稅を引上げて、これを逐年漸減せしめ、三、四年の内に自給の目的を達成すべきである。一九三四年における米、棉花、麥三種の輸入額は一億八千七百元にして、殆んど入超額の一半を占めてゐる。」

農民の食糧たる米、麥の消費を制限する一方、關稅を引上げることがどんなに農民の生活を壓迫す

るかは明白だ。同報告は更に、「或る一部の論者は現在の如き國際收支の適合しないときに、通貨を收缩せず、金融上の難關を乗り切らうとするには、政府の外債起債または個人投資の吸収によつて外國資本の供給を仰ぐより外に道はないといつてゐる。……金融恐慌の過程に於いては、外國人は貨幣の不安定を顧慮するから、外國資本の吸引は、平時よりも殊に困難である。それ故に支那當面の急務としては、必ずや先づ自立自救の決心をもたねばならない。……幸にして支那國民の刻苦的な生活態度は、夙に世に知られてゐる。上下が徳を一にし、心を一にし、飲食雜費を節約することができれば、國際收支適合の日を見るのが不可能ではない。」と。

三、中央財政の危機

扱て、こゝで愈々南京中央政府の財政状態を檢討することになつた。去る五月十三日、南京政府財政部長孔祥熙氏に依つて發表された政府最近二ヶ年間の財政報告を基礎にしてみても行かうと思ふが、茲に注意せねばならぬことは、其の報告は中央財政の公式の報告としては恐らく最初のものではないかと思ふ。會つて、反蔣派の連中が、其のスローガンの中に「財政の公開」と云ふ項目を掲げて居つた事がある。此の報告を見るに當つて、吾々は一應之等の事情を考慮して置かねばならぬ。次に掲げ

たものは一九三二年度から三三年度（三四年六月末現在）に互る兩會計年度の數字だ。之に依ると、三三年度の租稅收入の純計は六億二千二百萬元、支出實額七億六千九百萬元となり、差引一億四千七百萬元の赤字となつて居る。更に、收入の主たるものは、關稅と鹽稅及び統稅であり、支出の主たるものは軍務費と債務費である。

収入の部		1932年度	1933年度
		千元	千元
稅	325,535	352,399	
稅稅	158,073	177,376	
稅稅	79,597	104,978	
關道	20,250	16,781	
有鐵	613,841	689,489	
他總	54,512	67,048	
稅	21	780	
計	54,534	67,329	
差引	559,307	621,659	
公債	112,617	179,959	
純收	671,925	828,712	
入總	54,511	67,051	
計			
支出の部		1932年度	1933年度
		千元	千元
費	4,756	5,590	
務務	77,971	98,893	
務務	320,672	372,895	
務務	269,541	202,601	
純額	40,507	41,676	
計	653,425	769,122	
時拂	8,544		
計	644,831	769,122	
金及	27,093	59,589	
計	671,925	828,712	

稅一億七千七百萬元（二六%弱）統稅（消費稅）一億五百萬元（二五%）で、之等三者併せて既に九二%に達する。吾々は茲に資本家、地主の直接負擔となる可き租稅の一つもないことを知る。一方、支出の部では、總計七億六千九百萬元の中、軍務費が三億七千三百萬圓で四九%を占め、債務費と倍償金

を併せた二億四千四百萬元は三二%を占める。結局、三者併せて總支出の八〇%に當る。更に、同報告は一九二八年以降の收支状態を左の如く示して居る。之で見ると、收支の不均衡は殆んど累年増加し、軍務費の増加は總支出に占める比重を次第に高めて來て居る。

過去六ヶ年間の豫算決算(單位百萬元)

年 度	支出(年度末額)		實額(除く現金を)		實額(のをも除く)		不足額		軍務費		債 務	
	實額	不足額	實額	不足額	實額	不足額	金額	對總支出	金額	對總支出		
一九二八年度	412	333	412	333	80	19.4	210	50.8	159	38.3		
一九二九年度	539	438	539	438	101	18.7	245	45.5	200	37.2		
一九三〇年度	714	497	714	497	135.5	19.0	322	43.6	290	40.5		
一九三一年度	683	553	683	553	130	19.0	304	44.5	270	39.5		
一九三二年度	645	559	645	559	86	13.3	311	49.7	210	33.6		
一九三三年度	619	633	619	633	147	19.2	373	60.5	244	39.8		

(備考) 一九二八年度支出額中借款資金を充當したる中央銀行資本金二百萬元及び庚子賠償金償還額は之を計算に加へず。一九三一年度内四千九百萬元、一九三二年度内五千九百萬元、一九三三年度内四千六百萬元は、皆前各年度の支出に屬するものである。

斯うした財政状態の悪化が、何に基づくかに就いて同報告は説明する。

「一九三二年の上半期は、偶々上海事變の後を受けて、國難は重加して、政府當局は、憂勤惕厲汲々として違がなく、軍政當局は各々節約に努力し、同時に國民の愛國心も熱烈にして、政府は内債償還方法を改訂し、國

庫の負擔を軽減し、收支を平衡せしめることが出來た。一九三三年の春夏の交に至り、江西省の共産軍討伐工作は盛となり、しかも山海關熱河方面は危急を告げ、平津地方には戒嚴令が布かれ、軍費の支出は益々増加した。軍事が大體終熄するや、戦區救済のために、復又資金を要することが多かつた。秋に入つてからは、黄河の水災あり、福建政變がこれに繼ぎ、救済資金の調達、軍費の支給に、殆んど應接の暇がなかつた。それ故に一九三二年度下半期及び一九三三年度上半期は、實に兩會計年度内に於て財政の最も困難な時代であつた。

財政收入は従來關稅を主としてゐたが、一九三一年より世界經濟恐慌が支那に波及し物價は下落し銀價は上騰し、それが國際貿易に影響し、關稅收入はそのために減少した。その上に東北四省の關稅鹽稅全部を喪失し然も外債のうち各省稅收を擔保とせる一部分も別にこれを補充しなければならず、政府の債務負擔は益々加重した。幸に關稅を金單位に改め、輸入稅率を増加し、且つ財務行政を改善せるため、租稅收入は、餘り減少しなかつた。しかし上述の處置によつて増加せる收入も、遙かに前述のごとき巨額の損失には及ばなかつた。

海關稅收入は一九三一年より比較的減少してゐるが、それは大半輸入價額の漸減せるによる。一九三三年輸出總額は東北四省を除き、僅に一九三一年の三分の二、一九三四年に至つては、その輸出入價額は一九三三年に比し、復又二〇%を減少してゐる。南支及北支に於ける密輸入の盛大も關稅收入に對して影響した。

關稅減收の他の一原因は、東北四省の關稅の喪失である。四省の關稅收入は、大連稅關をも含み、一九三一年度の計算によれば、殆んど四千萬元に達する。この關稅收入をすでに全部喪失したのに、外債擔保に指定された部分もなくなり、かくて政府は收入を減少したばかりではなく、負擔を増加することゝなつたのである。

上述せるが如き種々の原因に基き、政府財政の不足は、公債收入によつてこれを補充しなければならなかつた。公債の借入額は、一九三二年度合計八千六百萬萬元、一九三三年度合計一億四千七百萬元であつた。それと同時に公債償還額は一九三二年度約一億萬元、一九三三年度約一億一千五百萬元にして、兩者を比較するに備

入額は略ぼ償還額に匹敵してゐる。一九三三年度初期には、政府は財政上の不足を補ふに尙ほ手持公債の賣出及び臨時借入により、辛うじて支出に應ずることが出来たが、一九三三年十月には資金の需要愈々緊迫し、しかも財源に窮乏し、遂に一九三三年關稅庫券一億元を發行して、これに應じた。』

更に『一九三三年度に於いては、外國の侵略及共產軍討伐のため、經費非常に増大せるをもつて、止むを得ず公債を發行し、之を補充した。最近までに、合計次の如き各種の公債を發行した。一九三四年一月、(名稱)關稅庫券一億元、同月(上海銀行團團匪賠償金伊太利借款)四千四百萬元。』

最近の外電は、『軍費補充のため蔣介石氏は、中央、中國、交通三銀行引受で一億元の内債發行を決定するに至つた』(註一)と傳へる。また、『極度の財政難に陥つた財政部は各省立銀行を改組中央統制下の農民銀行となし凡そ七億元の紙幣を漸次分割發行、都市に於ては健全通貨を維持しつゝ地方農村に於いてインフレを實現し剿匪軍費を捻出し中央財政の一時的糊塗策を講ぜんとする』(註二)と報じてゐる。更に、五月廿二日の中央政治會議を通過した南京政府民國二十四年度總豫算は「歳入は七億五千二百六十四萬元、歳出は九億四千九百三十五萬元で收支不足額は一億九千餘萬元である(これは臨時歳出を含む)歳出の主たるものは軍事費四億一千六百五十七萬元で昨年度の三億七百萬より約一億元の増加となつてゐる」(註三)と報道されて居る。事態は正しく只事ではない。

(註一) 上海五月十四日發聯合、尙ほ同電報は次の如く報道する。『過般蔣介石氏が財政部長孔祥熙氏に軍費二千萬元の至急輸送方を電命したがその後討匪工作一向に進捗せず軍費は尙まる一方で、既に七月以陸軍費補充

の方途なき有様である、更に四川雜軍買収、貴州改組等軍費督促急なるものあり』と。

(註二) 上海五月廿日發聯合。(註三) 五月二十三日中外。

南京政府竝に浙江財閥が、當面の危機を一應切り抜けるため、外資の救援を抑がんとした事は極めて妥當なことである。それは先づ英吉利に向つてなされたらしい。駐支公使カドガン氏が三月六日北京に於て發した非公式聲明に依ると、『我等は支那側の再三の要求に應じ二千萬磅の國際クレジット設定案を協議中だが、之が成立するか否かは尙ほ決定に至らぬ……支那は最初英國に向つて借款の提議をなした』しかもそれは『既に數ヶ月前のことであるが交渉は今尙ほ第一段階より進んでゐない』そして『日支親善は對支借款成立と極東平和確立との最大條件である』と云ふのである。日支間の無氣味な状態の前には、外資は兎に角躊躇するは當然だ。南京政權が凡ゆるものを一先づ放擲して親日へ轉向せざるを得なかつた一因はこゝにあると云つてよからう。が、もつと中國が恐れねばならなかつたのは北支問題だつた。滿洲國の獨立に依り、東北四省が支那から離れた事が、政治的、經濟的に如何に大きな打撃を與へたかは、既に國際收支並に中央財政の報告を見ても解る。『中國經濟恐慌と中央財政の危機』これは確かに南京政權が親日に轉向せざるを得ない一要因だ。吾々は次第に問題の焦點に近づきつゝある。次に中央財政支出を累年増加せしめつゝある中國共產黨の問題へ入らう。

第三節 中國ソヴェート運動の脅威

一、首都瑞金の陥落

中國に於けるソヴェート運動の發展が、南京政府にとつて如何に大きな脅威であるか、従つて其の討伐のために、過去數年來如何に狂奔して來たかを吾々はよく知つて居る。それは、獨り南京政府の脅威のみならず、列強にとつても同様である。現に廣田外相も、「帝國政府としては支那に於ける共產黨の活動及び共產軍の跳梁に對し引き續き關心を持たざるを得ざる次第である」(註一)と云つて居る。日支外交轉換の背後にあるものとして、此の事は相當高く評價されてよからう。

吾々は中國ソヴェートが現在どの程度の勢力を持つてゐるかについては、正確な資料を手にし得ない。然しながら、過去に於ける南京政府の討伐狀況から推すと、其の勢力は決して小さいものではない。ところで、昨年十一月十日、政府の第五次討伐に依つて江西省の瑞金を引揚げた事は、注目すべき後退であり、中國ソヴェート運動史上特筆さる可き事と云つてよからう。何故なら瑞金は一九三一年十一月七日、中國ソヴェート第一次全國代表大會が開かれソヴェート共和國憲法草案(註二)が

採擇されて以來首都だつたからだ。

(註一) 本年報本部三頁参照。(註二) 本年報第七輯第一部「中國經濟と帝國主義攻勢」六七頁、尙ほ第十輯

第一部「支那分割の運動とアジア問題の新段階」四五頁参照。

それまで政府軍は四回に互つて大規模な討伐を行つたが、或ひは敗れ、或ひは成功しても徹底的な打撃を與へることは出来なかつた。即ち、第一回は一九三〇年十一月に開始され、湖北、湖南、江西三省の全軍を動員して討伐に向つたが、却つて共產軍の反撃に會ひ、翌三一年一月に中止された。同年三月第二回の討伐が開始され、時の軍政部長何應欽が總司令となつて江西省山岳地帯を襲つたが五月再び敗北してしまつた。同年七月には蔣介石自ら起つて江西に向つたが、長江の洪水に引き續く滿洲事變勃發のため九月に中止されてしまつた。一九三二年四月、上海停戰協定の成立後、六月十五日廬山に清剿會議を開き、約六十萬の大軍を動員し十月までに湖北のソヴェート中心區を襲つた。此の時は政府軍は一應勝利を獲得した。翌三三年二月、蔣介石は南昌に赴き、江西、福建、廣東、廣西四省の全軍を動員して江西ソヴェート區の主力撃破を命じたが、廣東、廣西の西南派積極的に動かさず、其の中に日本軍の熱河討伐、北支の不安定に依て一先づ中止された。そして三四年四月以降十二月に互つて行はれた第六次の討伐が、瑞金の陥落となつたわけだ。此の討伐に依りソヴェート區の主要な

る根據地は中央軍の手に恢復され、政府軍としては未曾有の勝利を獲たものとみてよからう。其の勝利を齎した決定的な原因が、近代的な武器——飛行機、重砲——等にあること云ふ迄もないが、尙ほ、南京政府が採つた所謂剿匪新戦術に就いて左の如き報告を紹介して置こう。

蔣介石の新戦術と第六次總攻撃

(一) 『紅軍討伐は三〇%の軍事工作、七〇%の政治工作による。』

此の「政治工作」とは、換言すれば『共產主義の政治的征服』のスローガンである。

(イ) 先づ蔣介石はこのスローガンを掲げて特殊なフアツシヨ團體藍衣社を組織した。

(ロ) 次いで藍衣社の會員によつて組成されてゐる各軍事部内に「政治教育部」を組織し、紅軍討伐上の軍權を握り、且つ政治宣傳のみならず憲法の仕事をも充たす。

(ハ) 廣く地主の武裝乃至は農村に於ける共產主義者撲滅の一團を擴充し、且つ相互保證を組織的に實施。

(ニ) 「農村經濟の更新」或ひは「税の減免」等々の法令、同様籠絡的法令の發布。

(ホ) 廣範圍にわたり「新生活擁護」の國民運動を起してゐる。……事實は高中世紀時代の規律復活、儒教、封建的道義擁護等を意味する。

蔣介石の主要なる政治工作は民衆の反帝國主義乃至は革命運動の中心地、就中其の指導者に反感の強い主要工業地區に於いては有力だつた。斯かる地區に於いては共產主義團體を解體撲滅すべく白色テロから裏切者買収と凡ゆる手段を採つてゐる。

(二) 共產主義の經濟的征服

此のスローガンの下にソビエト地區に對し強硬なる經濟封鎖を斷行し、或ひは空中爆撃又は直接掠奪を行

つてソヴェト地區の農村經濟、交通産業を破壊した。

(三) 共產主義交通征服

紅軍討伐に派遣される軍隊輸送のため中央ソヴェト地區の周圍に自動車道路、鐵道を構築し、紅軍各部隊ベルチザン部隊を隠蔽してゐる山間地の森林を筏採或ひは之を焼き拂つた。

(四) 共產主義文化征服

此のスローガンの下に革命及び左翼文獻(例へば上海に於て共產主義文學から自由主義的ブルジョア文學に

至る各種作家の著書二千五百餘)を焼き、「普通學校、大學内共產主義反對」の運動を起す。

だが、第六次總攻撃の根柢は何と云つても軍事案である。紅軍討伐の爲め蔣介石は江西省中央ソヴェト區のみで、正規軍六十五から七十師(一師團は七千人から一萬人)及び八旅團を總動員した。が、新戦術の根柢は……正面攻撃から占領、包圍作戦に移り、又ソヴェト區領地内に於ける急速且つ正面衝突を避け漸進作戦への變更である……毎日五、六支里即ち二、三キロづつ前進した。或一地點を占據してそれに補強工作をなし前進部隊と後方豫備隊とを自動車連絡する爲め道路を構築して行つた。……同時に軍事技術上の特權を利用し先づ飛行機を活動させ次いで重砲を送り、そして歩兵を派遣するのは最後であつた。王泯者、馬場秀夫譯「蔣介石の第六次總攻撃と中華紅軍の闘争」支那四月號一一〇頁。

二、癌は除去されな

最近の外電は、瑞金を放棄せる共產軍の主力は漸次四川、陝西、甘肅方面、竝に廣西、貴州方面へ移動しつゝある事を報道してゐる。これは「ソ聯邦との陸の連絡の一線、新疆、甘肅、陝西、四川、

湖南、湖北を経て支那の中心を衝く所謂コミンテルン南方ルート在完成して、支那ソヴェートの農業生産品とソ聯邦の工業生産品とのバーターシステムに依つてソヴェート經濟を維持せんとするにあるは勿論、更に四川を確保して其の富源を開發し、以て其の經濟的地盤を固めんとする意圖あることは明らかである」(註一)會つて、吾々は本年報十輯で中國邊境地域の經濟情勢(註二)を報告したことがあるが、其の際、トールクシツ鐵道完成後、ソ聯邦との接壤地域である新疆、外蒙が著るしくソヴェート化の傾向を辿つて居ることを指摘した。瑞金を陥れた南京政府にとつて依然痛であるとは變りはない。

(註一) 東亞經濟調査局發行、「中國ソヴェート運動の研究」一八三頁、
(註二) 本年報第十輯第一部三八頁。

しかも、中國ソヴェート運動をこゝまで昂揚せしめた農民の極度の窮迫並に労働者の貧困状態は、今後尙ほ深められるであらうことを思へば、此の痛は益々悪性のものとなるだらう。

尙ほ参考迄に、一九三二年初頭の中國ソヴェート縣數を紹介して置こう。これが推定數字であることは云ふ迄もないが、大體の傾向は知り得る。

省	總縣數	ソヴェート縣數
江西	八	七
湖南	六	六
湖北	六	六
河南	二	二
安徽	六	六
福建	六	六
廣東	六	六
浙江	六	六
計	六三	二七

一九三二年五月「チャイナ・フオラム」誌所載「國民黨友黨の五ヶ年」中の數字。一九三二年初現在。

第四節 日本の對支政策

一、北支の政局不安

「不侵略の意志表示」これを南京政府側が第一に日本側に望んで居ると云ふ事は、日支親善工作を通じて充分窺ひ得る所である。然しながら、此の點に就いては廣田外相は日本の根本的外交方針として所謂「不脅威・不侵略の原則確立」を屢々聲明して居る所だ。とすれば、結局、南京政府は廣田外交に信頼してないと云ふ事になる。一體、南京政府はどんな點にそんな危険を感じて居るのだらうか。

昨年十二月、蔣介石氏の内意を受けて發表せられたと云ふ南京大學教授徐道隣氏の論文「中日關係の検討—敵乎？友乎？」(註一)の中では此の點について次の如く述べて居る。

「日本側より云へば、九・一八以降現在迄内田より廣田迄、東北四省の侵略、聯盟脫退乃至昨年四月十七日の強硬聲明より最近に至る迄、其の間「東洋平和の増進及維持」の口頭標準は一再ならずあつたが、其の爲す所は東洋平和の危機を尖鋭したるものに非るなく且は其の對支強硬政策を積極遂行し終

始改變の跡を認め得なかつた、日本は既に三年以前中國に對し世界に對し如此驚ろく可き爆彈を投下し現在とても止めんと欲するも能はざる或種の理想の下に一圖に突き進み居る：吾人は日本の積極政策打算中のものは第二第三の滿洲國を作ることであり、一般に傳へられる所に依るも侵略範圍を擴大し所謂「華北國」或ひは「蒙古國」を作ることであらうと信ずる」

(註一) 此の論文は中國外交部機關誌『外交評論』特別號南京外交評論社十二月二十日發行)に發表せられたもので、ほんとうの筆者は中央黨部の陣布雷氏ではないかと云はれて居る。(國際智識十年三月號一五二頁)

とすると、支那側が恐れて居るのは、矢張り今問題になつてゐる北支那にあるらしい。そこで、最近數ヶ月間、北支那に起つた種々な事を想起してみると、昨年十二月廿四日には長い間紛糾を續けて來た長城線の設關協定が成立し、同月卅一日には滿支通郵問題、二月五日には滿支有線電信電話連絡問題が解決した。

滿支國境設關協定成立 滿支國境長城線に於ける設關問題は、十二月廿四日滿洲國側韓我、柴山兩武官、源田稅務司長、支那側殷同、殷如耗氏と會談の結果、大體滿洲國側の要求を容れ大要左の如き協定成立した。

(一) 山海關に於る保稅制度 山海關は支那領土内である關係上、同驛扱滿洲國宛の貨物に對し從來課稅關係で屢々問題を起してゐたが、今後滿洲國內宛貨物は課稅せらるゝ事なく滿洲國內に搬出する事を得。

(二) 山海關驛に於ける稅關検査は兩國吏員立會の下に行ふ。

(三) 兩國が新たに長城線に稅關吏派出所を設置する場合は双方通告し合ふ事。

(四) 密檢防止は兩國共同で行ひ密檢品處分は先に發見せる側で行ふ。

(五) 長城線以南即ち關内に在る日滿軍需品は總て免稅とす、但し一見して軍需品と認め難き場合軍の證明を附すること。

斯様に種々な懸案が次第に解決されて行く一方、一月廿三日には察哈爾省境で日本軍と支那の宋哲軍との衝突、翌二十四日には外蒙國境ハルハ廟附近に於て滿蘇兩軍の衝突が惹起された。南京政府當局は脅威を感じたわけである。

しかも一月四日、大連星ヶ浦で開かれた關東軍幕僚會議では(註二)「蔣介石政權の對日態度は何等誠意の認む可きものなく、」ために「直ちに積極的行動に出づることは差控ふべきも斷乎たる決意を斷行する用意ある」旨が傳へられて居る。

(註二) 「大連一月四日發電通」 關東軍に於いては四日午前十時より大連星ヶ浦星ノ家に板垣參謀副長、土肥原奉天特務機關長、關東軍第二課長石本大佐、同第三課長原田大佐、河野參謀、滿洲國軍政部最高顧問佐々木大佐、山海關特務機關長儀我大佐、濟南駐在武官花谷中佐、上海駐在武官影佐中佐、其他天津、北平駐在武官等參集。

其の後南京政府と廣田外交との親善工作が漸次進展し、廣田外相をして「私一身としては蔣介石氏の心事や態度に微塵も疑惑を持つたことはなし」(二月廿一日議會での答辯)と述べさせたが、其の後軍部の見解は變らなかつた。

二、西南派の親日轉向

一方、斯うした空氣の中に、奉天特務機關長土肥原少將は、三月二日香港に於いて西南派の元老胡漢民氏と會見、同五日には西南實力派の首領陳濟棠氏、更に廣西の李宗仁、白崇禧氏と會見した。當時西南派の元老胡漢民氏が土肥原氏に語つたと云ふ左の如き言葉は頗る示唆に富むものである。

『眞の日支提携を希望する自分は中央の欺瞞的な口頭のみの提携説及びその策動には斷じて反對するもので、自分の立場からいへば南京の唱へつゝある日支提携は全部猫をかぶつたものである、世界の大勢より見て支那の眞に恐れなければならぬのは共產主義の東漸であり、この一事よりしても支那としては必然的に日支提携に赴かなければならない、然して相互の提携は先づ政治にその基調を定むべきで然る後に經濟に進むのが本當である、西南派としては三日通電を發することになつて居るがこれは日支提携に反對するのではなく南京政府の誠意なき策動に反對するものであると承知ありたい、西南派の眞の對日態度は西南の一年に亘る親日態度の實績に照しよく考へて貰ひたい、日本が蔣を助けるとか汪を助けるとか新聞で種々傳へられて居るが問題は個人的なものでなく日支兩國眞の福祉を招致する根本的なものでなければならぬ』(三日三日東朝)

また土肥原少將は三月九日香港歸着後に於て次の如く語つて居る。

『李宗仁氏も滿洲關係については勿論不滿であるが大局より見て小を殺して大につくべきことを自覺して居るこの際小なる感情から脱却して友邦の援助を受けねばならぬといつて居り、資源開發についても日本から各方

面の調査員が來ることを歡迎し今後日本との經濟的關係を一層深くしたい意向を表明した位だ、西南派として恐れてゐるのは日本は蔣介石氏を援助し西南派を壓迫して蔣氏の全支統一を促進せしめはしないかといふことにあるらしく李、白兩氏は徹頭徹尾蔣氏に反對し通す決意を見せてゐた』(東朝三月十九日香港特派員發)

『第一南京政府が外觀的に對日態度を變化せしめ來つたことは事實である、然しながらその結果に關しては將來の實績に徴するより外はない、即ち政府意圖の變化により國民も亦東洋平和のため從來踏襲し來つた以夷制夷的誤謬に目覺め眞に提携の要を認めて來るまでは絕對靜觀の要があり、この際濫りに術策をもつて相見ゆるとは自他を誤らしめる原因とならう、第二何れの地の民衆たるは問はずまた個人たると團體たるとを問はず我國皇道精神に共鳴し東洋文化保持に目覺めたものは即ち我か同土である、従つて政府の聲明により生じた排日的空氣の緩和を機會に不自然なる日貨抑壓より脱出し貿易の調整をはじめ廣く經濟提携を望み來るものとは援助提携し日支經濟の基礎工作を行ふ必要ありと考へる、例へば西南の如きは從來排日的空氣濃厚と傳へられたが觀察の結果は然らず、南京政府の如き聲明は出してゐないが、黙々の間に努力し着々と實績を擧げてゐる、若し日本側の出様が南京政府に對しかりそめにも政治的援助の色彩を帯びるならば我國は政争の渦中に投じ友邦たる西南を蹙踏せしめるであらう』(三月二十七日東朝新京特派員發電)

そして、『廣西省では排日教科書の是正を完了し新學期から一齊に使用する旨命令を發した(廣東三月九日發電通)と傳へられ、また『廣東の陳濟棠氏はさきに日本に派遣した特使陳中孚氏の進言を容れ六月一日から省内全部の抗日救國會の解散を斷行するに決定した』(廣東五月廿六日發電通)と傳へる。

これに對し、上海總領事會議の結果、有吉公使が廣田外相に進言せんとするものに、『獨立政權とし

ての西南派の勢力は日に／＼衰退しつつあり、従つてこれを助けて支那の再統一を圖るは全然愚である、交渉相手は絶対に中央政府本位とし眞の局地的問題以外總て中央と折衝すべし」(上海四月十九日發電通)と云ふ項目ありと傳へて居る。

之以上述べる迄もなく、最早事情は明らかである。吾々は前輯に於て「二つの外交が存在する」(註)と述べたが、以上の事實は、南京政權親日轉換の直接にして且つ最大なるものであらう。

(註) 本年報第十九輯第一部「國際關係の中心にある軍縮問題」(二一頁)

結 語

以上に於て吾々は、所謂「日支外交轉換の背後にあるもの」を窺ひ得たと思ふ。では今後それは如何に展開して行くだらうか。其の進動を決定するモメントとして次の三つの事が考へられる。其の一は變轉極まりなき支那政狀の動きであり、其の二は今後に於ける日本の政治經濟情勢が如何なる進路をとるかと云ふことであり、其の三は歐米列強の極東問題に對應する態度如何と云ふことだ。

現下の情勢としては、日本側に於ける緩猛の二つを兼ねた協和と實力との折衝に依り、南京政府としては問題の根本に觸れた何等かの具體的解決策を提示せざるを得ない地位に立至つて居り、日本も

結局夫れを望むだらう。が、一方、列國は彼等自身の諸問題に悩まされつゝも、東亞の動靜に看視を怠つてはゐない。今後に於ける日支關係の進展如何に依つては、彼等の直接的の干涉行動を誘起しなるとは何人も斷言し得ないであらう。

吾々はこゝで昨年四月十七日我が外務當局談の形式を以て聲明された所謂亞細亞モンロー主義の宣言を想起しよう。

「日本は支那問題に就いては日本の立場及び主張が列國と一致せざるものがあるかも知れぬが、日本は東亞に於ける使命を果し責任を遂行するためには全力を盡さなければならぬ立場にある。……東亞に於ける平和及び秩序を維持するためには、日本の責任に於いて單獨になす事は當然の歸結と考へる。また之を遂行する事が日本の使命であり、日本は之を執行する決意を有する。

然し、各國が各々別々に支那との經濟貿易上から交渉するが如きは、事實上に於ては支那に對する援助となるも、東亞の平和維持に支障を來さざる限り之に干涉するの必要はない。然し、若し右の如き處置が東亞の平和維持を紛亂するが如きことあらば、之に反對せざるを得ない。例へば、最近外國が支那に、軍用飛行機、飛行術、軍事教育顧問、軍事顧問等を派遣し、又は政治借款を起すが如きは、結局支那と日本其他の國との間の關係を離間し、東亞の平和維持に反する結果を生ずる

事が明白であるから、日本としては之に反対せざるを得ない。』

此の宣言は協和外交として知られる廣田外交の根本的指導精神であつて、此の點に於いて、夫れは決して單なる退嬰的協調外交ではない。従つて廣田外交は、焦土外交と云はれた内田外交に比する時は協調的に見えるが、幣原外交とは明白に區別さる可き外交政策の一形態である。

中國の對日政策も近き將來に於て直裁簡明な針路を示すものとは何人も豫斷出来ない。現代日本の外交政策の現實的指導精神たる亞細亞モンロー主義が、外交工作に依つて堅持せられるか、それとも實力の解決を誘發するか、今後に残された問題である。

第二部 岐路に立つ我國統制經濟の再吟味

序 日本に於ける統制經濟の進展

日本に於ける經濟活動に對する國家的な統制が一般的になつたのは昭和六年を中心とする恐慌からである。從來政府の産業保護干渉政策は種々行はれて來た。例へば明治以來の産業保護政策や、戦後の慢性的不況に對する合理化運動の如き之である。

然し、政策が國家的統制の大きな轉換に移つたのは今度が始である。それは云ふ迄もなく恐慌が如何に深刻であるかを物語るものであるが、この由つて來るべき原因は遠く且根深い。それは歐洲大戦中に膨脹した生産設備が戦後の國內的國際的需要に對し過剰であることが主因である。而も機構的には半封建的な生産關係に置かれた農民の購買力は低く、またそれ故にこそ労働者の賃銀が廉いことのために、國內市場は著しく限定されてゐる。従つて日本の生産力が展びるためには國外の購買力に待つ事が、資本家的に最も手取り早い。それにも拘らず大戦中殖民地諸國に於ける輕工業の發達、歐洲諸國の生産力恢復、世界各國に於ける貿易障害の設定、就中、自然的に、又意識的に採られた各國の

緊縮政策のために物價が下落して購買力が低下し日本の國際市場が狹隘となつた。かうした處に一切の矛盾が伏在し、戦後の行詰りの根本原因が備つた。此矛盾は戦後の世界恐慌の一環として大正九年の反動となつて現れ、大正十二年の震災による打撃は昭和二年の金融恐慌となつて其矛盾を曝露した。

この頃から不況の打開策として採られた資本家的對策は、産業の合理化運動であつた。その(一)は労働能率の増進、規格統一等の生産行程に對する合理化、(二)は賃銀の引下げ、(三)は企業合同、自治的カルテルの結成である。戦後の慢性的不況利潤の低下を取戻すためには資本家階級は政府の援助の下にこの合理化運動に向はねばならなかつた。而して昭和五年六月商工省内に産業合理局が設置される頃、合理化運動は最高潮に達した。然し乍ら合理化運動は一方には生産能率の増大、他方には労働者階級の失業をもたらし、カルテル結成による物價の吊上げ策は農業生産品物價との價格差をもたらし、こゝに生産力と購買力との矛盾は擴大されるに至つた。而かも合理化運動に折重つて金解禁、デフレーション政策、世界恐慌の襲來により恐慌は一層深められた。日本の恐慌の特質は、戦後一度も好景氣らしい景氣がなかつたため民衆の購買力が極度に萎縮してゐると、中小工業者の數が過多で此階級の没落が重要な問題になつて來たと、物價の暴落は特に農業生産品物價にひどかつたことである。従つて恐慌に對する國家的對策は全般的とならねばならなかつた。何故ならば中小工業、農業に於け

る小ブルジョアの没落は政治的な危期を齎すからである。勿論日本の統制政策はアメリカの様な國民全般の購買力を圖るといふ統一した政策はない、特に労働者の救済策は殆どないと云つてもよい。

大工業の統制策 恐慌の對策は單なる生産行程の合理化や資本家間の自治的カルテル統制だけでは混亂は收拾出來なくなつた。いまや強力な政治的權力を藉りて企業を統制することが愈々必要となつた。そこで産業合理局立案の**重要産業統制法案**は第五十九議會を通過するに至つた。その趣旨は自治的カルテル統制の國家による強制とその監督といふ二點に盡きる。更に恐慌によつて深められた國際的政治對立は、**軍事的産業の統制強化**となり、鐵鋼業、石油業の特別法による統制となつて現れた。

中小工業の統制策 中小工業者の企業形態は元來弱小なため不況期に對する抵抗力は弱く、企業主體數の過多と無統制から起る生産過剩のため恐慌に對する救済は愈々急務となつた。これが爲め第五十九議會には工業組合法が制定され、これにより組合員の共同施設、共同金融の國家による援助と組合のカルテル統制を國家が統制することによつて救済の途が開かれた譯である。

貿易の統制 國際市場の狹隘から各國は輸出の發展、輸入の制限に國家的統制を與へんとしつゝあるが、我が國に於ても輸出入共に統制に進みつゝある。輸入に於ては昭和七年關稅は改正され、第六十五議會に通商擁護法が議會の協賛を得た。輸出の統制は輸出組合法によつてなされてゐる。最初の

目的は工業組合と同じく共同施設がその主なるものであつたが、近年協定貿易の進展と同時に一種の輸出カルテルにその機能が變りつゝある。商業に關しては商業組合法による統制の制度は既に設けられ、未だ大きな役割を果す段階には達してゐないが、やがて重要性を持つて來るであらう。

農業統制 恐慌は農産品物價の工業品物價に對する缺狀價格差的暴落となり、日本の農業に於て最も重要な米價對策は急務を告げ、米穀法は數度改正され、昭和八年米穀統制法にとつて代へられた。本年の議會には米穀對策の強化のために米穀自治管理法案、農民にとつて重要な利害をもつ肥料統制法案が上程され、何れも審議未了に終つた。蠶絲業に關する限り統制らしい統制は行はれてゐないが近年製絲業、蠶絲業の機構の變化から、本年の議會に提出された產繭處理法案をめぐつて統制が問題を惹き起してゐる。而して是等の農業の統制策は決して一時的な現象ではなく將來形を變へ再び現れるであらうだけに、基本的な把握が必要である。

かくて經濟統制はあらゆる方面に行はれつゝある。我々は第十八輯に於て農業以外のカルテルの機構運動に就て報告したが、いまや統制經濟の全面的な認識が日程に上りその後の變化も亦多端であつた。こゝでは主として統制政策が如何に進展されたか、インフレーション景氣によつてどんな變化を遂げつゝあるか、また何處に歸着し、現在どんな矛盾を持つてゐるかを報告したい。

第一節 重要産業の統制

一、自治的カルテルから法的カルテルへ

日本の大工業に於ける資本の集中とカルテルの結成は重要産業統制法の成立以前に高度に發達を遂げてゐた。而かもこれ等の大産業に於て産業資本と融合した數個の金融資本財閥はカルテルの内部に於て(コンチエレン或は金融の力による支配は暫く措き)決定的な支配力を持ち、各産業は自治的な統制を行つてゐた。然し乍ら資本家間の自治的カルテルによる統制は絶對的のものではない。(一)カルテルはトラストに迄發達しなければカルテル内部の對立は解消されぬ。而かも一度統制が亂れ競争が激化すれば弱者の困憊は勿論優者も亦打撃を被ることは當然である。かゝる混亂は恐慌期には資本家階級には堪え難いものとなる。(二)カルテル、トラストによる獨占利潤の確保はアウトサイダーの出現を促し、カルテル加盟者の既存の利潤は攪亂される。尤も原料資源を獨占する鑛業や資本の有機的構成の高度な獨占的重工業にあつてはかゝる混亂は容易に起らぬが、資本の有機的構成の低度な産業洋灰業の如きに於ては起り得る現象である。(三)現代日本の金融資本は各産業資本に金融してゐる

ため、産業資本の混乱は金融資本に影響せずには措かぬ。そのため金融資本家團にとつても統制が必要となつてくる。かうした三つの矛盾の解決の爲めには自治的カルテルの統制は國家的な統制に轉化されねばならなかつた。そこで「重要産業統制法」が昭和六年制定されたのである。その根本要旨は條文中次の三ヶ條が主なるものである。

- 第一條 重要ナル産業ヲ營ム者生産又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テ同業者二分ノ一以上ノ加盟アルトキハ命令ノ定ムル期間内ニ於テ主務大臣ニ届出ヅベシ、之ヲ廢止シタルトキ又同シ。
- 前項ノ産業ノ種類ハ統制委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ指定ス、前項ノ規定ニヨリ指定セラレタル産業ヲ營ムモノハ命令ノ定ムル事項ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ。
- 第二條 主務大臣前條ノ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲テニ必要アリト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ當該統制協定ノ加盟者又ハ其協定ニ加盟セザル同業者ニ對シテ其協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得。
- 第三條 主務大臣第一條ノ統制協定ガ公益ニ反シ又ハ當該産業若クハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得。

要するにカルテルのメンバーは勿論アウトサイダーも政府の命令によりカルテルの協定に従はねばならぬといふ保護規定(第二條)と統制協定が公益に反する場合には政府は之を取消すといふ監督規定(第三條)とがその骨子である。而してその統制協定は政府に届出をしその許可を経て法的な統制下に

置かれるのである(第一條)。尙ほカルテルの届出すべき協定内容は(一)生産又は操業短縮に關する協定、(二)生産分野に關する協定、(三)注文割當に關する協定、(四)販賣價格其他之に影響を及すべき取引條件に關する協定、(五)販路に關する協定、(六)販賣數量に關する協定、(七)共同販賣に關する協定を届出づること(重要産業統制法施行命令第一條)から成つてゐる。これによつてカルテル内部とアウト・サイダーによつて起る矛盾は政治的に一應解決の方法がついた譯である。今日重要産業として指定され同法の適用下にあるものは次の如く合計二十四種に上つてゐる。

- 綿絲 紡績業
- 絹絲 紡績業
- 人造絹絲 製造業
- 洋紙(印刷、筆記、圖書、新聞各用紙、及模造紙)製造業
- 板紙(五オンス以上ノモノ)製造業
- カーバイド製造業
- 晒粉 製造業
- 硫酸 製造業
- 硫酸 製造業
- 硬化石 製造業
- 小麥粉製造業(日産能力五百バレル以上ノモノ)
- セメント 製造業
- 銑鐵製造業(高爐ヲ以テ常時月額三千噸以上ノ生産ヲナスモノ)
- 合金鐵 製造業
- 棒鋼製造業(自製鋼塊ヲ用ヒテ常時月額百噸以上ノ生産ヲナスモノ)
- 山形鋼製造業(常時月額百噸以上ノ生産ヲナスモノ)
- 鋼板製造業(常時月額百噸以上ノ生産ヲナスモノ)
- 線材 製造業
- 銅又ハ眞鍮ノ壓延板製造業(「セバ」又ハ「ノベ」ト稱スルモノヲ除ク)

以上昭和六年十二月指定

二硫化炭素製造業
精糖製造業

揮發油製造業又ハ販賣業（當時月額十萬兩以上ノ製
造又ハ販賣ヲナスモノ）

麥酒製造業

以上昭和七年十一月指定

石炭礦業（年産十五萬噸以上ノモノ）

以上昭和九年五月指定

これ等の産業に對して統制法は實施後如何に發動されたかといふと、今日迄實際に發動されたのは洋灰業唯一つだけである。而かも保護規定と監督規定が同時に發動され、將來に於ける統制法の適用に對し重要な意味を持つてゐる。

その外統制法が適用されない迄も消極的にそれが背後に控へてゐるため恐慌時に於ける濫賣の混亂から免れた産業としてはカーバイド、硬化油、晒粉、硫酸、酸素、二硫化炭素等の新興化學工業がある。かくの如き混亂を救済した限り資本家階級にとつての立法の目的は一應達せられたと云へる。

然しこの反面、獨占的價格に對する非難的となつた産業は麥酒、洋紙、精糖で、政府はこの社會的狀勢に動かされて第三條の發動はしなかつたが値上抑制の警告を與へた。又石炭業はあらゆる工業にとつて燃料として重要なものであるが、資本家間に炭價暴騰のため値下げ運動が起つたため九年五月重要産業に指定された。

軍事的國策の見地から鐵鋼業は第六十四議會の日本製鐵株式會社法の通過以來日鐵中心主義の政策は進められ、石油業は第六十五議會の協賛を経た石油業法によつて一層國家的統制は固められた。

以上を總觀すると大部分の重要産業はカルテル的統制を保護され、第三條の公益規定の趣旨は全く忘れられた如くである。このことは日本の重要産業が如何に獨占が高度に發展しその自治的統制が強固なものであるかを物語ると同時に、この立法の目的が恐慌からの血路として全くカルテルの擁護にその重心が置かれてゐたことを示し、軍需インフレ低爲替による輸出の發展の爲め經濟的舞臺が變つた今日から見れば立法精神は既に舊時代のものとして居る。以下統制政策の立場から矛盾の最も典型的な洋灰、獨占的なものとして洋紙、麥酒、石炭、軍事的國策による統制の鐵鋼業に於ける統制の進展に移らう。

二、統制法の發動された洋灰業

昨年十一月二十九日セメント事業に對し重要産業統制法が發動された。この發動は同法が成立されて以來最初の事で將來の産業統制に示唆を與へてゐる。こゝではかゝる典型的なものとして検討を試みやう。

セメント事業の特質と統制の必然 元來セメント事業は事業の特質そのものからして統制を必要にする産業である。それは生産技術が比較的簡單で、二、三百萬圓の小額の資本を以ても事業を興すことが出来る。その上原料たる石灰石は全國至る處に求められる。而かも大規模工場は運賃關係から必ずしも小規模工場に遙に勝るとは限らぬ。従つて好況の時には群小會社が設立され、生産過剰と競争が起る。而かもセメントの物理的性質は重く化學的性質が變り易い爲め廣く海外市場にダンピングすることは出来ず、國內で濫賣戦が展開される。競争の激化、弱小會社の敗北と大會社への合併、カルテルの結成となり資本の集中と獨占は進められる。かくして利潤は保證される。然し資本の有機的構成が比較的低下で済み、大資本の優越は他の工業に於ける程著しくないため、利潤の安定向上に伴れて新たな競争會社が起る。而かも新設會社は新進の機械設備により競争に於ては既設の大資本をも凌ぐ力を有し、新たな濫賣戦は展開され、再び業界は混亂するに至る。いまや自治的カルテルの統制のみでは統制はとれず、國家的な統制が必要となつて來た。

統制法發動前の業界の混亂 戦後の反動をうけてセメント界にも不況は襲ひ濫賣戦の結果、各社に協定の氣運起り小野田、淺野兩會社の主唱によりセメント聯合會が結成されたのは大正十三年であつた昭和五年には洋灰販賣協會が設立され、昭和八年には洋灰輸出協會が生れ、斯界の統制は益々強化さ

れた如くであつた。然し乍らカルテル内部の統制は絶對的のものではなく常に對立をはらみ、剩へアウトサイダーの出現により多年矛盾は業界に蓄積されてゐた。それが恰も九年六月十七日に行はれた洋灰聯合會に於ける増産中止問題を楔機として混亂は惹き起された。もとゞ、洋灰業の統制は生産能力に對し比例して出荷高が各社に割當てられる規約となつてゐるが、生産設備の擴張は自由であつた。偶々金輸出再禁止以來の需要の激増のため各社は競つて設備の擴張に努めた。この結果九年十一月末には年産能力は第一表の如く約一千萬噸となり、六年末に比較して三百三十萬噸、五割二分の増加を

(一) 舊聯合會加盟社出荷高・年産能力限産率

昭和	年出 荷高	對前年 同期增加	年産 能力	平均 限産率
六 年	三、五九六	二〇七	六、七〇一	五三・八
七 年	三、七六三	一六七	七、三〇〇	五二・八
八 年	四、八〇三	一、〇四〇	八、六三三	四八・八
九 年	四、五三三	一七四	一〇、〇〇〇	五七・〇

(備考) 年産能力は年末を基準とす。×九年の出荷高は十一月末累計。

益深刻となつて來た。需要の増大が能力に伴ひ得ず増加率が鈍つた今日では一社の能力の増加は他社

の出荷高の絶対額の減少を齎さずには措かぬ。兩者の對立抗爭の起るのは必然である。六年末に比し九年十一月末の各社能力は例へば窯業は一八二%、宇部は一二一%、七尾は一〇〇%、豐國は九一%、土佐は七〇%の増加を來してゐるに反し大分、電化の如きは僅か一五%、小野田は二七%しか増加してゐない。各社の生産能力増大の不均衡にも拘らずセメント界全體としては尨大な過剰設備と高率操短のため増産中止は熄むなき情勢にあり、一部に増産中止が叫ばれた。然るにこの情勢を觀た大分は俄に増産計畫に着手した。蓋し大分は上述の如く近年殆んど増産をやつてゐない。従つて九年六月二十七日の増産中止の決議に對して反對し、同一資本系統で而かも從來増産率の少なかつた小野田は大分に味方し、聯合會の増産中止決議に對し反對を聲明した。こゝに聯合會は二派に分裂し、淺野側十二社對小野田、大分、電化の三井系三社との抗爭は愈々激化した。小野田は増産一ヶ年中止に反對すると同時に新對策として今後の新設窯の増産には四ヶ年の加重制限(註)を加へ、昭和七年十二月以降完成の新設窯に對しても四ヶ年の加重制限を遡及して加へるといふ案を提出した。勿論この案は近年大增産をした會社に對する不均衡の訂正として出されたもので、淺野側十三社の許容し得ないものであつた。

(註) 加重制限 洋灰新設窯に對しては半ヶ年間試運轉期間として一〇〇%の生産が許され、その後一ヶ年間は特定限産率五七%による許容生産量に更に七割の限産率を加へられ、全能力の一三%位しか運轉出來ず。

この制限を加重制限といふのである。而して一ヶ年間の加重制限を経て始めて一般の生産制限に服する譯である。

聯合會はかくの如く内部的にも危期にあつたが、外部的にも重大な時期に達してゐた。近年アウトサイダーにして企業を興すもの續出し、昭和九年十一月には八社を算へ、九年初には日之出、産業、日東、太平の四社の既設能力月産三萬七千噸に過ぎなかつたものが、十年上期中には八社合計七萬八千噸となり、全需要の五分の一に達せんとしてゐた。而して聯合會からの加盟勧誘も意の如く纏らず

(三) 舊未加盟會社及其の能力(月産噸)

日之出	昭和	七,五〇〇
産業	東洋	一五,〇〇〇
日東	人肥	五,〇〇〇
太平	岐阜	一四,〇〇〇
合計		四一,〇〇〇

(備考) 九年十一月現在既計畫未完成能力も含む

この儘放置すればセメント界に於ける濫賣戰は必至となる情勢で、尙ほ聯合會の規約は十一月に更改されることになつてゐたので愈々十三社側は統制法の發動を申請した。

統制法發動 十三社側の申請により商工省當局は

始め双方の妥協を慫慂したが纏らず、十一月二十九日商工大臣より統制法の發動命令が發せられた。この命令は第二條によるカルテル保護と第三條による公益保護の規定が同時に發せられた。第三條の

於ける自治的統制は我が國産業中最古のもので、統制法は單に之を法制的に公認し、公益規定が加へられた迄である。明治十三年十二月既に王子製紙外數社の間に市價、製造方法の改善に關する協定のため製紙所聯合會が結成された。更に聯合會の機能は價格協定の外不況時には生産制限、過剩製品の共同保管にも及んだ。製紙業に於ける資本主義の發展は一方にはかうしたカルテルによる統制が行はれたが、他方亦原料パルプの生産に巨額な資本を要するため企業の集中が進められた。即ち大正の末年には製紙界は王子、富士、樺工の大會社によつて三分されてゐた。而して昭和五、六年の恐慌を通じて三井金融資本を背景とする王子製紙は他の二社を合併し、今や事實上製紙界を完全に獨占する一大トラストの成立を見るに至つた。

現在日本の洋紙生産高は十五億九千萬封度にして輸出は輸入を遙に超えてゐる。全生産高の九八%を占める製紙聯合會が洋紙界を統制する位地にあるが、實質上は王子製紙の獨占到委ねられてゐる。聯合會加盟各社は王子、三菱、北越、日本紙業、日本製紙、西野製紙、乾製紙、昭和製紙、旭製紙の九社であるが、王子の位地は厭倒的である。即ち上表の如く拂込資本は全體の八〇%、九年度の生産高を見ると印刷紙は六五%新聞紙は九五%を占め、洋紙全體は八四%を占めてゐる。而かもかうした王子の獨占を強める基礎としてはパルプの自給とその獨占である。八年度の王子のパルプ生産高は五

聯合會加盟會社資本規模、配當率、年生産高(九年度下期末)

會社名	拂込資本 千円	配當率 %	生産高 百万封度	同割合 %
王子	一三〇,九五五	一〇	一,三六六・二	八四・六
三菱	八,〇〇〇	一〇	七四・六	四・七
北越	四,五〇〇	一〇	六三・五	三・九
日本紙業	九,四九六	無配	三三・三	二・四
日本製紙	一,八〇〇	一八	三三・八	一・五
西野製紙	八五〇	一〇	六・九	〇・四
乾製紙	一,六〇〇	不明	六・八	一・八
昭和製紙	三四〇	不明	七・五	〇・五
旭製紙	三〇〇	無配	三・〇	〇・二
合計	一五七,八八元	—	一,五九一・五	一〇〇・〇

(備考) 旭製紙は九年九月加盟以來の累計

十九萬噸を示し、我が國生産高の九五%を占め、輸入をも加へた總供給高の七五%に當る。尙ほ製紙用のみに限るならば總供給高の約八五%位の原料を供給してゐる。従つて原料からも紙業界に覇權を握る位地にある。かくして製紙業は王子を中心とする聯合會の統制下にあり、アウトサイダーの生産高に於ける位地は極めて小さく一%五しか占めてゐない。尙ほ本年四月からは大正巴川兩社の

聯合會加入により印刷紙に於ては一名のアウトサイダーもなくなつた。

聯合會は現在生産、價格の統制を行つてゐるが、近年インフレ景氣によつて毎年需要は増大し、恐慌時のストツクは一掃され、相續いて生産制限は緩和したが、愈々九年十一月からは輸出洋紙を除く印刷紙類につき向ふ二ヶ年間從來の基本的限産率五割一分を四割六分に緩和し今日に及んでゐる。かやうに洋紙界はカルテルからトラストの段階に迄資本の集中と企業の結合は成熟し、強固な統制

發動は別に根據があるものではなく、政府の統制が單にカルテルの保護にのみ偏するといふ批難から免れる爲めの政策であつた。これより先淺野側以下十三社は生産販賣に互る統一的な新聯合會を組織したが小野田側三社は加入せず、新聯合會に對してはアウトサイダーとなつた。商工大臣の命令は具體的にはこの新聯合會の協定中、九年六月以降一ケ年間増産の中止、生産制限、及び販賣價格（政府の懲憑により従前の値より袋六錢引）の協定にアウトサイダーをも含めた全セメント業者は服すべしと云ふのである。

統制法の缺陷と聯合會小野田の對立 統制法の發動によつて一時セメント界は危期を免れた。然し既存の資本を救済するためには統制法には幾多の缺陷がある。（一）統制法は内地にのみ適用され、殖民地には適用されない。殖民地で新設會社を起さうが、設備の擴張を圖らふが自由である。その爲め昨年小野田は資本金五十萬圓を以つて朝鮮小野田セメント及び滿洲小野田セメントの兩社を設立し、同社所有の平壤、川内工場を朝鮮小野田に、大連及鞍山工場を滿洲小野田セメントに夫々賃貸の形式で二會社の獨立となつた。小野田は從來對朝鮮滿洲共に聯合會出荷全體の五〇%以上を占めてゐたが、二會社の獨立自由生産は聯合會にとつて愈々重大性をもつて來た。（二）統制法は最高値段を決定するが最低値段は決定せず、従つて業界の統制が亂れた場合には價格競争は必至となる。例へば去る一月末

の鐵道省の九年度追加註文に對し、小野田社側が聯合會側より袋三錢安で巨額の註文を取つた如きがそれだ。

聯合會と小野田側は殊く對立を起してゐるが、聯合會は殖民地に對して再び統制法の適用を申請した。商工省は直ちに兩抗争者代表淺野、小野田を含めた同業者、消費者、政府代表から成るセメント工業改善委員會を再組織し、解決の方法を審議せしめた。然し、淺野側は増産中止、加重制限四ケ年週及反對、統制法植民地適用を主張して譲らず、小野田側は加重制限四ケ年週及を固持し對立は依然解消されないかに思はれた。だが業界の統制は急務となつた。そこで兩方の歩み寄りにより、「朝鮮の自由生産の制限並に増産一年間中止は認め、加重制限は緩和し一ケ年間二割又は二ケ年一割の率で週及して效力を發すること」に妥協の途が開かれた様だ。勿論この協定は最後のものではない。いま朝鮮總督府の諒解問題で悶着してゐるが、事ここに至つては恐らく協定は一時成立するであらう。然し資本家的な協定は常に相對的で、對立は内包され何時對立が激化するかも知れぬことは云ふ迄もない。

三、製紙トラストの統制

重要産業統制法下の産業の中洋紙業は完全に獨占化された典型的な産業として注目される。紙業に

於ける自治的統制は我が國産業中最古のもので、統制法は單に之を法制的に公認し、公益規定が加へられた迄である。明治十三年十二月既に王子製紙外數社の間に市價、製造方法の改善に關する協定のため製紙所聯合會が結成された。更に聯合會の機能は價格協定の外不況時には生産制限、過剩製品の共同保管にも及んだ。製紙業に於ける資本主義の發展は一方にはかうしたカルテルによる統制が行はれたが、他方亦原料パルプの生産に巨額な資本を要するため企業の集中が進められた。即ち大正の末年には製紙界は王子、富士、樺工の大會社によつて三分されてゐた。而して昭和五、六年の恐慌を通じて三井金融資本を背景とする王子製紙は他の二社を合併し、今や事實上製紙界を完全に獨占する一大トラストの成立を見るに至つた。

現在日本の洋紙生産高は十五億九千萬封度にして輸出は輸入を遙に超えてゐる。全生産高の九八%を占める製紙聯合會が洋紙界を統制する位地にあるが、實質上は王子製紙の獨占到委ねられてゐる。聯合會加盟各社は王子、三菱、北越、日本紙業、日本製紙、西野製紙、乾製紙、昭和製紙、旭製紙の九社であるが、王子の位地は厭倒的である。即ち上表の如く拂込資本は全體の八〇%、九年度の生産高を見ると印刷紙は六五%新聞紙は九五%を占め、洋紙全體は八四%を占めてゐる。而かもかうした王子の獨占を強める基礎としてはパルプの自給とその獨占である。八年度の王子のパルプ生産高は五

聯合會加盟會社資本規模、配當率、年生産高(九年度下期末)

會社名	拂込資本 千円	配當率 %	生産高 百万封度	同割合 %
王子	一三〇,九五五	一〇〇	一,三四六・二	八四・六
三菱	八,〇〇〇	一〇〇	七四・六	四・七
北越	四,五〇〇	一〇〇	六三・五	三・九
日本紙業	九,四九六	無配	三三・三	二・四
日本製紙	一,八〇〇	一・八	三三・八	一・五
西野製紙	八五〇	一〇	六九	〇・四
乾製紙	一,六〇〇	不明	二八・八	一・八
昭和製紙	三三〇	不明	七・五	〇・五
旭製紙	三〇〇	無配	三三・〇	〇・二
合計	一七〇,八三九	—	一,五九一・五	一〇〇・〇

(備考) 旭製紙は九年九月加盟以來の累計

十九萬噸を示し、我が國生産高の九五%を占め、輸入をも加へた總供給高の七五%に當る。尙ほ製紙用のみに限るならば總供給高の約八五%位の原料を供給してゐる。従つて原料からも紙業界に覇權を握る位地にある。かくして製紙業は王子を中心とする聯合會の統制下にあり、アウトサイダーの生産高に於ける位地は極めて小さく一%五しか占めてゐない。尙ほ本年四月からは大正巴川兩社の

聯合會加入により印刷紙に於ては一名のアウトサイダーもなくなつた。聯合會は現在生産、價格の統制を行つてゐるが、近年インフレ景氣によつて毎年需要は増大し、恐慌時のストックは一掃され、相續いて生産制限は緩和したが、愈々九年十一月からは輸出洋紙を除く印刷紙類につき向ふ二ヶ年間從來の基本的限産率五割一分を四割六分に緩和し今日に及んでゐる。かやうに洋紙界はカルテルからトラストの段階に迄資本の集中と企業の結合は成熟し、強固な統制

を行ひ獨占的利益を占めてゐる。これが爲金輪再禁來紙價は原料の騰貴に比較し異常な昂騰を續け、獨占價格に對する批難は言論機關と密接な關係があるだけに、方々で叫ばれた。このため商工當局は製紙聯合會代表王子製紙事務井上憲一氏を招致し藤田産業合理局第一部長より左の二項につき警告を發した。

一、昨年十月決定したる製紙會社より特約店への販賣建値(模造紙一封度十五錢三厘)を濫りに引上げざること。

二、今後品ガスレに因る市中相場の昂騰を調節するため封印解除乃至減産緩和に就き考慮すること。この警告にも拘らず紙の市價はその後昂騰を續けてゐる。尤も原料パルプも若干騰つた。従つてパルプを購入する小會社は紙價を吊上げ、結局消費大衆に獨占價格は轉化される。だが最も利益を獲るものは原料製品を一貫する大資本である。

唯統制法をめぐつて將來問題になるのは對殖民地政策である。即ち滿洲では王子製紙系、川西系、大川系の東滿洲人絹パルプ、寺田系の滿洲パルプ工業の四社によりパルプ工場が計畫されてゐるが、將來こゝでも直接製紙業が興ることも考へられる。最近關東軍特務部は各社に年一萬噸宛のパルプ生産に要する材積調査を認可した。傳へられる處によると、東滿パルプを除く三社の合同の氣運があり

之に對し一方關東軍は王子の製紙界の獨占を抑へる爲めの合同に反對の意嚮を持つてゐる。他方滿洲國實業部はパルプ工業が經濟單位としては二、三萬噸位を認めんとしてゐる。かうした日滿兩國にまたがった統制問題はどう解決されて行くか注目すべきである。また臺灣では鬼薑を原料にする製紙工業が臺灣興業によつて成功を収めてゐる。かくの如く植民地統制が斯業に於ても近き將來問題になつて來るのは不可避的であらう。

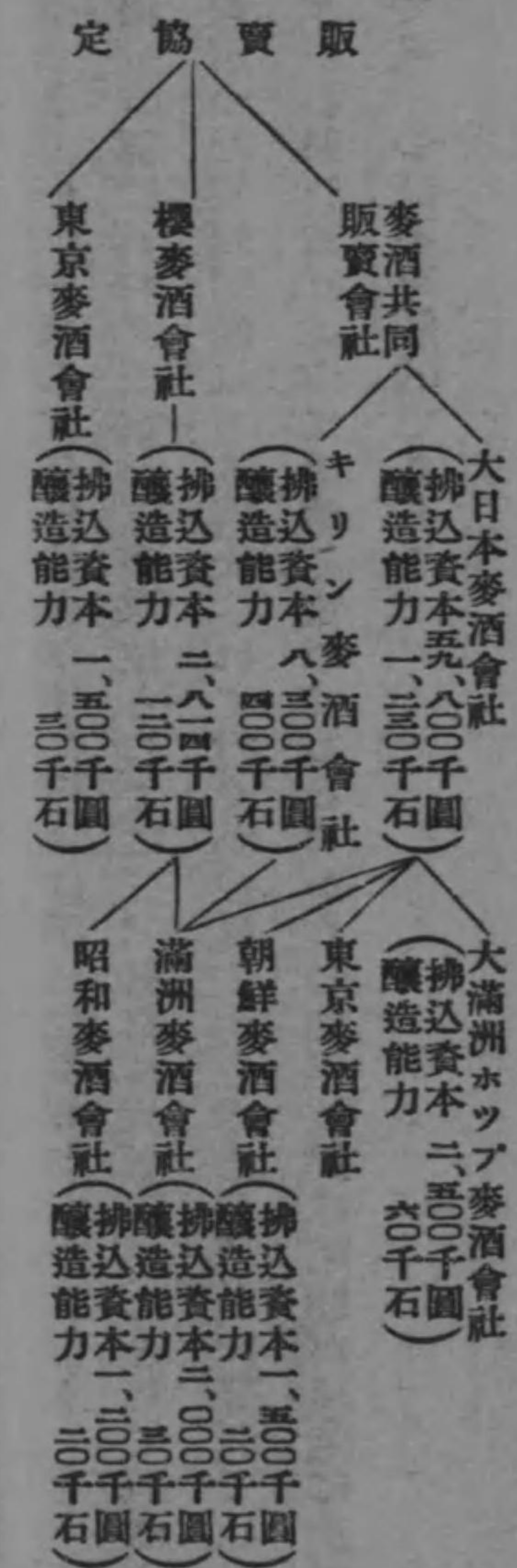
四、獨占對策として指定産業となつた麥酒、石炭業

麥酒と石炭業とは昭和九年五月始めて重要産業統制法による指定産業となつた。然し昭和六年同法制定當時とは全く異つた事情の下に指定されたのである。即ちこの間軍需インフレ輸出進展による景氣の昂進によつて物價は何れも騰貴した。然し物價の騰貴は必ずしも一樣ではなく、又消費者の購買力が之に伴ふものでもない、かうした時には特にカルテル物價の値上げ昂騰は非難の矢面に立つた。それは麥酒の如き消費資材の値上げが直接消費大衆に利害をもつだけではなく、石炭の如き生産資材の暴騰は資本家階級にとつても重要な問題となつて來たからである。

A 麥酒業 昭和九年五月に重要産業に指定される以前既に斯業は強固なカルテルによつて統制され

てゐた。國內には共同販賣の成立、輸出には輸出組合の結成によつて販賣數量、價格は共に統制された。このカルテル統制が進むにつれて世上には「麥酒會社は原料高を理由に賣値を一圓内外引上げ、更に問屋への割戻金の撤廃をも行はんとする模様なり」と先づ傳へられ消費大衆から非難の聲が昂つた。然るに麥酒會社はこの聲を無視して問屋への割戻金の減額によつて値上げと同じ効果を収めた。このため九年三月十九日には小賣値段が一齊に値上と決まるや、社會的非難が巻き起り、商工省はこの騒ぎに動かされて五月十日の統制委員會に於て獨占價格牽制のため正式に指定産業とした。然し麥酒界はカルテル統制合理化による低コスト、需要の増加を全面的にうけて高率の利潤を享有してゐる。

いま麥酒統制の現状を見るに大日本社とキリン社の共販は更に櫻社、東京社と協定を結び内地の斯



界を統制し、共販の位地は壓倒的に大きく内地販賣高の九一%を占め、而かも協定會社たる東京社は資本統系から云へば

大日本麥酒の支配下にある。また最近櫻社は當社の販賣部を獨立させ、櫻麥酒販賣株式會社（資本金五十萬圓、四分の一拂込）を創立したが、之は恐らく大日本、キリンの共販への参加の前提をなすものであらう。

この外朝鮮には朝鮮麥酒、昭和麥酒、滿洲には滿洲麥酒、大滿洲ホップ麥酒の醸造能力二、三萬石程度の會社はある。このうち朝鮮麥酒と大滿洲ホップ麥酒は大日本の傍系であり、昭和麥酒はキリンの子會社で、滿洲麥酒は大日本、キリン兩社の共同投資によつて成立してゐる。それ故いまや共販會社によつて生産數量販賣價格に至る迄内地、植民地、輸出の全領域に互つて一名のアウトサイダーもなく完全に統制下に置かれてゐる。又統制法はこれがため役立つてゐる。

B 石炭業

石炭業が九年五月指定産業とされた事情は二つある。一つは炭價の急騰に對する對策と今一つは軍事的にも平和的にも基礎的な産業である故國家的な統制を加へる爲めである。(一)石炭業が指定産業となる迄に既に供給方面では石炭鑛業聯合會（大正十年創立）により、販賣方面は昭和石炭株式會社（昭和八年創立）の販賣カルテルによつて統制されてゐた。然るに金輸出再禁止來景氣の轉換は石炭業に於ては基礎的な産業であるだけに一般景氣よりも遅れて七年下半年頃迄は不況の域にあつたが、その

後軍需工業始め一般産業が活況を呈して來たので、石炭の需要は急激に増大し、炭價は暴騰を來した。殊に昭和石炭が創立されてからは全國的に炭價は統一され、送炭販賣統制が強化されて來た。ゆえに炭價は昂騰を續けた。このため九年五月頃には炭價は七年七月當時に較べて平均三割近くの騰貴を示したが、一般物價は一割二、三分に過ぎず、炭價の騰貴は特に目立つた。この結果電力會社や各地方の商工會議所から石炭供給の緩和方と炭價の吊上げ反對の陳情をなして來た。(二)又國家的な重要産業であり乍ら未だ國家の統制下に置かれてゐない。これがため炭價暴騰對策を契機に愈々九年五月重要産業に指定された。指定後炭價の急激な暴騰はなくなつたが、依然カルテル統制の強化によつて炭價は騰勢を續けてゐる。

次にカルテル統制の現状を見るに、國家的權力による統制が必要どころか自治的なカルテルは強化され、有力なアウトサイダー出現の餘地は資源の獨占からして殆んど起り得ない。現在我が國の石炭業者は約三百名を算へるが、このうち年額十五萬圓以上の出炭あるものは僅か卅一社に過ぎない。重要産業統の統制規定では年額十五萬圓以上のものが適用されることになつてゐる。然し、僅か人數では一割の統制法適用の石炭業者が全出炭の九〇%を占めてゐる。又このうち二十七社が石炭鑛業聯合會に加入し、その出炭高は前記卅一社の九五%を占めてゐる。今日全國出炭高の八〇%を占める石炭

聯合會は七つの地方鑛業會の聯合で、この外の中小炭鑛業者は殆んど九州の互助會のメンバーである。互助會は聯合會には直接加入してゐないが、地方の自治的カルテルとして石炭聯合協定を結んでゐる。従つて未組織なアウトサイダーは極めて小規模な少數に限られ、炭界の大勢には影響なく、石炭聯合會に斯界をコントロールすることが出来る。販賣統制に就ても同様である。統制法では石炭販賣業者も年額十五萬圓以上の者が適用されてゐる。この同業者は四十五名で、昭和石炭に加入するものは廿七名である。昭和石炭は三井、三菱、住友、大倉、古河、貝島、安川、麻生等の財閥を始め石炭聯合加入の會社の外に常磐地方の炭鑛業者の組織する常磐石炭販賣會社が株主となつてゐる。今日昭和石炭は石炭聯合の協同により全販賣界の八〇%以上を統制してゐるが、その他の大部分は互助會によつて統制されてゐる。又昭和と互助會、滿鐵(撫順炭)とは協定が出來、石炭自給は略々自足され外炭の壓迫なく今や石炭界は完全に統制されてゐる。

五 製鐵國策の動向

重要産業統制法と製鐵合同 日清戰爭を前後として日本資本主義が對外積極政策に轉換すると同時に軍器の獨立自給が叫ばれ、明治二十九年には八幡製鐵所が設けられた。これ以後日本の製鐵事業は

この官營工場を中心として保護主義の下に發展して來た。この政策は製鐵獎勵法（大正六年制定、十年、十五年、昭和六年改正）、鐵鋼保護關稅の數度の引上げ（特に大正十年、十五年、昭和七年の改正）となつて實現された。

然し、製鐵業の統制が官民の間に痛切に叫ばれて來たのは大戰後の反動以來のことである。その第一の對策は八幡製鐵所を中心とする製鐵業の大同論であり、第二に執られた政策は鐵鋼界の資本家の自治的カルテル運動であつた。而してこの合同政策と國家的統制とは、種々の波瀾はあるも、その後一貫してとられて來た政策である。製鐵合同は大正十年臨時財政審議會に於て「製鐵業振興の根本方針として審議されて以來、大正十四年には製鐵調査會に於て、昭和五年には臨時産業審議會に於て何れも合同が製鐵振興策としてとらるべきである」と答申された。それにも拘らず合同は官民當局の意見の不一致から遂に成立しなかつた。そこで不況打開の爲めには業界の統制が急務となり、合同以外の當業者間の協定は進められた。大正十四年の鐵鋼協議會を始めとして、十五年には條鋼分野協定鉄鐵共同組合の三つの重要カルテルが成立するに至り、その後關東鋼材販賣組合以下約十個のカルテル（第十八輯参照）が結成され、統制は資本家間の自治的カルテルに發展した。かくして昭和六年には鉄鐵以下六個の鐵鋼業が重要産業統制法により法的な保護を受けるに至つた。

然るに金輸出再禁後襲つた恐慌は斯業を極度に不況に陥れ、而かも他方滿洲事變以來國際政局の對立は危期に直面し、日本の軍需工業の再確立は急を告げた。かねて幾度も試みられた製鐵合同は愈々日程に上り、昭和八年の議會に日本製鐵株式會社法の制定を見るに至つた。周知の如くこの合同は最初日本の主要鐵鋼會社を殆んど網羅する一所十一社の計畫であつたが、各社の合同條件の不一致から全合同は實現されず、八幡製鐵所と六社の財閥資本の合同に留り、富士九州製鋼を除く製鋼會社は全部不参加となつた、全合同の不成功は合同條件の評價方法が製鐵會社に有利で、製鋼會社に不利であつたため、而かも當時軍需インフレの結果景氣の地盤が變り、製鋼會社は合同によらなくとも有利な収益を収めつゝあつたからである。

鐵鋼國策の基調と最近の問題 政府の製鐵政策は鐵の自給自足と安價な供給、國家的統制の完成である。日鐵の創立はこの國策強化の爲めである。日鐵の八年度の生産能力は鉄鐵に於て國內の九五%鋼材に於ては五一%を占めてゐる。而して政府は八幡製鐵所を現物出資しその株式の半數以上を所有し日鐵を通じて鐵鋼界を統制することが出来る。

かくして鐵鋼界の統制は日鐵第一主義によつて再出發した。熔鑄爐新設増産計畫の政府認可も日鐵以外に常に濫り勝ちであつた。然しその後軍需の増大の結果九年十月二十三日條鋼分野協議會の自由

生産への轉換以來日鐵以外の製鋼會社にも増産許可の熄むなきに至つた。そして一部では之を以つて製鐵國策が日鐵中心主義から轉換したと斷定するが、それは大きな誤である。鐵の増産は大合同への目標に向つて進み、依然として合同への道程である。

鐵鋼増産、自給自足、大合同への目標は日本の政府、軍部、資本家階級の一致して庶幾する所であるが、その現實的課題としては幾多の利害對立がある。軍部や一部の官僚には軍費の老犬を防ぐためには鐵が安いことが望ましい。然しこれは資本家的利益と相反する。又資本家内部に於ても製鐵業者と機械器具工作者とは對立する。更に製鐵業者と云つても製鐵業者と製鋼業者との利益は必ずしも一様でない。かうした利益の不一致が本年の議會前後を通じて騒がれた鉄鐵建値改訂、製鐵獎勵法改正、關稅引下問題に現れてゐる。

鉄鐵建値改訂問題 軍需インフレの昂進と共に鐵の需要は増大する。殊に九年下期以來鐵價は供給不足のため暴騰した。恰も鉄鐵共販會社（昭和七年八月創立舊鉄鐵共同組合の後身、輪西、三菱、釜石各製鐵所、昭和製鋼所、本溪湖煤鐵公司による鉄鐵市價統制カルテル）は本年一―三月の共販建値更改當つて一舉に四十四圓六十錢から四十九圓八十錢（五圓二十錢上）に引上げた。ところが、商工當局は、それは日鐵創立以來の安價な鐵鋼供給政策に反するものであるから、共販に對し値下げを要求し

て來た。共販は之を肯ぜず、商工當局は日鐵を通じて單獨に値下げをさせると感かし、遂に二圓四十錢上げに止められた。然し過去に於て増産計畫許可を濫り乍ら、鐵の飢饉を生ぜしめたのは商工當局の自縛自縛なりとの批難の聲が資本家團體の間に起つた。

製鐵獎勵法改正問題 この問題は商工省事務局の官僚によつて立案されたものである。その思想は鐵鋼會社は軍需インフレによつて餘り儲け過ぎてゐる。だから製鐵業者にして一ヶ年間の利益金が拂込資本並に積立金に對し一割を超える部分には所得稅、營業收益稅並に營業稅を免除しないといふのである。だがこの提案は大藏當局との意見不一致のため、製鐵資本家の猛烈な反對に遭つて挫折してしまつた。資本家達の反對理由は「漸には臨時利得稅を課し、今又獎勵を解かれるのは漸く一本立になつた製鐵業の成育を阻害し、生産費を高め却つて市價を高め國策にもとる」といふのである。かうした資本家の反對の爲め政策は一部修正を加へたが、遂に引込めてしまつた。而して明年を以て獎勵法による免税は大部分の會社にとつて期限満了となるが、やがて來議會當りには再び問題とならう。

關稅引下問題 軍需の急激な増加は政府の日鐵中心主義政策によつて各社の増産計畫は一時阻止された爲めこゝに鐵鋼飢饉を來し、建値の引下げを強行せざるを得なかつたが、鐵鋼暴騰對策のためには今や供給の緩和、從つて當分外國鐵鋼の輸入、關稅の引下げが必要になり、愈々議會に提案されること

に決定した。而してこの計畫に對して直ちに全幅的な賛成をしたのは中小鐵工業者から成る全國鐵工業者組合である。彼等は「現在の如き鐵飢饉は中小鐵工業者を窮乏に陥れる」といふ理由で去三月十八日の全國大會で「政府提出の鉄鐵引下案の議會通過を期す」と決議した。

然しながらこの提案は特に鋼材業者の反對をうけた。それは原案の關稅引下率が鉄鐵にも鋼材にも同じく五割であるが、昭和七年の引上げの際は保護は比較的鉄に厚く、鋼に薄かつた。而かも鋼材の生産費は高まつてゐる。これは日鐵中心主義による製鋼業への壓迫なりと修正を主張し出した。町田商相はかうした反對運動に對して引下期限を二ヶ年の暫定的なものに修正し、引下率も鋼材には二割五分位に訂正する意嚮であつたが遂に審議未了となつた。

政府の鐵鋼政策は盡く失敗に終つた。時には町田商相の議會に於ける日鐵中心主義の否定、時には日鐵中心主義により建値の引下、時には製鐵獎勵法の改正計畫、關稅の引下案の提出等一聯の小ブルジョアの官僚政策がとられた。然し之等の殆んどすべてが資本家階級の反對に遭つて挫折してしまつた。特に去二月二十日の「星ヶ岡茶寮」に於ける商工當局と日鐵重役を中心とする財界團との會合に於て郷男、牧田氏等の財界派から日鐵中心主義否定の輕卒、製鐵獎勵法中免稅の廢止尙早、關稅引下鉄鋼一様不當の忠告をうけて政府の政策は結果に於てその言ひなりに成つてしまつたのは特に注目し價する。

次に製鐵業の將來であるが、鉄鐵鋼材の増産計畫は各社により着々進捗してゐる。この結果鉄鐵は十一年度には十二萬三千噸、十二年度に四十七萬噸の増産が期待される。されば十三年度頃からは完全自給自足は可能とならう。又鋼材に於ても増産は進められつゝあるので、明年末頃迄には國內製鋼能力は四百萬噸を突破するだらう。さうなれば鋼材の自給は勿論むしろ生産過剰を現出する位である。

鉄鐵及鋼鐵需表(千噸)

年	鉄鐵				鋼材			
	生産額	輸移入額	輸移出額	需要額	生産額	輸移入額	輸移出額	需要額
昭和五年	一、一六三	五五五	五	一、六七三	一、九三二	四三七	二四	二、二二五
同 六年	九一七	四九五	三	一、四〇九	一、六三三	二六六	一〇五	一、七三五
同 七年	一、〇一一	六五〇	六五三	一、六六〇	二、一一三	三三五	四〇〇	二、〇四八
同 八年	一、四三四	八〇一	四三七	二、二三五	二、八三三	四一〇	四三五	二、九三八
同 九年	× 一、九三六	× 六四四	不詳	二、五五〇	△ 三、〇八〇	△ 三六〇	不詳	三、四四〇

(備考) ×は移入額共、××は輸入額のみ、△は鐵山局月表による尙二十萬噸増加の見込、△△は輸入額のみ。このうち滿鮮より約六十萬噸の輸移入あり。

最近の製鐵國策は二、三の官僚の思ひつきで一見動搖し勝ちな様に見える。然し日本の軍事重工業の擴大のためにはかうした小工作は訂正され特に鐵礦資源と製鐵能力の乏しい日本では、今後とも國家的統制は益々強化されるであらう。

第二節 工業組合法による中小工業の統制

一、中小工業の位地

現代日本の工業に於て一方には大規模工業の發達と驚くべき資本の集中、カルテル・トラストによる獨占過程の成熟にも拘らず、他方では中小工業は比較的量的に重要な位置を占めてゐる。尤も普通一般に中小工業と云はれてゐるものの中には近代資本主義經營のものもあれば極めて小規模な家内工業もある。然し今便宜上商工省調査昭和七年の工場統計(職工五人以上使用に限る)により職工三十人以下使用工場を小工業、三十人以上百人以下のものを中工業とすれば、小工業の工場数は五七、七九一全工場数の八五%八、中工業の夫は六、九三一、一〇%三を占め、中小工業全體としては九六%に當るその生産額から見れば我國の工業生産額は五十九億六千九百萬圓に對し中小工業の生産額は二十四億五千九百萬圓にしてその全體に對する比率は四一%を占めてゐる。然し右の統計は職工五人以下使用のものは除外されてゐるから、これを考慮したなら中小工業は恐らく我國工業生産額の過半を占めてゐることは推定される。而かも重要輸出品輕工業に於ては特に中小工業は重要な位地を占めてゐる。

東京商工會議所の調査によれば重要輸出品工業の中で、使用人百人未満の中小輸出品工業と百人以上

(一) 全國經營規模別輸出品工業生産額百分比

品名	未滿百人	以上百人
綿織物	六・二	三・七
生絲	二〇・八	九・七
人絹織物	三・四	七・六
絹織物	八・八	一・二
織詰食料品	七・九	二・一
陶磁製品	八・四	一・六
メリヤス製品	七・〇	三・〇
鐵製品	六・四	三・六
小麥粉	九・四	二・六
ゴム靴	三・二	六・八
ゴム底靴	二・二	七・八
硝子製品	四・〇	五・〇
自轉車	四・六	三・四
帽子	七・六	二・四
水産物	九・七	三・三
電球	一・七	八・三

ある。

の大工業の占める生産額の割合につき各種品別の百分比は上表の如くであるが、生絲、ゴム靴、電球、硝子製品を除く品種に於ては中小工業が優位を占めてゐる。

二、中小工業の脆弱性、無統制と工業組合法に

よる統制の必然

中小工業の脆弱性と無統制 中小工業は、我が産業界に於ける量的な重要性にも拘らず、一方では資本主義的獨占工業、問屋制商業資本の壓迫と他方では中小工業自體の經營規模の脆弱性と資力の缺乏、過大な同業者の激烈な競争のために困窮を續けてゐる。特に戦後の不況恐慌を通じて彼等の存立維持自體が切實な問題となつて來た。而してこの唯一の對策としてとりあげられたのが工業組合制度で

從來我が商品に對し内外から粗製濫造の非難が屢々起つたが、それは多くの場合中小工業者の生産設備の不完全なことに原因してゐる。これが爲め規格の統一や検査が必要であるが、中小工業者單獨では不可能にして共同の設備が必要になつて來る。又多數の同業者の激しい競争のため、生産過剰、價格の暴落を來し、業界を混亂に導く。これを防ぐためには業界のカルテル統制が必要である。而かも一切の缺陷は無資力にある。問屋制商業資本の支配から脱するためには共同金融や、共同販賣、共同原料購入が必要となる。こゝにどうしても中小工業者は工業組合により共同施設と統制を行はねばならぬ必然がある。

從來とても小生産者階級が資本主義の發達に適應する爲に自己を便宜し保護する制度は早くから發達した。明治三十三年には重要物産同業組合法と産業組合法とが同時に施行された。前者は主として製品検査、取締の制度で中小工業に發達した。後者は共同購販共同施設共同金融の制度で、主に農村に發達した。勿論中小工業者はこの二つの制度を利用し得るけれども、同一の組合によつては二つの機能は同時に行ひ得ない不便があつた。尤も資本主義の發展期に於ては中小工業の救済は前面に現れず彼等の相互の協同事業は殆んど製品の検査、取締の消極的な事業に限られた。處が戦後の一般的不況は事情を一變した。中小工業の救済は愈々日程に上り、大正十四年先づ中小工業に於て大きな位地を

占める輸出品工業に重要輸出品工業組合法が制定された。云ふ迄もなくこの組合法は製品検査、共同施設並に業界の統制も行ひ得る積極消極の二方法を備へてゐるものであつた。

工業組合法による統制の強化然し、重要輸出品組合法による統制は輸出品に限られてゐたため統制を徹底させるためには國內品をも包括しなければならなかつた。又組合員の中には問屋が交り、生産者と問屋との對立を惹き起したり、統制そのものは組合員に限られたり不備な點が多々あつた。そこでこれ等の點が改正され工業組合法として施行された。いまその要旨を示すと次の如くである。

- (一) 輸出品工業より内地向商品工業にも擴大。
- (二) 組合事業としては事業者の製品検査、事業經營上の制限、共同設備、共同購入、共同販賣の外に、新たに貯金の受入及資金の貸付を行ふ事を認め中小工業に對する金融機關たる機能を持たした(第三條)。
- (三) 工業組合に於て生産制限、販賣價格の協定等の事業經營に對する制限をなす場合は、これに關する規程を定めて行政官廳の認可を受くべき監督規定を設けたこと(第六條ノ二)。
- (四) 營業上の弊害を豫防し又は矯正する爲必要と認むる場合は行政官廳は組合に對し検査其他の施設を命ずることを得とせること(第七條)。
- (五) 營業上の弊害を豫防し又は矯正する爲特に必要と認むる時は行政官廳は組合員外の者に對して其地區の組合の定むる取締又は制限に服せしむる命令を發し得ること(第八條)。
- (六) 從來組合員の責任は有限責任なるも、新たに保證責任制度をも認め、以て組合の責任を擴張し組合金融

に資せること(第十八條ノ二)。

(七) 從來組合員の議決權の數は原則として一人に付一個にして議決權總數の十分の一を超えざる範圍に於て之が例外を認むるも、之は從來の實績に照らし不充分なるにより十分の三迄擴張す(第廿一條)。

(八) 工業組合に非ざる個人工業者も工業組合聯合會に加入するを得せしめ、以て大工業者の便宜を計つたと(第廿九條)。

(九) 組合の事業が經濟的に困難なるとき、或は公益を害する虞あるときは行政官廳は組合の決議の取消事業の停止又は組合の解散を命ずることを得。(第二八條)

即ち之によつて輸出工業のみならず統制は遍く國內工業に及び、共同施設の利用は勿論生産數量價格統制の如きカルテル統制をも行ひ、從來の統制外に置かれたアウトサイダーにも、必要と認められた場合には政府の命令によつて、統制を及ぼし得るやうになつた。而かもこの政治的統制こそ中小工業の統制時代への轉換期を劃するものである。尙ほ工業組合法が重要産業統制法と異なる點は政府の監督や命令の規定が實に多く、強制規定の發動の如きも前後十八回にも及んでゐる。これは大工業には自治的カルテルが強化されてゐるのに對し、中小工業はとかく無統制になり勝ちで、而かも大工業に比し政府の權力が容易に及び得るからであらう。

三、工業組合の現状と統制の新傾向

工業組合の現況 工業組合の統制を見る前に工業組合の現況を一瞥しよう。大正十四年九月重要輸出品工業組合法が施行されて以來、昭和六年七月一日改正工業組合法の施行前に至る迄まで五年十ヶ月間に設定された組合數は百三十一に過ぎなかつたが、工業組合法の施行以來、昭和十年四月十五日現在迄三年十ヶ月間に四百二十九組合の増加をもたらし、五百六十組合と三十二の聯合會を算へ、中央會により組合の普及發達聯絡が行はれてゐる。十年二月七日現在の組合員數は四萬一千二百七十九人出資總額は一千九百廿四萬九千圓、拂込濟出資額は六百七十九萬圓の多額に達してゐる。而して工業組合中央會佐野主事の推定によれば組合全體の生産額は約十七億圓に上り、中小工業生産額の約二分一我國全工業生産額の約四分の一にも及ぶとのとである。これによつて如何に組合の組織が廣範圍であるかを判る。

工業組合事業の新傾向 工業組合の事業は保護助成の共同施設と産業統制の二つである。而して共同施設の利用からカルテル統制に組合の機能は段々と移りつゝあることは見逃せない傾向である。

先づ共同施設のためには組合は検査、共同作業場、共同倉庫、共同販賣、共同金融事業を營んでゐる。政府は之等の共同施設に補助金を與へ、低利資金を融通し、租税上の特典を與へてゐる。然し中小工業に最も必要な金融事業は餘り振はず、この對策として町田商相は本春の議會で「中小商工業中央金

庫制度を設けること」を聲明した。

次に經濟的統制に就て見るに、この傾向は益々強められて行くことは屢々述べた如くであるが、殊に工業組合法はその成立の過程は重要輸出品工業から興つたものだけに統制の主流は依然輸出品工業にある。而も輸出は金輸出再禁止來の飛躍的な發展の結果各國からの求償割當制限となり、このためにも中小輸出品工業は統制に向はねばならなくなつた。

統制はいまや生産數量價格協定にも及び大工業カルテルにも劣らぬ機能を果しつゝある。而かも輸出統制を中心に工組は輸組との對立を生じ、この兩者間の統制はまたも新たな課題を生じつゝある。現在工業組合法によつて統制を行つてゐる工業は輸出綿三綾、輸出綿縮、輸出綿ネル、輸出綿サロン、輸出羽二重、陶磁器、珪瑯鐵器、輸出ゴム靴、タオル、自轉車、電球、磷肥等六十餘種に上る。たゞ磷肥は大工業であり乍らくに指定されてゐるのは特に事情がある譯ではなく、特別法の制定を待つ迄の便宜的のものに過ぎないと思ふ。次にこれ等の工業のうち統制の最も典型的な綿織物工業の統制を述べよう。

綿織物工業の統制

綿織物の統制は日本綿織物工業組合聯合會(綿工聯)の下に統制されてゐる。綿工聯は昭和三年十一月輸出工業組合法に基いて創立されたものである。創立當初は組織が小規模な上に

事業が検査に限られてゐた爲め世間の注意を惹かなかつたが、昭和五六年の恐慌期に綿三綾を始め續いて綿縮、綿ネル、綿サロンの生産調節と販賣協定に乗出してから綿業界に於て重要な地位を占めるに至つた。綿工聯は綿織物の製織及製練、漂白、染色その他整理に関する工業組合及地方聯合會をメンバーとし、現在所屬組合は全國到る處にあり合計五十三の多きに達してゐる。その組合員の大部分は中小機業家から成り、鐘紡の如きは加工綿布につき一組合と對等の位地で綿工聯に加入してゐる。綿工聯の綿布生産に於ける位地は實に大きく、九年の全綿布生産高九億五千萬圓のうち六億五千萬圓は綿工聯に屬し、輸出綿布總額四億九千萬圓中、加工綿布の大部分と晒綿布の半分を占める約二億九千萬圓の多額に達してゐる。

綿工聯の統制事業を見るに、「(一)綿業の統制、(二)製品の検査及取締、(三)製品の改良及販路の擴張、(四)新規考案の奨励及保護、(五)其他本會の必要な施設」と同會定款第卅二條に規定されてゐるが、その重なる統制は最初の二つにあることは云ふ迄もない。而してこの検査統制も單に技術上重要さを持つだけでなく、これがあるからこそ業界の統制も亦助かるのである。次に綿業の統制の爲め綿工聯は市場の需給情態を見て生産數量を調節し、販賣を統制してゐる。生産數量は一年を二期に分けて各前年同期の検査割當量を基準にして夫々割當てゝゐる。この外、綿工聯は浸染加工及捺染加工

の統制をも行つてゐるが、その方法は全體生産統制に準じたものである。販賣統制としては標準建値を示し、業者の参考に供する自由販賣と（綿縮、綿ネル、縞三綾）綿工聯でコストを計算し、獨占的建値をつける強制販賣（綿サロン）との二方法がある。

蘭印の綿サロン輸入制限により、日本の輸出商は逸早く組合を組織し輸出協定を結び、輸出組合は工組の生産者に對し有利な條件に置かれた。そこで、綿工聯は之に對抗するために、又かねて輸出商の中には往々にして値を崩し統制を亂すものがあつたので、輸出商百二十軒餘のうち蘭印向綿サロン輸出商を三十軒餘に限り御用商として指定してしまつた。かくの如く工業組合は販賣統制についても大なる統制力を持つてゐる。指定外に置かれた輸出商はあはて、商工當局に陳請したため、當局の調停によつて、漸く指定外の者でも過去の輸出実績に従つて輸出組合を通じて綿サロンを購入し得ることに協定が成立し一應の解決を見んとしてゐる。

四、國家的統制の發動

工業組合の大部分は以上に於てその大要を一瞥した如く、自治的な統制が行はれてゐる。而して組合の發達初期に於ては特に事業の中心が検査や共同施設にあつた爲めに業界の混亂も國家によつて統

制することは極めて稀であつた。然し乍ら不況對策として工業組合がカルテル統制に向はねばならなくなると同時に、アウトサイダーをも加へた統制が愈々必要となつて來た。殊に中小工業の經營數の多數のため大工業の如く統制は徹底せず、此ため屢々國家の手を藉らねばならなかつた。即ち「營業上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スルタメ特ニ必要ト認メルトキハ行政官廳ハ工業組合又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非ズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ從フベキ事ヲ命ズルコトヲ得」（工業組合法第八條）により國家の統制を受けたものは、昭和二年一月十八日商工省告示第一號により始めて日本洋傘骨製造工業組合の地區内に於けるアウトサイダーに對して發動されて以來、前後十八回の多きに互つて發動された。今之を表示すれば次の如くである。

工業組合法第八條發動例	
發動期日	統制項目
二年一月十八日	日本洋傘骨製造工業組合地區内輸出洋傘製造非加盟員 統制對象 統制品目 製品原料材料 統制項目 検査並製造量及販賣價格
三年六月七日	名古屋輸出樂器玩具工業組合地區内輸出樂器玩具製造非加盟員 製造半製品材料 検査並検査に關する取締
五年一月四日	瀬戸陶磁器工業組合地區内輸出陶磁器製造非加盟員 製 造 （検査、同取締、製造數量、販賣價格に對する制限）
六年五月七日	日本輸出亞鉛鐵板工業組合地區内輸出向亞鉛鍍金平浪鐵板製造非加盟員 製 品 検査及検査に關する取締

第二節 工業組合法による中小工業の統制

第二部 岐路に立つ我國統制經濟の再吟味

八年四月五日	近畿珙瑯鐵器工業組合地區内鐵素地の製作及燒成窯を有し輸出向珙瑯鐵器製造非加盟員	製	品	〔検査、同取締、生産分野及製造數量〕
八年四月六日	日本マッチ工業組合地區内マッチ製造非加盟員	製	品	〔製造數量の制限〕
八年四月廿六日	香川縣團扇骨工業組合地區内團扇骨製造業非加盟者	製	品	〔検査、同取締並製造販賣に關する統制〕
八年八月廿六日	日本亞鉛鐵板工業組合地區内亞鉛鍍金平浪鐵板製造業者	製	品	〔検査、同取締〕
八年三月十三日	名古屋輸出樂器玩具工業組合地區内樂器玩具製造非加盟員	製品、半製品、原料、材料	原	〔検査、同取締、製造數量及共同販賣に關する制限〕
八年三月廿六日	大阪染色工業組合地區内輸出入造絹織物及移出人造絹織物の染色整理及漂白業者	製品、包裝及荷造	品	〔加工數量の調節、加工料金の協定、個人注文引受の禁止、加工料金個人集金禁止〕
八年三月廿六日	福井輸出織物染色工業組合地區内の同業者	同	前	同
八年三月廿六日	京都輸出織物染色工業組合地區内の同業者	同	前	同
八年三月廿六日	神戸輸出織物染色工業組合地區内の同業者	同	前	同
八年三月廿六日	横濱輸出織物染色工業組合地區内の同業者	同	前	同
九年六月廿六日	瀬戸陶磁器工業組合地區内陶磁器製造業者	製品、包裝及荷造	品	〔検査及販賣に對する制限〕
九年八月廿二日	福島縣製氷工業組合地區内製氷を業とするもの(但し産業組合及漁業組合を除く)	製品	品	〔検査及生産數量に對する制限〕
十年一月十七日	名古屋自轉車工業組合地區内自轉車附屬品「ベル」の製造を業とするもの	製品	品	〔加工數量の調節、加工料金の協定、個人注文引受の禁止及加工料金個人集金禁止〕
十年一月十七日	京都絹人絹染色工業組合地區内輸出入絹織物及移出人絹織物の精練漂白染色及整理を業とするもの	製品	品	〔加工數量の調節、加工料金の協定、個人注文引受の禁止及加工料金個人集金禁止〕

これ等の發動の事情を見ると、製品検査に關してのみ發動された場合も二、三あるが、多くの場合は生産調節又は價格協定の強制のため發動されたものである。これ等の事例について各具體的な事情を見ることは極めて興味ある問題だが、こゝではすべて略し輸出組合の問題に入らう。

第三節 輸出組合法による輸出統制

一 協定貿易の進展と輸出統制の必然

世界恐慌を轉機として各國の貿易政策は輸入に對しては關稅引上、制限、禁止の排他的な政策を執り、輸出に對しては狹隘な市場をめぐる激烈な貿易戦が展開された。この結果貿易政策は國內的には本國と殖民地とのブロックを強化し、對外的には求償的協定貿易の方向へ益々發展しつゝある。特に日本の輸出貿易は金輸出再禁止來飛躍的な發展を遂げた。而して世界の貿易が尙ほ萎縮を續けてゐるこの際、ひとり日本のみの驚くべき發展は先進資本主義國の脅威を呼び起した。これが對策として各國は關稅の引上を以てした。然し日本の商品は爲替安と低生産費の二つを武器としてかうした障壁を乗り越えて資本主義國の殖民地は勿論、その本國に迄突進した。その結果彼等の執つた手段は日

本品の輸入制限或は割當制であつた。勿論貿易戰展開の結果各國は外國品に對する輸入禁止の最後の手段は各國家權力の手中にあるが、かくの如き權力の行使は今日の經濟的相互依存性からして、また各國の政治的關係からして、容易に行ひ得ないことだ。さればと云つて元の自由主義貿易に歸るなどとは夢にも考へられない。従つて協定貿易は各國の好むと好まざるとに拘らず、辿らねばならぬ必然的な道程である。而してその最も典型的な關係は協定貿易としての日印棉花綿布協定であり、割當制としては近くは蘭印の綿布以下の輸入割當制である。

かうした割當貿易の成立は生産業にも輸出業そのものにも大きな轉換期を與へる。即ち今や輸出の一定量が割當てられたならば、それは當然生産業者間のカルテルによる制限と輸出業者間の割當總量に對する分前の分割協定、即ち輸出組合による協定は必然となる。統制貿易の下では取引や生産の自由はいまや許されなくなつた。而して協定貿易の一石が投じた波紋は輸出業、生産業者の對内的な關係に止らず、輸出者と生産者の對立抗爭に迄發展しつゝある。

二 輸出組合の機能變化と輸出統制の現状

輸出組合の機能變化と組合法の改正 今日貿易統制の國家的統制々度としては輸出組合法が制定されて

ゐる。然し乍ら同法の制定當時の目的は主として中小輸出業者の保護助長であつた。従つて國家の保護助長の必要な大輸出業者は組合を組織したり、また之に加入し國家的統制を受ける必要は毫もなかつた譯である。然るに、協定貿易の發展は輸出組合の機能を保護助長から統制に轉換させ、大輸出業者をも組合を組織せしめ、或は之に加入せしめて國家的統制下に置くやうになつた。

從來日本の輸出は輸入に比べて多くの中小輸出業者によつて經營され、彼等の薄資微力と無暴な競争のため、やゝもすると品質の低下を來し海外市場の信用を失ひ、或は輸出業者相互に窮迫し、貿易の不振をもたらす憂ひがあつた。この缺陷を除くためには共同の施設並に輸出業者間の協定が必要とされた。そこで大正十四年三月輸出組合法が制定され、共同施設と協定の制度が設けられた。その後同法は昭和六年と昭和九年の二回に互り改正され、共同施設から協定統制の規定が強化された。いまその要點を示せば次の如くである。

- 一、同一市場ニ同種ノ商品又ハ異種ノ商品ヲ輸出スル者ハ輸出組合ヲ結成シ得ルコト(改正第一條)
- 二、組合ハ次ノ事業ヲ行ヒ得ルコトト
 - 1、組合員ノ取扱商品ノ委託輸出、輸出ノ斡旋保管、選別、包装、荷造、其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設
 - 2、組合員取扱商品ノ検査其ノ他必要ナル取締又ハ事業經營ニ對スル制限

3、海外市場ノ調査、新販路ノ開拓、其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設。組合ハ前項ノ事業ノ外、組合員ノ取扱商品ノ買取輸出、組合員ニ對シコノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコトヲ得。

三、輸出組合又ハ組合員ノ事業經營ニ對スル制限、輸出數量、價格ノ制限ヲ定メタトキハ主務大臣ニ届出ルコト(第七條二)

主務大臣ハコレニ對シ必要ナルトキハ變更ヲ命ジ得ルコト(第七條三)

四、主務大臣ハ必要ト認メタトキニハ組合員又ハ組合員外ノ同一區域ノ同業者ニ對シ組合ノ取締又ハ制限ニ從フコトヲ命ジ得ルコト(改正第九條)

即ち之に依つて輸出統制は單なる共同施設から數量價格協定に進化し、組合員外の者迄も政府の命令によつて統制が及び得る様になつた。

輸出組合の概況 輸出組合法は大正十四年制定され、同年九月より施行されたものであるが、十年四月現在の輸出組合の数は七十四にして、其總組合員數七千四百餘名、總出資額三百三十六萬餘圓、總拂込濟額百七十萬餘圓を算へてゐる。之を種類別に見ると、商品別組合三十七、市場別組合二十、商品及市場別組合十七にして、地區の廣狹によれば内地一圓を地區とする全國的組合三十一、地方に限定された組合四十三である。最も自由であるべき輸出に迄もかくも組合が組織されたのは驚く外ない。尙去四月の輸出組合全國大會では組合の普及發達を圖り中央會の結成を決議し氣勢を擧げた。然し之を

工業組合に比較すれば組合の數も少く、又出資額から考へても、未だ我が輸出貿易の一部分を占めてゐるに過ぎないことが想像される、これは今日貿易に於ける數個の大商業資本の勢力が如何に大なるを語るものである。

之等の輸出組合は共同事業として(一)買取輸出委託輸出及輸出の斜旋(二)共同購入、保管、選別、包裝、荷造(三)海外出張所の設置(四)海外見本市への参加、其他積極的共同設備及び消極的な輸出検査の如き消極的施設を實施しつゝある。而して政府は之に對し(一)補助金の交付、(二)低利資金の融通(三)爲替上の援助(四)租税上の特典等の助成策を行つてゐる。之等の共同施設に關する具體的實狀は興味ある問題である。然しそれにも増して輸出統制問題は現在最も重要であり、以下共同施設は暫く措き統制の現狀に移らふ。

輸出統制の現狀 無暴なる濫賣戦を防ぎ、商品品質の低下を阻止するため、輸出數量價格、検査の施行は輸出組合の發生以來實施されて來たが、近年協定貿易の實行により或は協定の氣運に鑑みて組合による輸出統制は益々行はれつゝある。今日輸出組合法により輸出統制を行ひつゝある主要なものは左の如くである。

一、漁網及漁網用線絲(對露輸出組合)

一 二、莫大小(日本比律賓莫大小輸出組合)

- 三、人造眞珠(日本人造眞珠硝子珠輸出組合)
- 五、ビール(帝國麥酒輸出組合)
- 七、綿織物(日本綿織物對印輸出組合)
- 九、豆類(北海道豆類輸出組合)
- 十二、綿製織物(日本對米敷物輸出組合)
- 十三、毛布(日本毛布敷布輸出組合)
- 十五、ゴム靴(日本ゴム製品輸出組合)
- 十七、絲染サロン(日本絲染サロン輸出組合)

- 四、陶磁器(大日本陶磁器輸出組合聯合會)
- 六、マニラロープ及トワイン(對露輸出組合)
- 八、自轉車(日本自動車輸出組合)
- 十、マツチ(日本對米マツチ輸出組合)
- 十三、絹紬(日本紬對米輸出組合)
- 十四、電球(對英電球輸出組合)
- 十六、メリヤス(日本メリヤス輸出組合)
- 十八、アルゼンチン向輸出價額(東西アルゼンチン輸出組合)

右の外、海外から日本の輸出に對し一定の制限を加へるべき情勢にあり早くも兩國間に協定が成立した結果、商工省の監督下に國內の輸出團體の結成となつたものには鉛筆(對米鉛筆輸出協會)、陶磁器(對佛輸出陶磁器協會)、セメント(對蘭印日本セメント輸出協會)、トルコ向輸出全般(對土貿易組合)等がある。また南阿に對しては出超國である日本は片貿易調整の要請に應じ南阿羊毛買付プールが民間に組織されたのは周知の如くである。尙ほ現在輸出組合による統制を計畫中のものも少くないが、その最も注目すべきは對蘭印向綿布輸出組合である。この輸出組合が成立すれば直ちに統制が實施されるが、輸出權利をめぐる紡聯と輸出業者との對立抗争は依然纏らず、またこれが解決は輸出業者對生産業者の關係に大なる示唆を與へるものであらう。が、それは最後の節に譲り輸出統制の商品別

と一國全貿易に亘る二つの典型的な實例を次に示さう。

對印綿織物の輸出統制 日印通商條約の結果對印綿織物輸出に對して統制しなければならなかつたのは周知の通りである。即ち一ヶ年間に棉花百五十萬俵の輸入に對し綿布最大限四億碼の輸出に協定が成立し、昭和九年一月から十二年三月迄の向ふ三ヶ年三ヶ月間に互つて愈々實行に入つた。(棉花綿布年度は四月より三月迄)。綿布統制の範圍は生無地(四四%三)、縁付生地(一〇%四)、晒地(九%六)色物(三五%七)の四種で各その割合が定められた。かゝる綿布輸出制限の結果は必然輸出組合の結成となり、昭和九年三月十七日先づ日本内地に營業所を有し印度に綿織物の直輸出をなす者を以て日本綿織物對印輸出組合が組織された(組合定款第五條)。組合の事業は(一)綿織物の對印輸出統制をなすこと、(二)綿織物の對印輸出及印度棉の輸入調節上必要な施設をなすこと、(三)組合員の取引上の紛議の仲裁判斷をなすこと、(四)其他組合の目的を達するに必要な施設をなすこと、(同第廿四條)等である。而してその最も主眼とする點は對印綿布輸出の統制にあることは云ふ迄もない。この統制内容は組合員の三分の二以上出席し、その議決權の四分の三以上の同意を得て(同廿六條)輸出數量統制規程及び入札規程を次の如く決定した。

長さ四碼以上の對印輸出綿織物を(一)生無地(二)縁付生地(三)晒地(四)其他の四種に分ち、毎半期毎に各品種

別輸出總量の八割は前年同期の輸出高を基準に按分比例して各自の輸出比率を定め、殘餘の二割及び再輸出其他の理由により剩餘となつた割當數量は四半期毎に入札により割當てるが但しこの場合一組員は入札總數量の二分の一以上を入札し得ないことになつてゐる。

この統制には手数料を要し、組員は生無地及縁付無地が一碼に付一厘、晒地及色物が一碼には一厘半で非組員はこの五倍である。入札に際しては納付金の多いものに落札することになつてゐる。

かかる方法による對印綿布輸出統制の初年度は本年三月末を以て略順調に終つた。然しかゝる輸出統制は既存の輸出業者には有利なものであるが、新しい輸出業者にとつては不利である。尤も八割迄は前年同期の過去の實績により、殘餘の二割は新しい者にも途は開かれてゐるが、統制の目的が既存の輸出業者の保護にあることに變りはない。而かも輸出業者は殘りの二割の入札に對しては將來の分前に影響するので自然競争となり新業者の進出する餘地はない。偶々輸出組合の統制手数料入札料合せて四百萬圓にもなつてゐることが知れるや、生産者から輸出業者横暴の聲が起り、蘭印割當に對し紡績聯合會は俄に五割要求を提案した。

對アルゼンチン輸出入統制 次に輸出組合法による貿易統制として將來大いに注目されるであらうと思はれるのは對アルゼンチン輸出統制である。我が對アルゼンチン貿易に關しては昭和九年八月十一日、東部日本、西部日本兩アルゼンチン輸出組合が組織せられたが、本年二月一日以降愈々組員の輸出價額に對する制限と輸出手手数料収入を基金とする同國物資の輸入獎勵を行ひ、日ア片貿易の調整を計ることになつた。いまその輸出統制規定の要點をみるに、先づ毎年四月一日より翌年三月末に至る一ケ年を一期とし、每期三ヶ月前より過去二ケ年に於ける對ア輸出總額の一ケ年平均を割當總額とし、之を次の基準に依り各組員に割當てることになつてゐる。

對アルゼンチン輸出割當決定方法

④普通輸出

- (一) 割當總額の一割は平等割り
- (二) 殘餘の九割は每期三ヶ月前より過去二ケ年間の各組員の輸出實績を基準とす但し(一)の割當額中輸出せざりし部分あるときはその二分の一を(二)の輸出實績に加算するものとす

⑤超過輸出

- (一) 總組員の超過しうべき總輸出額は前記④の(一)項の三分の二
- (二) 一組員の超過輸出額は毎月十萬圓

⑥特別超過輸出

- ⑥の(一)の範圍内に於て、同(二)の外、更に五萬圓

而して、組合は豫め各商品毎に夫々一定の統制手数料を定め、普通輸出に際して之を徵收し、更に超過輸出に付てはその五割増、同特別超過輸出に付てはその三倍の統制手数料を徵收し、以つて輸入

獎勵の資金に充當することになつてゐる。割當方法は對印綿布統制の場合と同様、實績主義に重きを置き、その上全然入札の規定がないため既存輸出業者にとつて極めて好都合なものと云へよう。即ち、對ア輸出入貿易は事實上、現在の組合員を以て獨占化されたわけである。たゞこの統制が特に注目されるのは(一)一國に對する輸出貿易全體を包含し、(二)統制の目標を輸出金額と定めてをることであらう。

三、輸出統制に對する國家權力の發動

輸出組合法によつて自治的に輸出の統制を期するのは統制本來の目的であるが、やゝもすれば輸出組合對アウトサイダー、或は組合員相互の利害は必ずしも常に一致するものでなく、統制の攪亂されることは起り得る現象である。これが爲め組合法第九條「營業上ノ弊害ヲ阻止シ又ハ矯正スルタメ特ニ必要ト認メタルトキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニヨリ輸出組合員若クハ組合員ニ非ルモノニシテソノ組合ノ地域内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スルモノニ對シ其組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ依ラシムルコトヲ得」により、完全にカルテル的統制は擁護される譯だ。いま左表により本法制定以來國家的統制權力の發動されたものを例示しやう。

期 日	對 象	輸 出 組 合 法 第 九 條 の 發 動	統 制 品 目	統 制 項 目
七年七月 四日	對露輸出組合地區内非加盟者	對露輸出組合地區内非加盟者	漁網(漁網用綿絲を含む)	輸出検査、取引方法の制限
七年四月 二日	日本百合根輸出組合地區内國産百合根直輸出業者	日本百合根輸出組合地區内國産百合根直輸出業者	百 合 根	輸出検査
八年一月廿八日	日本比律賓メリヤス輸出組合地區内非加盟員	日本比律賓メリヤス輸出組合地區内非加盟員	メリヤス及同製品	輸出取締、輸出數量制限
九年五月 二日	日本綿織物對印輸出組合地區内對印綿織物直輸出業者	日本綿織物對印輸出組合地區内對印綿織物直輸出業者	綿織(但し長さ四碼を超えざるものを除く)	輸出取締、輸出數量制限
九年八月 七日	日本對米マツチ輸出組合地區内對米マツチ輸出業者	日本對米マツチ輸出組合地區内對米マツチ輸出業者	マ ツ チ	輸出取締、輸出數量、輸出價格、取引先の各制限
十年二月 五日	北海道豆類輸出組合地區内青豌豆輸出業者	北海道豆類輸出組合地區内青豌豆輸出業者	青 豆	輸出數量の制限
十年二月 五日	東部日本アルゼンチン輸出組合内地區アルゼンチン輸出業者	東部日本アルゼンチン輸出組合内地區アルゼンチン輸出業者	—	輸出取締、輸出價額の制限
十年二月 五日	西部日本アルゼンチン輸出組合内地區アルゼンチン輸出業者	西部日本アルゼンチン輸出組合内地區アルゼンチン輸出業者	—	同 前
十年二月 十六日	日本絲染サロン輸出組合地區内輸出業者	日本絲染サロン輸出組合地區内輸出業者	絲染サロン及びその類似品	輸出取締、輸出數量に關する制限
十年四月廿一日	日本對英電球輸出組合地區内輸出業者	日本對英電球輸出組合地區内輸出業者	電 球	輸出取締

協定貿易の進展と同時にいまや益々貿易統制は發展しつゝあり、將來といへどもこの傾向は依然強化されるであらう。

第四節 農業に於ける統制政策の發展

農業恐慌は日本の農業政策に大なる轉換期を與へた。即ち過去に於て執られた増産政策は恐慌によつて價格政策に換へられねばならなくなつた。而かも新らしい政策のために古い政策が踏襲される處に矛盾と混迷が起つて來る。

増産と商品化政策は明治六年の地租改正による租税の金納化以來財政的見地から軍事的國策から、また農民の資本主義に對する適應から、一貫して執られて來た政策である。増産政策は資本主義の發展期に於ては農產品價格の工業品價格に對する相對的騰貴傾向のため農產品の暴落を來すことは極めて稀であつた。然しながら戦後の獨占資本主義の現段階に於てはこの關係は全く逆になる。農業に於ける増産にも拘らず大衆の購買力は萎縮してゐる。而かも他方農業と工業發達の不均等、工業に於ける資本の集中とカルテル統制、農業に於ける無統制の結果、工業品物價は農產品物價よりも相對的に高められた。この缺狀價格差は恐慌を通じて、擴大され、農民の購買力は極度に萎縮し、その窮迫没落はいまや放任され難いものとなつた。その救濟策として米穀法は數度改正され、昭和八年には米穀

統制法が制定された。米に次で重要な蠶絲業に對しては絲價維持策のみでなく、恐慌によつて製絲業に於ける大規模化と繭取引形態の變革が進められつゝある、これに對し國家の統制が試みられてゐる。農業統制策は單に農業のみでなく、これと密接な關係にある肥料業に對しても統制が加へられんとし本年の議會に肥料統制法案が提出された。これ等の新政策の實行に當つては常に古いものと衝突矛盾を惹き起し、而かも農民と商工業者、農民の間でも各層によつて利害は相對立し、統制問題は益々複雑化してゐる。以下米、蠶絲業、肥料の三つの部門に就て統制政策の動向を要述しよう。

一、米穀統制の進展

日本の農業に於て米の重要性は正に決定的である。全耕地の五四%は米作に充てられ、農産物生産額の五〇%以上が米によつて占められ、農民の大部分は多かれ少かれ米作に従事し、米價の騰落は農民の購買力に多大の影響を及す。米の重要性は農民にとつてのみでなく、それが國民の主食物である爲め勞働者、市民階級にも重要性を持つてゐる。従つて米價政策は簡單には解決されない。更に農民の各層によつて米價政策の有つ意義が各々異なるに於ては尙更である。

A、米穀統制法とその效果 II 米穀の統制は大正四年一月米價暴落の對策として米價調節令が發布され

て市價の維持に努めてからのことである。その後大戦中米價昂騰の結果大正八年には米騒動迄惹起したが、大正七年には暴利取締令を發布し、米及粳の輸入税を免除し、大正八年には開墾助成法を制定増産を奨励し、米價の騰貴を抑へた。然し乍ら大正九年以來戦後の經濟界全般の反動の結果、特に米價は大暴落を來した。即ち大正九年三月の最高一石五十四圓から六月には四十圓臺に落ち十一月には三十圓臺に十二月には二十五圓臺に激落するに至つた。これが爲め大正十年には米穀法を制定し米價の維持に乗出した。而して大正九年の暴落以來我が米價は一路低迷を辿り、従つてこれ以後の米穀政策は一貫して米價維持政策の歴史であつた。いまこの對策のうち法制的な發達の要點を擧げると次の如くである。

大正十年米穀法の制定「政府による米穀の需給調節」

大正十四年第一次改正「數量のみでなく市價調節を加味」

昭和六年第二次改正「米穀法發動に必要な米價の最低及最高の基準を示し、その基準は米穀生産費、家計費率勢米價（米價指數の物價指數に對する割合の趨勢により算出したる價格）を基礎にして定められる。當分の内最低、最高價格は率勢米價の値二割、上値二割の範圍内に於て最低最高價格を決定するとされた。」

昭和七年の第三次改正「最低價格は昭和八年末迄は生産費による。政府は需給調節を月別平均ならしめる爲めに朝鮮臺灣にも需給統制を行ひ得る。米穀統制のため粟の輸入税の増減免を行ひ得る。」

昭和八年米穀統制法の制定 (1)數量市價調節 (2)最低最高價格の公定。最低價格は生産費と運賃諸掛を加へ

(一) 米價とその値幅(萬石)

米年	内地產量	輸入量	平均	高低	幅
明治三十四	五、三三三	一、七五	一、三六三	五、一〇	四〇%
三十五	四、六六三	二、九三	一、七〇七	五、二〇	三〇
大正一	五、一七一	二、九〇	二、〇一五	九、〇〇	四五
二	五、〇三三	四、六〇	二、一七九	二、九〇	三三
三	五、〇三三	四、〇〇	二、一七九	八、三〇	四
四	五、七〇〇	三、八〇	二、一七九	四、一〇	三三
五	五、五九二	二、四二	二、一七九	二、七〇	二〇
平均	五、二〇三	三、四〇	二、一七九	五、三三	三三
昭和一	五、九七〇	九、五四	三、八〇	五、九〇	一五
二	五、五五九	一、二六七	五、九六	五、六〇	一六
三	六、二〇〇	一、一三五	五、七三	六、一〇	九
四	六、〇三〇	八、九〇	六、九二	三、七〇	三三
五	五、九五五	八、六〇	七、二二	一四、〇〇	五
六	六、六六七	一、一五三	五、七一	四、七〇	一六
七	五、五三二	一、一六〇	九、四〇	五、九〇	元
八	六、〇三九	一、二七四	八、九〇	四、四〇	二
九	七、〇八一	一、四四四	九、〇〇	八、九〇	三
平均	六、二七一	一、三三三	七、〇〇	六、五二	三三

た額と、率勢米價の下値一割と二割に相當する範圍で經濟事情を參照して決定する。最高價格は家計費と率勢米價の上値二割と三割の範圍内で經濟事情を參照して決定する。(3)最低價格による無限の買入、最高價格による賣渡。(4)季節的調節の爲め臺灣米の調節 (5)粟、高粱又は黍に對しても輸入制限、關稅の増減免を行ひ得ること。

米穀統制法は右の如く數度の改正を経て、昭和八年制定されるに至つた。その目的は政府自ら米の最低最高價格を公定し、需給を調節し米價の安定を圖らんとし、その統制範圍は内地は勿論臺灣、輸出入、雜穀の輸出入に迄及んでゐる。而して當面の最も主要目的は最低價格の維持にあることは云ふ迄もない。この政策實施の爲めに特別會計が設けられ、大正十年にはその限度は二億圓に及び、九年の如きは十一億五千萬圓の巨額に達した。かくして統制は恐慌以後名實共に強化された。

然らば統制は米價の變動の上になんか効果を現したか。勿論米價そのものは豊凶による供給と需

要、一般物價の影響下に變動するものであるが、統制の及ぶ効果も亦大きい。暴落は或程度阻止され、安定された。今之を第一表によつて見ると、統制前の最高最低の値巾の大なるに對し統制後は昭和五年を除いては比較的縮められてゐる。即ち大正五年前の統制前平均値巾三三%に對し、昭和年代の統制期間は二五%に縮小されたことは統制の効果と見てよい。

B、増産と統制の矛盾 統制は流通形態のみの統制で生産には及ばない處に米穀統制の根本的矛盾が横つてゐる。増産は米穀統制時代に入つてからも尙ほ進められた。米價統制は却つて農民の増産を刺戟し、殊に大正八年の開墾助成法や臺灣の増産のため著しく供給は増加した。即ち第二表により内地の米穀需給を見ると、内地米の供給は統制前に比し二三%、鮮米の移入は實に四三%七、臺米の移入は二二四%を増加し、全國の總供給高は五千萬石から六千七百萬石に三四%を増大し、外米の輸入を殆んど必要とせず、むしろ過剰に陥るといふ現状である。然し他方消費の傾向を見ると、例へば一人當りの年消費高は大

(二) 米供給の増進と外米輸入の減退 (單位萬石)

平均	内地米	朝鮮米	臺灣米	外米
明治三三	四、三六八	不明	三	三九一
四〇	四、九二七	二四	八七	一七
大正一一	五、三〇三	九五	九	一三
統制前平均	四、八七	六〇	七	二四
六一〇	五、八三五	二〇六	九	三三
一一一五	五、六四	四六	一六五	三三〇
昭和二六	六、〇八九	六三〇	一八五	二八五
七九	六、二五	六九	四三五	七
統制後平均	五、九六	五〇	二二	二〇〇
同上増%	(三三・五)	(四三・八)	(三三・六)	(三三・七)

(備考) 鮮米は大正一一五の平均を統制前平均として増加率%を算出す。

戰中毎年増加し、大正十年には一石一斗五升三合に達したものが、戦後の慢性的不況によつて漸減し、昭和七年の如きは一石一升四合と大正十年の最高に比し一斗三升九合一二%を激減するに至つた。従つて民衆の驚くべき購買力の減退にこそ米價下落の根本原因の一つがあると云はねばならぬ。然るに農民の生産の無統制から、軍事政策から、又殖民地投資家の地主的な利益のため増産は依然促進され、生産と消費との矛盾は益々擴大されつゝある。これが爲め統制は益々必要となつて來た。

C、米穀統制の各階級への影響 米穀統制法は農民の利益保護のため制定されたものだが、その運用は農民にとつて不便なため、商人の利用に委ねられてゐるといふ缺陷を持つてゐる、即ち、政府の買上單位は同一銘柄百俵以上に制限されてゐるため、農民は手数の煩雜と出來秋の換金急ぎのため商人に手離す。この結果商人は統制法による騰落の危険率から保證され、公定相場と庭先相場との値幅は商業資本にせしめられる。昭和八年の如きは政府への直接米穀賣渡申込の三分の二が米穀商で他は大部分産組と農會であるといふ意外な結果に終つてゐる。

農民のうちでも米作者と養蠶家、漁村民、山村民との利益は米穀統制に限り必ずしも一致しない。更に米の販賣者たる地主と小作との間では販賣の量と時期に於て利害は對立してゐる。即ち九年度の米穀要覽によると總販賣高の三七%は小作米として地主によつて賣られ、六七%は自小作によつて賣ら

本家階級の援助の下に商工會議所や商權擁護聯盟が参加し、運動はいまや反産運動に迄發展した。この反對に對抗して起つたのは産業組合各團體、帝國農會等の農業團體で彼等はこの案の通過をあく迄支持した。

然し問題は、自治管理法案は果して農民を救済し得るか否かにある。此法案によつて統制は強化される。然し乍ら生産と消費との矛盾は依然解決されず、而かも新たな負擔は農民に加へられんとした。この案によつて最も利益するものは地主と富農である。半封建的零細農制から生ずる矛盾は、如何に流通形態が統制されても解消する處か、むしろ擴大されて行く。自治管理法案以下三法案は貴族院で審議未了となつた。だが、やがて再び何等かの形となつて現れるであらう。

二、蠶絲業統制の新傾向

A、蠶絲業恐慌と統制 II 日本の蠶絲業政策は凡そ三つの段階に區分することが出来る。第一期は大正の初期に至る資本主義の發展期に於ける技術の改良と増産の時代で、第二期は大戦前後特に戦後より恐慌前迄の價格の動搖に對する絲價維持政策の時代、第三期は恐慌後今日に至る統制政策の時代である。蠶絲業は我が國の輸出貿易の上に、また農業に於て重要な位地を占め明治以來官民を擧げて技術

の改良増産に努めて來たのは周知の如くである。然し乍ら斯業のアメリカ經濟への依存のため特に戦後の世界的不況以來常に絲價は動搖し、増産政策は絲價維持政策にとつて代へられた。これがためには出荷制限、操業短縮、共同保管、賣止、絲價統制機關帝國蠶絲株式會社の三回に亙る設定、絲價安定融資補償法による政府損失補償による低利資金の融通等の諸對策は一再ならず採られた。その結果對策の目的は不徹底乍ら或程度達せられた。だが絲價そのものは國際的に決定される限り、その人爲的維持策には限界がある。殊に恐慌の嵐と人絹の進出の前にはすべて無力なものになつてしまつた。即ち横濱生絲現物標準格百斤昭和四年平均相場は一・二五二圓であつたものが、五年の平均は六五二圓、六年は五八七圓に半値以下に落ち、七・八年は七六〇圓に戻し、九年には再び五三五圓と未曾有な激落となつた。最近は少し恢復したといふものゝ十年五月現在は一六一〇圓臺に止つてゐる。生絲恐慌は繭恐慌に發展し、製絲家は恐慌の負擔を勞働賃銀の値下、不拂、勞働時間の延長と勞働の強化等一部を勞働者に轉嫁し、繭の叩き買ひにより一部を農民に轉嫁した。然しこの對策を以つてしても中小製絲業の没落は相續き、大製絲と雖も永く不況に沈んだ。

今や恐慌打開の爲めには新なる政策へ即ち統制政策への轉換は愈々必要となつた。對策の第一は生絲品質の向上統一と技術の合理化政策で、第二は大規模化と業界の統制である。第一のためには蠶種の

(三) 階級別販賣時期の比較
(一ヶ年販賣高に對する割合)

	小作米	小作米以外
11- 1月	30.10	52.45
2- 4月	24.63	19.02
5- 7月	23.04	12.51
8-10月	22.24	16.03
合計	100.00	100.00

(備考) 十年米穀要覽44頁より昭和五年迄の平均して作成したものである。

れてゐる。大體全生産高の二五%は小作米として地主の手に移り、その八〇%が商品化され、残りの七五%のうち五〇%が自小作によつて賣られてゐる。これによつて如何に米價問題が地主の利益と密接な關係にあるかは論を俟たない。又販賣時期に就て見るならば、第三表に見る如く、自小作人の賣る米は出來秋の最初の三ヶ月間に過半数が賣られ例年値は崩れ勝ちであるが、地主は大體年中平均に賣り、端境期の高い時に有利に賣ることが出来る。更に注目し

なければならぬのは、米作者の四〇%迄が同時に米の購買者であり、その購買高は内地の販賣高の二%にも上つてゐる。貧農は出來秋の廉い時に現金收得のため飯米の幾分かを賣り端境期の高い時になつて彼等自らの食糧を再び買戻さねばならぬといふ皮肉な運命に置かれてゐる。この半封建的零細農制の持つ矛盾は特に凶作時に於て極度にその脆弱さを曝露するに至る。而してこれ等の矛盾は現在の統制法によつては決して解決されぬ處のものである。

D、米穀三法案の提出の意義 政府は本年の議會に米穀統制強化のため次の三法案を提出した。

統制法中改正法案 買上値に月々の金利倉敷料を加へること。小麦の關稅を増減し得ること。災害又は事變

の場合米價が最低最高の平均値以上にあるとき道府縣に米を賣り渡し得ること。

租共同助成法案 昭和八年以來實行の助成施設を法文化したもので、米穀統制のため産組農會の租貯藏を奨励し、政府がその補助米として年三十萬石の範圍内で貯藏者に交付する施設である。

米穀自治管理法案 その要旨は今迄政府が買上貯藏してゐたものを、一部民間に貯藏せしめ米穀統制を補強せんとするものである。自治管理の方法はその年の過剩米を政府は内地、朝鮮臺灣に一定の比率で割當て、各市町村に生産者及地主から成る米穀統制組合を組織せしめ全國的な聯合統制下に過剩米を管理させ、但し内地では産組又は農會が統制組合の機能を代行し得るやうになつてゐる。而して組合は過剩割當米の管理義務を有し、組合員は各個人の割當米の寄託の義務を有し組合員並に組合員たる資格を有する者は殆んど半強制的に自治管理に従ふべき義務を負はされてゐる。自治管理の目的は最低價格の維持にある。管理米は政府が必要と認められた場合は原則として期間内には解除し得ないし、必要に応じて管理米は擴大され得るのである。若し貯藏の困難な場合には米穀統制法による最低價格によつて、買上げられる仕組になつてゐる。

右の三法案のうち最も重要なものは云ふ迄もなく自治管理法案である。この案は民間團體をして過剩米を管理させ米穀統制を強化し政府の財政的負擔を軽減せんとする一石二鳥の策である。ところがこの案が議會に提出と決定されるや、眞先に反對したのは米商人で、彼等は生産者の自治管理によりその商業的活動が狭められ、やがては米商人としての機能が奪はれはしないかと危惧したからである。だがこれによつて思惑取引が阻止される結果、最も困るのは取引所の資本家達で、彼等は米屋を煽動して國技館で反對の氣勢を擧げ、議會の傍聴に群をなして押しかけた。更にこの反對運動に、資

本家階級の援助の下に商工會議所や商權擁護聯盟が参加し、運動はいまや反産運動に迄發展した。この反對に對抗して起つたのは産業組合各團體、帝國農會等の農業團體で彼等はこの案の通過をあく迄支持した。

然し問題は、自治管理法案は果して農民を救済し得るか否かにある。此法案によつて統制は強化される。然し乍ら生産と消費との矛盾は依然解決されず、而かも新たな負擔は農民に加へられんとした。この案によつて最も利益するものは地主と富農である。半封建的零細農制から生ずる矛盾は、如何に流通形態が統制されても解消する處か、むしろ擴大されて行く。自治管理法案以下三法案は貴族院で審議未了となつた。だが、やがて再び何等かの形となつて現れるであらう。

二、蠶絲業統制の新傾向

A、蠶絲業恐慌と統制 日本蠶絲業政策は凡そ三つの段階に區分することが出来る。第一期は大正の初期に至る資本主義の發展期に於ける技術の改良と増産の時代で、第二期は大戦前後特に戦後より恐慌前迄の價格の動搖に對する絲價維持政策の時代、第三期は恐慌後今日に至る統制政策の時代である。蠶絲業は我が國の輸出貿易の上に、また農業に於て重要な地位を占め明治以來官民を擧げて技術

の改良増産に努めて來たのは周知の如くである。然し乍ら斯業のアメリカ經濟への依存のため特に戦後の世界的不況以來常に絲價は動搖し、増産政策は絲價維持政策にとつて代へられた。これがためには出荷制限、操業短縮、共同保管、賣止、絲價統制機關帝國蠶絲株式會社の三回に互る設定、絲價安定融資補償法による政府損失補償による低利資金の融通等の諸對策は一再ならず採られた。その結果對策の目的は不徹底乍ら或程度達せられた。だが絲價そのものは國際的に決定される限り、その人爲的維持策には限界がある。殊に恐慌の嵐と人絹の進出の前にはすべて無力なものになつてしまつた。即ち横濱生絲現物標準格百斤昭和四年平均相場は一・二五二圓であつたものが、五年の平均は六五二圓、六年は五八七圓に半値以下に落ち、七・八年は七六〇圓に戻し、九年には再び五三五圓と未曾有な激落となつた。最近は少し恢復したといふものゝ十年五月現在は一六一〇圓臺に止つてゐる。生絲恐慌は繭恐慌に發展し、製絲家は恐慌の負擔を勞働賃銀の値下、不拂、勞働時間の延長と勞働の強化等一部を勞働者に轉嫁し、繭の叩き買ひにより一部を農民に轉嫁した。然しこの對策を以つてしても中小製絲業の没落は相續き、大製絲と雖も永く不況に沈んだ。

今や恐慌打開の爲めには新なる政策へ即ち統制政策への轉換は愈々必要となつた。對策の第一は生絲品質の向上統一と技術の合理化政策で、第二は大規模化と業界の統制である。第一のためには蠶種の

統一と繭取引法の改革輸出生絲検査の統一が行はれた。蠶種統一のため原蠶種國家管理法は九年に制定され、繭取引改良のためには特約取引と乾繭取引は驚くべく發達し、政府は之に對する統制策として産繭處理統制法案を本年の議會に提出した。輸出生絲検査は大正十五年輸出生絲検査法により全国的に統一された。次に大規模化統制政策は蠶絲業に於ける群小資本の亂立を整理し業界の統制を促進し大規模經營の制覇を確立せんとするものである。大規模化のためには蠶種業に於ては蠶絲業法施行規則改正(註一)實施の結果新設置種製造業者は一定の規模以上に制限され、製絲業に於ては七年制定の制絲業法(註二)により制限され、輸出生絲取引業者は輸出生絲取引法(註三)によつて免許制となつた。かくして中小蠶絲業者の資本主義的自然淘汰は法的淘汰によつて最後の拍車をかけられた。更に昭和六年には蠶絲業組合法が制定され、養蠶、繭取引、製絲、生絲取引の全蠶絲業に互つて各組合が整備され中央統制機關として日本蠶絲中央會が結成された。かゝる一聯の統制策は行はれつゝある。然し蠶絲業一般は製絲業を始めとして他の事業に比し技術の單純と資本の有機的構成の低度な爲め未だ群小經營が多數存在し統制は亂れ勝ちである。特に各部門の統一などは殆んど望めず、現に蠶絲中央會は産繭處理統制法案を繞る製絲家と養蠶家の對立以來分裂の危期をさへはらんでゐる。だがかうした蠶絲業界の波瀾の底にも尙ほ大規模製絲の發展を中心とした統制への主流を觀ることは出来る。次に本年の議會に提出された産繭處理統制法案に就て検討しよう。

に本年の議會に提出された産繭處理統制法案に就て検討しよう。

(註一) 昭和四年蠶絲業法施行規則改正により新設置種製造業者は一ケ年間の製造十萬蛾以上とされ、但し本法施行前認可を受けた者及その相續人一代に限り十萬蛾以下のものでも許されることに除外例が設けられた。

(註二) 製絲業法によりすべて新設置種業者は農林大臣の認可を要し、その規模は百五十釜以上に原則上限定された。但し産組に關してはこの限りに非ず。

(註三) 輸出生絲取引法により取引業者は免許制となり、原則上年取引五千俵以上とし、而かも本法施行より五ヶ年後は現在五千俵以下の業者は淘汰されることになつてゐる。

B 繭取引形態の變化と産繭處理統制法案の提出

〔特約取引の必然〕 繭の取引は現在四つの方法によつて行はれてゐる。第一は自由市場の取引で、繭市場販賣、農民の自宅販賣、店舗販賣等は之に屬する。第二は特約取引と稱される供給契約による取引で、第三は組合製絲への供繭にして養蠶家が組合を組織し自ら繭を絲に迄挽いて市場に販賣する形態である。第四は共同乾繭(政府補助)により市場に適當な時期に賣り出す方法である。右のうち特約取引は製絲の技術上からは最も合理的で且經濟上からも製絲家、養蠶家双方共そこに行くべき必然がある。製絲家は絲にするため絲量、解舒、織度、染色等に最適な一定の蠶種を選び、之を養蠶家に養

はせる。又乾繭の必要ある時は自己に適した方法で行ふことも出来る。この事は組合製絲に就ても同様である。然し組合製絲を組織し加入し得るのは中農以上で、資力のない貧農には不可能である。そこで彼等は多くの場合仲間同志で組合をつくり製絲家と供繭取引を結ぶ。特約取引は他の取引よりも有利と云はれてゐるし、製絲家から融資される便宜もある。然しこの結果彼等は厳格な飼育方法を指定され、やゝもすれば不利な取引條件を強ひられ、實質上賃銀労働者と異らない條件に置かれてゐる。然し彼等に資力のない限り特約取引に参加せざるを得ない。他方大製絲業者は資力を背景に益々原料の確保に努める。こゝに特約取引は發達しなければならぬ必然がある。いまこの傾向を上表によつて昭和六年と八年を比較して見ると全繭取引のうち特約取引は三三%四九であつたものが四〇%〇七に増加し、之に次で組合製絲供繭は一〇%四九から一一%七五に向上してゐる。乾繭取引は六%〇二から七%七六に殖えてゐる。これに反し殘餘の自由取引は全部減少してゐる。而してこの傾向は益々強くなつて行くだらう。

産繭處理形態状況

種 別	昭和6年		昭和8年	
	實數(千貫)	%	實數(千貫)	%
市場販賣	15,504	17.36	14,653	15.98
蠶業自宅販賣	7,676	8.60	5,008	5.46
其他自由取引	13,917	15.58	13,878	15.13
特約取引	29,906	33.49	36,745	40.07
組合製絲供繭	9,370	10.49	10,773	11.75
販賣其他計	5,377	6.02	7,120	7.76
其他	7,553	8.46	3,533	3.85
組合	89,304	100.00	91,709	100.00

産繭處理統制法案の提出

繭取引の傾向はかくの如く生繭の自由取引は減少する傾向にあるが、政府は更に殘存する生繭自由取引から起る價格の地方的、掃立時の一時的混亂を防ぎ、産組による乾繭を奨励するため、又特約取引を奨励しその資本家的弊害を監督するといふ名目で本年の議會に産繭處理統制法案を出した。その内容を要約すれば斯うである。養蠶業者の取引を(一)乾繭取引、(二)特約取引、(三)産組による組合製絲供繭、(四)其他勅令によつて定むる方法に限定し、特に特約取引に關しては認可制度とし政府の監督規定を設けた。

ところが之に對し製絲聯合會は俄に關西側から猛烈に反對し出した。これは大製絲家にとつて監督制度反對の意味が含まれ中小製絲家にとつては生繭取引の取止めと乾繭取引強制的不利のため兩者は合流したものである。之に反し初めからこの案の通過を支持したものは養蠶業者で就中中農以上をその階級的地盤とする産組、農會が支持した。中央蠶絲會は一旦賛成したが、俄然關西の一角から製絲家の反對が起つたのでその統制は亂れんとした。それはともかくも、結局製絲大資本の反對に遭つてこの案は流産になつてしまつた。然しかゝる統制を唯一の蠶絲業社會政策と見做してゐる官僚内閣によつては今後再び提案されるものと思ふ。

尙ほ輸出生絲販賣統制案は昨年より輸出生絲販賣調査會で審議され本年一月その要綱が決定された。要旨は

輸出生産販賣組合を製糖家、問屋輸出業者によつて組織せしめ、糖價の安定を圖るため組合をして需給を調節せしめ、政府が之を助成し半強制的な統制力を組合に與へんとするものであつた。然しこの案は横神の取引所商人、問屋、大製糖業者の反對の結果遂に提案取やめとなつた。彼等は、糖價が國外で決定されるものを國內で統制せんとするのは徒勞であり、却つて取引の圓滑を缺き人絹に喰ひ込まれる危険があるといふ理由で、反對した。

三、肥料業統制法案提出の意義

A、磷肥界の無統制と硫安生産過剰問題

〔磷肥界の無統制〕 統制法案の問題に入る前に肥料界から見た中心問題を一瞥しやう。磷肥界は今日工業組合法による磷酸肥料工業組合（加盟社は大日本人肥、日東硫曹、神島人肥、大阪アルカリ、住友肥料、大阪グアノ、東洋人肥、帝國人肥、新潟硫酸、大日本特許、ラサ工業の十一社）によつてカルテル統制を行つてゐるが、アウトサイダーである多木肥料一社によつて業界はとかく攪亂されてゐる。殊に生産設備能力では加盟社は國內全能力一ケ年二百萬噸の八七%を占め多木は一三%に過ぎないが、カルテルの四割六分の高率操短に對し多木は自由生産のため今九—十肥料年度（九年八月—十年七月）の實際生産高二〇%迄占める位地にある。このためカルテル加盟社は幾度となくアウト・サイダー統制用の工業組合法第八條の發動方を政府當局に申請したが、政府は農民の手前を憚つて遂に發動に至らず今日に及んでゐる。

〔硫安界の生産過剰問題〕 金輸再禁止以來外安のダンピングから免れ、日本の硫安工業は肥料自給と軍事自給を目標に異常な設備の擴張を行つて來た。その結果十年五月末現在では硫安配給組合加盟八社（日本窒素、旭ベンベルグ、朝鮮窒素、昭和肥料、電氣化學、三池窒素、住友化學、大日本人肥）だけでも年産百二十萬噸を算へ、新設會社たる宇部窒素、矢作工業、東洋高壓、滿洲化學を加へると百五十萬噸の能力となり、今年末には更に百六十萬噸に増加する筈である。然るに消費高は農林商工兩省の調査によると十肥料年度は百八萬噸と豫想され一ケ年の自然増加率は約五%位に當る。この限り生産能力と消費との喰ひ違ひは直ちに起るかの如く見える。處が實際は能力の七、八割しか能率は見込めず、初のうちはもつと低い。殊に今肥料年度は湯水のための電力の缺乏、新設備完成の遲滞、各社の意外の生産不能率のため硫安飢饉さへ稱へられ市價は暴騰し二十萬噸の外安輸入をさへ決定されるに至つた。又十一肥料年度の消費豫想は百十五萬噸、實際生産高は百二十萬噸と押へられてゐる。然し生産能率が增大する十二肥料年度からはこの儘事態が推移すれば過剰は愈々問題になる傾向にある。尙ほ石灰窒素は生産會社八社から成るカルテルによつて統制されてゐる。

B 肥料統制案の内容

我が國の肥料問題は一方では前述の如く無統制と生産過剰の資本家的矛盾を藏してゐるが、他方農業恐慌の結果農民購買力の減退と農産品物價の相對的低位は農民をして肥料價格に對する多大の關心を惹きつけてゐる。こゝに政府は何れの階級に對しても肥料統制問題を取あげなければならぬ必然がある。而して昨年來農林省と商工省との間に折衝を重ねた結果、愈々本年の議會に肥料業統制法案が續り、三月五日提案された。いまその要點をあげると次の如し。

- 1 本法は肥料の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲肥料業に對する統制を行ふことを目的とする。
- 2 肥料製造業の許可制(差當り磷酸、硫酸、石灰窒素を指定)
- 3 肥料取引業者に對する監督。
- 4 肥料製造業者をして組合を組織せしめ、組合員たるものは強制的に加入せしめられる。組合は肥料の需給輸出入の調節價格の決定を行ふものとす。
- 5 政府は肥料業者、組合理業に對し干涉、監督、必要な時は強制的命令の發動權を行使し得る。
- 6 政府は不良工場を整理を命じ得る。
- 7 主務大臣は商工農林の二大臣とし、その諮問機關として肥料業統制委員會を置く。

右の要點はカルテル統制を強化し、政府が公正なる價格の立場から之に干涉するといふことに盡きる。而してこの統制は重要産業統制法や工業組合法よりも一段と強化された處に特色がある。これに

對する資本家側の態度は大體統制には賛成である。が、統制範圍が配合肥料に及んでゐない點に片手落があり、不良工場の整理や、輸入によつて蒙つた場合の損失補償規定を設けて欲しいといふ修正意見を漏らしてゐる。而して肥料商は彼等の思惑取引が限定され、やがては産組の進出助長策ともなると稱し、眞向から反對し、商權擁護聯盟の支持の下に各地方に法案通過反對と反産運動を組織し、三月十一日は肥料商全國大會のデモンストレーションを敢行した。次に帝國農會は「同法案は政府の統制規定は多いが、大資本家階級に對する力の關係から現在の政府が果して統制力を發揮し得るか疑問であり、且業者の強制加入は生産力増進と生産費低下を阻止し農民の負擔を増加するものなりとし、又公正なる價格とは中庸の生産費を以つてするといふが、最低生産費を以つてせられたし」と修正意見を發表してゐる。かくて同法案は一ヶ月の審議期間があつたが、遂に審議未了に終つた。

要するに同法の統制は既存の資本家階級に對する完全な獨占擁護策であり、中庸の生産費による公正なる價格とは一定利潤の國家による保證である。而かも統制法といふ名稱をつけることは、これによつて農民に對して社會政策を行つてゐるぞといふ欺瞞的政策以外の何ものでもない。而してこの爲めにこそ將來も形をかへて提案されるだらう。

農業統制としては産業組合法問題は是非とりあげなければならぬが、これは他日に譲る。

第五節 統制經濟の歸趨と統制修正論の擡頭

一、統制經濟の歸趨

統制政策は恐慌に對する切抜策として全産業部門に互つて強力に行はれた。その結果インフレ政策と相俟つて一時恐慌の混亂から救はれた。然し統制は獨占特に大産業の獨占を擁護し、幾多の内部的

物價賃銀指數

	昭和四年	五年	六年	七年	八年	九年
カルテル物價	一七九・七	一四八・二	一三九・二	一五八・八	一七四・三	一七九・一
非カルテル物價	一六三・七	一三九・四	一三三・二	一三三・二	一五五・一	一六五・五
東京卸賣物價	一七六・六	一四一・一	一三三・六	一三六・三	一五七・二	一六五・二
東京小賣物價	一八二・四	一五五・一	一三五・五	一三六・八	一四四・六	一四八・七
勞働賃銀(定額)	九六・六	九六・二	九三・三	八八・一	八五・一	八二・九
農産品物價	七〇・五	五〇・五	三九・〇	五〇・六	五五・五	五五・五
農村需要品物價	七三・八	五三・二	四六・〇	五三・二	六〇・二	五九・七

(備考) カルテル物價、非カルテル物價、東京卸賣物價は大正二年を一〇〇とする我が社指數、賃銀は日銀の大正十五年を一〇〇とする我が社指數、農産品物價農村需要品物價は大正十四年を一〇〇とする我が社調査指數。

矛盾を惹起してゐる。

統制の物價への影響は先づ

統制は物價現象の上にとどんな影響を與へたか上表によつて見ると、カルテル物價は非カルテル物價に對して高位に置かれ卸賣物價と小

賣物價のシエールは擴大されつゝある。之は大工業の獨占が益々強化され、中小商工業者の收入が相對的に縮小されつゝあるとを物語るものだ。次に物價高にも拘らず勞働賃銀は減少し實質賃銀は低下してゐる。農産品の物價は農村購入物價に比し未だ低位にあり、殊に半封建的零細農制の故に農民の購買力は萎縮しつゝある。一體公正なる價格の精神は何處へ行つたか。蓋し大工業に於ては生産手段生産部門の獨占價格は相互に相殺され、消費手段生産部門に轉嫁され最後には消費者に轉嫁されるのだ。統制經濟の封鎖性と矛盾は統制經濟は價格現象だけではなく機構的にも矛盾を起してゐる。即ち統制の獨占網は生産部門輸出部門に張りめぐらされ、このギルド的封鎖經濟のため新たる生産力の發展や新進業者の出る途は殆んどふさがれてゐる。而かも矛盾は單に各部門内部のみではなく、各部門間の對立となつて現れてゐる。かくの如き對立の典型的なものとして次に綿業界の對立を要述しよう。綿業界各部門の對立は綿業界の對立は輸出商と紡績聯合會、綿工聯の三巴の對立である。先づ對蘭印輸出割當問題で輸出商と紡聯は對立してゐる。蘭印政府は輸入綿布の總量を決定しそのうち和蘭本國の一定量を決定したため日本の輸出進出は制限される結果統制が必要になつて來た。そこで輸出商は對印綿布輸出統制に倣つて組合を組織し、割當量は輸出總量の八割迄は過去の實績により、残りは入札によつて決定せんとした。處が紡聯は俄然之に對し生産者に五割の割當を要求した。

輸出商は直ちに此要求を一蹴し、兩者の抗争は激化した。紡聯の一代代表官島氏は「輸出商側が應じなければ我々は輸出シンチケートを組織して當る迄だ」と宣言するに至つた。政府はこの間に立つて狼狽しその調停に努めてゐるが、今尙ほ未解決のままに残されてゐる。紛糾の動機は對印輸出手数料入札料の積立が四百萬圓にも上ると知れるや、紡聯は「輸出商は綿業の利益を壟斷するものなり」として五割要求を提出した。然し對立は單に積立金問題にのみあるのではなく、統制が生んだ矛盾に根ざしてゐる。紡聯の不滿は「綿布輸出の功績は我々にもあり、輸出商が割當制により特權化し生産者に対し強い立場に置かれ、現割當法は輸出の圓滑なる發達を阻止してゐる」といふにある。輸出商側は「輸出統制が必然である限り、其方法は過去の實績による割當の方法より適當な途はなく、自己の營業を擁護するとは當然だ」と主張する。協定は未だ成立しないが、輸出側の若干の讓歩は必然であらう。次に綿工聯と紡聯とは産業統制問題に就て對立してゐる。綿工聯は、工業組合の處で述べた如く、綿織物全般の統制機關たる資格を法的に認められてゐる。而も今日加工綿布の殆んど全部を生産し統制してゐるが、大紡績は鐘紡(綿工聯加入)の如きを除いては今から加工綿布に進出せんとしてゐる。大紡績にとつては自己の生産力の發展のためには綿工聯による現統制は狹隘な桎梏である。従つて紡聯は産業統制問題に就ては、輸出商側とも對立してゐる矢先、改革が望ましい。そこで紡聯は經濟聯盟

の統制改革論議の中へ先づ綿業を持ち込んだ。之に對し綿工聯は左の如き聲明書を發表した。

經濟聯盟の動きは紡績聯合會の策動から來てると見られるが、統制經濟を離れて自由經濟に還るは理論的には結構ながら日本が統制經濟に向つた根本趣旨を探ねると弱肉強食の弊を救はんとするにある。特に綿業に關する限り中小工業者は統制のお蔭で強固な基礎を作り得た。従つてもし統制を抑制すれば、今後中小工業者の亂闘時代を再現するのみならず綿業全體の圓滿なる機構の上にも大龜裂を生ぜしめる結果となる。これが著例としては、すでに朝鮮における綿絲布濫賣戰の如きを擧げ得る。即ち販路擴張を目指す大紡績の對戦により、問屋は中小工業者の加工賃を値切ることとなり、無統制の結果はかく中小工業者の衰亡を招くのである。この意味で綿工聯としては紡聯、經聯が統制經濟打破に出て來れば、これに對し全國中小工業者を糾合し、一戰を試みるの準備と覺悟を有するものである。(三月三十日)

右によつて如何に中小工業者がその統制を死守してゐるか窺へる。實際彼等は小規模生産の脆弱性から組合を組織し、政府の奨励金、補助金で整經、糊付の共同施設を設備し、業界の統制によつてやつと現状を維持してゐる。従つて急激な現統制の改革は行はれ得ないことは云ふ迄もない。然し大紡績は資本の威力によつて新進出をやめやうとはしない。その一方法は早くも綿工聯所屬組合員の工場買収となつて現れた。即ち東洋紡は去四月百萬圓を投じて今里染工場を買収し綿工聯内に於ける割當を獲得した。今後とも大紡績の加工綿布への進出は尙ほあらゆる形態をとつて現れるであらう。

二、統制經濟修正論の擡頭

統制政策は不況の喰止策として一應の役割を果たしたが、それ自身既に述べた如く幾多の矛盾を持つてゐる。之に對し資本家側では經濟聯盟は三月六日産業統制調査會を組織し改革を考究中である。政府は内閣審議會、調査會を設置したのも一つは統制政策強化のためである。恰も重要産業統制法は來年七月を以て期限満了となり、之に代るべき統制法が必要となつて來た。町田商相は議會で再三「統制は自治を原則とし、政府は之を助成し公益の保護を考慮したものでなければならぬ」と聲明してゐる。資本家側の意見も自治的統制を第一とし國家統制を第二とし、各産業の特殊な事情に適した統制を欲してゐる。五月二十四日には官民の統制懇談會に於て重要産業統制法は上述の官民の意向を容れて修正し存續することに決定した。統制は廢止どころか益々強化の途を辿つてゐる。

結 語 かくして日本の統制經濟は大資本の獨占を支柱とし、中小工業、農業をその傘下に資本主義を再編成し、恐慌のクリーゼから免れんとした政策であつた。然し統制經濟は幾多の矛盾を生じつゝある。生産と消費との矛盾、各部門發達の不均等、物價の跛行等資本主義に本質的な矛盾は勿論、各部門内、各部門間の統制は對立を惹起してゐる。殊に統制の結果勞働者、農民の生活は尙ほ窮迫し、大資本の重壓は中小商工業者の收入を相對的に縮め、階級分化の過程は尙ほ促進されつゝある。要するに統制經濟は資本主義的である限りその矛盾は決して解決されぬ。

第三部 各經濟部面の分析と見透

第一節 景氣の概観

我が國の經濟界は之を基本的に見れば極めて順調な發展を續けて居ること前輯にも述べた通り、而して本年第一四半期になつてからも、此の點には何等の變りもなかつた。が之を昨年春頃より以來の經過に見ると、其間注目に値する二方向の分裂が見られたのである。言ふまでもなく其の一つは株價の反落低迷であり、もう一つは金利の底入状態である。此の分裂傾向は本年第一四半期にも大體續き、殊に金利反騰論が稍々勢力を得た爲め、最近の景氣觀測論には三つの異つた型が行はれて居る。第一の基本状態を中心とすれば當然樂觀論となるが、株價の動きを中心として觀察する者には、インフレ景氣解消若くは景氣反動來を信する者が少なくない。而して金利の底入状態に重點を置く論者は其の本質上インフレ景氣の解消を結論することは出來ず、或る者は寧ろ其の積極的出現を豫想するが、然

し其の場合のインフレは最早悪性インフレだと唱へ且つ株價低落論と結合して、一種の悲觀論を形づくつて居る。斯くて我國の景氣觀はいま著しい混亂に陥つて居ると稱して差支ない。然し我々は前の諸輯から引續いて、インフレ景氣解消論も金融悲觀論も之を排撃する態度を採つて來たが、其の點は今も同様である。

一、事業活動は極めて順調

先づ今日迄の景氣の經過を簡單に解剖して見やう。元來景氣の基本的情勢を觀察するには、我々同人の手で作製して居る事業活動指數が、今日の所最も完備した統計である。それには鐵道貨物發送噸數や電力消費量の如き、一般的な景氣指標が適當なウェイトを以て含まれて居ると同時に、重要な事業部門の活動を示す指標が略々網羅されて居る。而して其の月々の統計からは季節變動を除去し、また各指標の持つそれ／＼異なる恒常的増加趨勢が調節されてある。だから此の指數を一見すれば、直ちに日本の事業景氣の眞の位地が知られるのである。

では其の事業活動指數は如何なる變化を辿り、現在如何なる位地を示して居るかと言ふに大様(一)表の如くである。毎月の指數は卷末の統計に載せてあるが、茲には簡便を期して各四半期の平均を採

昭和年	月	事業活動指數 常態=100	國鐵貨物收入 千円	國鐵旅客收入 千円
4.	1-3	107.7	54,202	68,930
6.	1-3	86.2	42,456	57,131
7.	1-3	90.5	43,523	58,930
8.	1-3	95.1	42,671	59,853
9.	1-3	100.0	48,403	63,838
9.	4-6	102.4	51,109	77,026
9.	7-9	104.4	48,751	67,079
9.	10-12	106.3	60,440	67,867
10.	1-3	107.9	53,179	70,075

つた。それに依ると本年一—三月の平均は一〇七・九を示し、常態を超えること七〇九に及んで居る。いま之を昭和四年まで遡つて見るに、四年の第一四半期には一〇七・七であつたから、現在の位地は既にそれよりも幾分高くなつて居る。而して第一四半期としては昭和六年の八六・二が最低をなし、七年以後毎年増加し來つたのであるが、昨年第一四半期が丁度一〇〇であつたからそれから最近までの一ケ年間に七〇九を増加したことになる。此増加率は七年以來どの年の増加率よりも大きい。且つ又昨年以來の各四半期を比較して見ても、最近まで増加率は少しも鈍つて居ない。昨年

第四四半期と本年第一四半期とを比べても約一〇六の増加が見られる。而かもこれは各指標の持つ恒常的増加率を外にしての、景氣の位地の向上である。

此の點は例へば國民(と言つても主として都市住民)の經濟生活を最も直接端的に示すと思はれる國有鐵道の旅客收入統計を見ても全く同様である。即ち前掲(一)表に見られる如く、本年第一四半期の旅客收入は七千餘萬圓を示し、それは昭和四年第一四半期を超える點に於て事業活動指數と同様であ

る。また昭和七年以來に於ける其の増加状態を見ても、昨年以來特に増加率が高まり、昨年第一四半期と本年第一四半期とを比べての増加率九%八は近年の最高増加率である。此の統計には季節變動が其の儘含まれて居るから、毎四半期の數字を直ちに比較することは出来ぬが、最近の狀況が極めて好ましいものであることは十分に察せられる。また此の統計は金額で表示されては居るけれども、此の間賃率の變更がなかつたのであるから、貨幣價值變動の混亂は全然なく、其の増加は直ちに國民生活の實質的向上と見てよいのである。尙ほ表示の如く貨物収入も無論増加して居るが、之は事業活動増加の一反映と見られる。

二、株價は落着いた

然らば次に問題の株價は如何になつて居るか。いま之を我々の調査せる月末現物氣配相場指數に依つて見るに(二)表の如く、それは正に九年第一四半期を頂上として反落過程に入り、第四四半期迄に一割餘を下落したのであつた。

然し之も本年に入つてからは大體安定、乃至幾分反撥模様となり、第一四半期の平均は前期に比し〇・二を高めた。更に四月末は第一四半期の平均に比しまた〇・二を高めて居る。尤も本年第一四半期

(二)		株價・物價及通貨		兌換券發行高 百円内
昭和年	月	株價指數	物價指數	
4.	1-3	107.0	176.6	1,305.7
6.	1-3	71.6	125.8	1,115.1
7.	1-3	75.4	131.0	1,081.8
8.	1-3	90.2	155.4	1,107.7
9.	1-3	110.2	159.0	1,204.6
9.	4-6	107.9	162.4	1,151.6
9.	7-9	103.5	168.7	1,132.4
9.	10-12	98.8	170.6	1,225.2
10.	1-3	99.0	175.6	1,245.7
10.	4	99.2	174.6	1,220.0

(備考) 株價は大正二年平均=100, 物價は大正二年一月=100, 兌換券は毎日發行残高の平均。

以來の株價は、内容的にはかなり區々であつて、一方には人絹株を中心とする輕工業株の低落が注目されたのであるが、然し他面に於ては電力株の騰貴があり、また鐵道百貨店等の國內産業が概して良かつた。そして投機市場の人氣を最もよく現す取引所株も稍々好轉しつゝある。そこで之等の全體を綜合して見ると前記の如き結果が得られるのである。

然し最近の株價の位地は、まだ全體としてやうやく小康状態を呈して居るに過ぎないので、昨年第一四半期に比すれば勿論其の位地は著しく低い。且つ又昨年以來株價を反落せしめた諸々なる理由もまだ悉く解消し盡したとは言はれないから、自然株價に重きを置いて見るとまだ多くの問題が残されて居るやうに見えるのである。が我々は今、さうした諸問題の解剖に入るに先立ち、昭和七年以來に於ける株價變動の跡を、他の價格部面及數量的活動の變化と對照しつゝ、少し注意深く觀察して見たい。

三、物價は騰貴を續けて居る

事業活動のことは前叙の通りだが、物價の變化はどうであつたかと言ふに(二)表に株價と對照して示せる如く、それは大體に於て事業活動指數の動きに等しい。即ち昭和六年を底として七年以來騰勢を續けて居るが、昨年以來の騰貴も相當顯著であつて、昨年第一四半期と本年第一四半期の比較では一〇%の騰貴に當つて居る。また此の一ヶ年間の騰貴を四半期毎に分つて見ても略々均一な騰り方を示し、昨年第四四半期と本年第一四半期とを比べると三%に近い騰貴である。即ち物價の動向から見ても景氣は極めて順調な推移を示して居る。これはまた通貨流通高に於ても略々同様である。前表に日本銀行の兌換券發行高を掲げておいたが、極めて順調な増加を辿つて居る。たゞ右通貨流通高の増加は、物價指數や事業活動の増加に比べて著しく鈍いことを知るのであるが、之蓋し今日の日本の景氣が大都市中心のものであり地方及農村の景氣回復が尙ほ鈍いことを反映するものである。

ところでいま(二)表に依つて、物價指數と株價指數とを對照して見るに、其の昭和九年以來の動きが相反して居ることの他に、もう一つ極めて重要なことがある。それは昭和八年第一四半期から九年第一四半期へかけての、株價の騰貴率が異常に大きかつたと云ふことである。其の間に於ける物價指

數の騰貴率は二%半にも足りなかつたのに、株價指數の騰貴は實に二二%餘に及んだ。而していま近年の最低をなした昭和六年第一四半期を一〇〇として昭和四年第一四半期の位地を見ると株價一四九、物價一四〇となつて、兩者の變動は大差なかりしことを示す。また同じく昭和六年第一四半期を基準にすると昭和八年第一四半期は株價一二六、物價一二四で之も略々等しい。然るにそれが昭和九年第一四半期には物價の一二六に對して株價は一五四となつて、もはや明かに株價が騰げ過ぎて居たことを示すのである。同じやうなことは事業活動指數等に對照しても略々同様に言ひ得るであらう。

然るに昨年以來の株價反落に依つて此の關係がどう變つたかと言ふに、いま前と同じやうに昭和六年第一四半期を一〇〇として見ると本年第一四半期の株價は一三八、同物價は一四〇となつて、兩者はこゝに再び略々一致したのである。之に依つて見ると、昨年以來に於ける景氣様相の分裂と見えたものは、實は前に起つて居た分裂の再統一運動であつたと言つてよい。そしてさう見るなら昨年春以來の株價反落はインフレ解消を意味するものでもなければ、景氣の基本的反動を意味するものでもないことになる。

四、株價の下つた諸理由

然し勿論右のやうに見ることは、昨年乃至一昨年以來に於ける株價の變動が、無理由に騰げ過ぎまた下げ過ぎたと云ふのではない。昭和八年から九年第一四半期へかけての株價騰貴が特に強かつたのにも無論應分の理由が考へられるが、それ以後の反落に就ても幾つかの理由が擧げられる。其の中心的なものは一般に數へられて居る通り、金利の豫期に反した底入れ、一部商品に見られた或意味の生産過剰、物價體系の變化に依る原料高製品安の傾向、等に歸するであらう。此の中金利情勢の變化は政治問題と多くの關聯を有し、經濟的理由から起つたものとは觀じ難いが、一部商品の生産過剰問題、及び原料高製品安傾向の出現は、大體に於てそれ等産業の利潤が高過ぎたことに對する、自然的調節作用の結果と見てよい。従つて其の限り、昨年以來の株價反落は一の景氣循環的反動を示すと見れば確かに見られるのである。

だが此の場合の、金利底入は勿論のこと、生産過剰にしても原料高製品安にしても、それ等は一般的基本的な景氣反動期に見られる金融逼迫や生産過剰とは全然趣を異にすることをはつきり區別して置くことが極めて肝要である。若しさう云ふ種類のものであつたとすれば、株價が反動に入つて後數ヶ月してやうやく金利が底入れ模様に移したりまた株價の下落が一年も續いて居る間依然として物價が騰り、事業活動が増進すると云ふやうなことはあり得べからざることである。蓋し此の場合に於ける所謂生産過剰なる現象の實態は、人絹に於て最もよく代表されて居る。

御承知のやうに人絹工業は我國に於て最も利潤の多い事業の一つであつたが、其の企業價值が漸く確立された所へ爲替安の大利益を受けたので、既に一昨年頃から人絹會社の新設並に擴張計畫が相次いで起つた。それ等の計畫は大體昨年中に於て具體的に準備が進められ、今年になつて愈々打揃つて生産品を市場に送り出すことが明かとなつたのである。所で人絹織物は近來國內の需要も殖えて居るし、殊に爲替安に乗じて海外への輸出が激増したので、今迄にも生産の増加はかなりあつたけれども、よく消化されて居た。が今年操業を始める會社の生産高はさうした需要の増加を遙かに超過すべきところが豫想されたので、遂に人絹相場は昨年秋頃からジリ／＼下り始めた。そして昨年八月迄は百封度九十圓以上であつたものが、最近では六十圓を割る有様となつたのである。無論此のやうに價格が下れば會社の利益は減る。従つて株價も下らざるを得ない譯だ。

總て事業の利潤が膨脹した揚句には此のやうな現象の起るのが、資本主義社會の常である。形態、時期、事情に若干の相違はあるが、洋灰事業其他にも多少右と同じやうな生産過剰状態が生じた。また紡績業や鐵鋼業等に於ては、原料品の騰貴した割合に製品價格が騰らない爲め、採算關係が以前より悪化した。之も亦資本主義的景氣昂進の末期によく見られる現象なのである。

五、吾々の見方

そこで斯うした現象だけを見て居ると、誰でも景氣反動來を結論したくなるに違ひないのだ。が我々の見方は違ふ。前記のやうな断片的事實だけを見て一般的景氣反動を結論するのは木を見て森を見ざるの類に近い。例へば人絹業を例にとつて見ても、價格暴落の結果何が起つたかと言へば、新設會社の計畫中止、及び既に操業を開始したものは閉業乃至大會社への合併整理等が多少行はれるかも知れぬが、大體基礎の固まつて居る主なる人絹會社は、過去の異常なる高利潤こそ消滅するけれども、決して缺損を招くやうなことはなく、尙ほ相當の利益を受けることが出来るのである。従つて財界一般に混亂を惹起させるやうなこともない。而かも一つ一つに見れば尙ほ洋灰其他にも類似の現象が起つて居るとしても、他方に於ては例へば電力業の如き、又鐵道、百貨店等の如き、昨年あたりから漸く利潤の増して來つゝある會社もある。従つて全體として見ると、前に見たやうに日本の經濟界は少しも悪くないのである。

我々は昨年以來に於ける株價反落の最大理由は、他の景氣部面に比較しての、騰げ過ぎの訂正であつたと考へる。而して其の反落の理由として擧げられて居る諸事實は、斯る訂正徑路の説明としては

(三) 全國營業倉庫在荷
(單位個數千個, 金額千圓)

	9年3月末	10年3月末	増減
穀物類	個數 27,569	21,801	- 5,768
	金額 24,443	238,845	- 2,598
食料品	個數 6,242	6,133	- 109
	金額 96,201	88,652	- 7,549
纖維品	個數 1,224	1,443	+ 219
	金額 317,932	319,868	+ 1,936
其他	個數 7,323	8,893	+ 1,570
	金額 91,068	123,469	+32,401
合計	個數 42,360	38,273	- 4,087
	金額 746,637	770,837	+24,200

誠に理路整然として居るが、然しそれ以上のもではない。従つてかう云ふ際には、生産過剰が問題にされながらも、結果は大體一部商品の價格下落で解決が付き、滯貨を生ずることも極めて少いのである。例へば全國營業倉庫の在荷高を見ると(三)表の如く、本年三月末と昨年三月末とを比較して總數に於ては個數四百餘萬個減、金額二千四百二十萬圓増であつて、全體としては少しも滯貨現象が見られない。尤も昨年は農産物の收穫減から、穀物や食料品の在荷が減少したので、纖維品其他の在荷は表に見る如く若干増加した。個數で云ふと纖維品合計では二十

二萬個約一割八分の増加、其他諸品合計では百五十七萬個、二割一分餘の増加である。然しかうした工業品の在荷増は必ずしも滯貨を意味しない。前に見た如く事業活動が全般的に増加して居り、我々の生産數量指數を見ても昨年二月の一四九から本年二月は一六九へ一割三分四厘を増加して居る。かうした生産の増加に伴つて原料品及び製品の在荷が以前よりも多量を要するのは當然な譯である。而かも好況の頂上にあつた昨年三月に比べて此の程度の在荷増なのであるから、全體としては問題にす

べき程のものではない。

六、金融の基調は變らぬ

さて我々にはもう一つ批判しなければならぬ重要な問題が残されて居る。それは前に一寸觸れた金利反騰論である。我國金融事情の最近の推移に就ては、別に後の節で詳しい解剖を行ふ豫定であるが、先づ金利反騰論の背景をなした短期資金利率の小締り状況を見るに(四)表の如くである。即ち表に見る如く、東京コール日歩は昨年七月から突然前年同期を上廻るやうになり、其の勢は秋に一時緩和し

(四) 東京コール日歩平均 (單位金銭)

	昭和8年	9年	10年
1月	.87	.67	.70
2月	.83	.69	.74
3月	.83	.70	.74
4月	.73	.68	.69
5月	.69	.68	.67
6月	.77	.68	—
7月	.68	.71	—
8月	.68	.76	—
9月	.69	.71	—
10月	.70	.70	—
11月	.70	.70	—
12月	.71	.75	—

たが年末から本年三月頃へかけてまた稍々激しくなつた。そして本年三月中のコール日歩平均は七厘四毛であつて、昨年三月に比すれば四毛高い。無論此のやうにコール日歩が稍々昂騰した背景には、銀行の手許が幾分詰り氣味になつたことのあるのも當然で、殊に昨年下半年から銀行預金總額の増加率が稍々鈍つて來た(但し鈍つたのは増加の率で、増加たることには變りがない)ことが注意を惹いたの

である。

そこで問題は此のやうな短資の引締り傾向が何を意味するか、それは總て金融の全般的引締りの先驅であるか、即ち金融の基調が變つたのであるか、それとも此の短資小締りは、短資市場だけの一時的現象に過ぎないか、と云ふことである。我々は之に對して既に一兩輯以前から、基調的變化にあらざることを述べて來たし、また本輯後節でもそれを明かにするであらう。而して此の我々の見解が正しかつたことは、極く最近短資市場は再び緩和に向ひ、五月のコール日歩平均は既に昨年同期を下廻るに至つたことを以て、證明されつゝあるかの如くである。

抑々金融の基調が變つたと見る論者の根據は大體次の三點に歸着するやうである。

- 一、昨年以來事業資金の需要が増加し、金融市場を壓迫しつゝある。
- 二、貿易の入超が漸次増大の傾向を現し、之が滿洲への資本輸出等と相俟つて我が國際貸借を逆調に陥れつゝある。
- 三、現在の金利の位地は既に我國の國力から見て下り過ぎて居る。従つて政策的に最早之以上金利を

下げるべきでなく、大勢的には今が大體底である。

いま之等の論據を一々詳細に解剖論評することは到底出來ない。が大體に於て若し論者の言ふ所が

眞なりとすれば、それは我が國內の景氣がかなり著しい程度に昂進して居る、或は少くも將來昂進すべきことを認めるものでなければならぬ。而して、如何にも昨年以來事業資金の需要が若干増して来たことは事實である。例へば日本銀行調の銀行會社計畫資本額を見ても、本年一―四月の合計は内地だけで四億八千餘萬圓を示し、それは昨年同期の二億三千萬圓に比べて非常な増加であると共に、昭和八年同期の一億九千七百萬圓、昭和七年同期の九千四百萬圓に對照して、近年著しき勢で増加しつつあるものなることがはつきり知られる。之は其の限り景氣の昂進を物語るものに相違ない。そしてかうした狀況がどこ迄も續くと、遂には甚だ危険な状態を現し、金融が逼迫すると同時に過剰生産に陥る、若しまた其の際尙ほ金融が餘り締らぬ程にインフレーションを行へば遂に統制し得べからざる悪性インフレの出現する可能性があると云ふ見方に對して、我々は敢て反對しない。

だが現在の段階はまだそこ迄に餘程距離がある。一方に於ては右のやうに事業資金の需要が増加した如くであるけれども、他面銀行の貸出高を見ると、之は依然減少の一途を辿つてゐる。例へば本年四月末の全國普通銀行貸出總額はコールを合せて六十三億三百萬圓であつたが、これは昨年同期に比し約三千百萬圓の減少だ尤もコール・ローン以外の貸出は此の間に二千五百餘萬圓を増加して居るが、貯蓄銀行の貸出は同じ期間に千百萬圓減つたし、また特別銀行の貸出(日銀を含む)は一億一千

五百萬圓の激減になつて居る。而して若し事業資金の需要が眞に多く、國內的に景氣が昂進して居るならば通貨に對する需要が増加せねばならぬ。然るに之を日本銀行の兌換券で見ると前に(一)表に掲げたやうに、續いて増加しては居るが、其の増加額は決して大きくない。國內産金の増加に依る日銀の正貨準備増加を考慮に入れれば、此の程度の兌換券増加が金融を壓迫するものでないことが一層よく分る。要するに我々は現在の日本の景氣がそれ程に良いと思はぬし、また今後そんなに急に良くなるとは考へ得ないのである。

然るに國內の景氣が餘り良くないとすれば、貿易が著しく入超になると云ふことも理論上あり得ない。尤も我國の對外貿易額は、後節に見る如く、輸出入共激増しつつある中に、輸入超過額も亦近年若干増加して居ることは事實だ。然し之は物價が騰貴し、また輸出入額が全體として膨脹した爲めに、それに比例して入超も増した迄である。無論金額で言へば、結局それだけ國內の消費が殖えた譯ではあるが、實は其の高は決して大きくないのである。且つまた輸出入總額の激増に伴ひ、船會社の収入も近年著しく増加して居る。言ふまでもなくこれは國際貸借上貿易の入超を埋合はす作用を持つて居る。そして國際貸借の統計は我國では甚だ不完全ではつきりしないけれども、専門家の見る所では昨年あたり決して支拂勘定でなかつたと言はれて居る。

我々は前に述べたやうに、日本經濟が極めて順調に發展しつつあることを認める者だけでも、さればと言ふて今日の日本の景氣が十分に良いとは決して思つて居ない。否農村其他にはまだ随分暗い影の付纏つて居ることを認めざるを得ないのである。だから此の景氣を過高評價し、或は將來の爆發性を論じやうとする、金利反騰論にも、悪性インフレ出現論にも賛成し得ないのである。従つて之を政策上から見ても、日本の金利は下り過ぎて居るから引締めなければならぬとは思はない。寧ろ財政上の必要から、或は景氣を一層良くする爲に、もつと金利を低めるやうな政策の續行を豫想するのである。

斯くて我々は依然、金融の前途は徐々ながら續いて緩和するであらうと思ふし、従つて此の方面から日本經濟の前途を危険視し、或は悲觀するは當らないと思ふ。

第二節 世界の經濟及政治情勢

一、破壊された相對的均衡

この第一四半期の世界政治經濟部面に生起した問題は非常に多かつた。米國の金約款問題、磅の崩落、ベルガ貨の金離脱、ドイツの再軍備宣言、支那の銀恐慌問題等がその主なるものだが、これ等は總じて單に其規模が大ききばかりでなく、それぞれ此處數年、長きは十數年間に保たれて來た國內的或は國際的均衡關係に對する何等かの反抗乃至批判を意味し、且つその龜裂を結果せる點に極めて際立つた特徴をもつてゐるのだ。例へば金約款問題はニュー・デイルに對する社會經濟的批判乃至反抗であり、ドイツの再軍備宣言はヴェルサイユ的均衡への彈爆であり、ベルガ貨の金離脱は金ブロックの一般的崩壞の端緒と見られる如くに。

勿論斯うした問題の素地は既に早くから築かれてゐた。N・R・Aに對する反抗もN・R・Aと共に發生してをり、近くは昨年末のアメリカ銀行協會の年次大會にも、その空氣は濃厚であつた位で、何も

金約款問題が最初のものではないのであるし、又ドイツの再軍備宣言も事實を公然と言明しただけでこれから軍備の充實に務める等といふ甘い性質のものでは決してなく、又金本位ブロック崩壊の端緒も厳密に云へば早く伊太利の爲替管理に於て見られ、其崩壊の必然性も既に一般視されてをり、ベルガ貨崩壊もその過程的現象に過ぎないのである。だがそれにも拘らず上述の問題の發生が廣範圍な動搖を結果したのは、結局それ等の問題がそれぞれ一應量から質への發展を意味してゐたからだ。

而して斯うした問題の集中的起生はこの第一四半期を特に特色付けるに充分であるが、更にここで破壊された均衡関係はどちらかと云へば國際政治經濟の根本的な均衡関係であつただけ、この破壊から交互作用を通して生れる順應現象及び次の均衡に影響するところ大きく、この點から一九三五年第一四半期は際立つた特色をもつてをると云へやう。以上の外にも(一)北鐵の滿洲國への讓渡問題、(二)日支關係の好轉及びそれをめぐる英米の策動、(三)ソ聯邦のパン切符の廢止、(四)希臘の兵亂等があつた。これらに就てはここで觸れる餘白を持たぬが、(一)、(二)に就ては本輯第一部及第三部九節を参照されたく、(三)、(四)に就いては、東洋經濟新報一六四一號及び一六四三、四四の各號を参照されたい。

尙ほ我々は上述の中心問題に觸れる前に一應一九三四年の景氣的位置を見て置くことにした。何故

ならそれは今後展開される諸問題の性質乃至發展性の理解に缺く可からざる材料だからだ。

二、一九三四年の景氣的位置

(A) 工業生産の顯著な回復

『牛歩的にしてマバラな回復』：これは國際勞動事務局長ホルルド・バトラー氏の近著“Recovery in 1934”が失業の減少といふ觀點からなした昨年の世界經濟の位置に關する規定であるが、伯林景氣研究所調査の世界工業生産指數によると第一表の如き相當顯著な回復が示されてをる。即ちそれによると一九三二年後半以來案外急速な上昇を示してをり、殊に昨年十二月と今年一月の位地は共に一九二八年平均(一〇〇)の水準を超へてをる。若し本年一月の一〇五を恐

(一) 世界工業生産指數
1928年=100 季節變動除去

月次	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年*	1935年*
1月	97.7	106.5	104.3	88.3	81.0	77.8	91.5	105.0
2月	99.1	105.0	103.5	89.1	79.9	77.5	93.2	—
3月	100.1	107.4	103.2	91.6	78.7	77.4	96.2	—
4月	97.2	109.5	101.7	89.8	79.2	80.2	96.2	—
5月	98.1	108.2	99.4	88.2	74.0	85.7	97.4	—
6月	97.8	109.1	95.8	86.9	73.6	92.7	97.1	—
7月	97.6	109.1	92.7	86.6	70.9	64.3	91.8	—
8月	99.3	108.6	91.7	84.8	72.7	92.4	92.0	—
9月	101.2	108.8	93.3	85.9	78.8	93.3	94.2	—
10月	102.8	108.8	93.2	86.0	78.6	89.1	94.2	—
11月	103.1	104.7	92.0	84.7	77.9	88.4	95.2	—
12月	103.9	102.1	92.1	86.1	79.8	91.3	102.3	—
年指數	100.0	107.0	96.0	87.0	△77.0	△87.0	△96.0	—

(備考) *は暫定、△は年數字未發表、月指數による。

慌中の最低七〇・九に比せば四割八分の激増に當り、恐慌直前の最高たる一九二九年四月の一〇九・五に比するも僅かに約四％の低位に過ぎない。失業減少といふ観点から見た回復の様相が工業生産の回復より低位にあることは機構的に必然であるのだが、この工業生産の回復はおそらく一般人の抱いてをる「感じ」に比較すると稍々良好過ぎる様に思はれる。勿論此指數の批判はいろいろなされやうが、いずれにせよここ二年半ばかりは確にか回復をつづけてゐたことは疑ひ得ない。これを、國別に觀察すると、特徴的なところは回復が案外後進國に顯著である點だ。即ち第二表の様は英國、諸威、瑞典、丁抹、芬蘭、日本、智利、それに數字は發表されぬが恐らく希臘羅馬尼の九ヶ國は昨年全體の地位が既に一九二八年の水準を越えてゐる

(二) 國別工業生産年指數(1928=100)

	1931年	1932年	1933年	1934年
逸 74	61	69	86	
獨 85	74	82	91	
一 76	63	67	66	
耳 98	76	85	78	
佛 89	88	93	105	
白 86	103	103	109	
英 76	66	67	72	
諸 84	66	63	70	
埃 89	84	87	105	
瑞 108	98	113	121	
丁 78	81	94	107	
芬 109	103	112	—	
伊 85	73	81	87	
波 69	54	55	63	
羅 100	96	109	—	
匈 87	75	82	96	
合 73	58	69	71	
日 102	117	137	153	
	(108)	(124)	(148)	
加 77	63	65	80	
智 84	85	95	113	

(備考) 1934年は暫定。各國共その國の官廳又は研究所の指數だが、日本だけは伯林景氣研究所調、()内は東洋經濟調の工業生産指數。

に觀察すると、特徴的なところは回復が案外後進國に顯著である點だ。即ち第二表の様は英國、諸威、瑞典、丁抹、芬蘭、日本、智利、それに數字は發表されぬが恐らく希臘羅馬尼の九ヶ國は昨年全體の地位が既に一九二八年の水準を越えてゐる

るが、このうち英國を除けば他は悉く後進の弱小工業國に屬する。其うちでも日本の躍進は頗る目覺しく昨年の指數は景氣研究所の調で一五三だが、これに反して合衆國、獨逸、佛蘭西を始め高度工業國及歐洲金本位國の生産は概して恢復が遅く、景氣研究所の調に依ると第三表の如く、今日尚ほ生産能力の少からぬ部分が休止してゐる。即ち第三表の如く工業生産全體の平均的操業率は最も多い英國で八八％、最も低い波蘭では五三に過ぎないであらうといふ。斯様に見ると世界の工業生産は恐慌中に一つの構成的な變化を來たしてゐると見られる、即ち世界全體の中に占むる國別の割合は合衆國が一九二八年の四四％から一九三四年には三二％に、この間獨逸は一一％六から一〇％三に佛蘭西は七％から五％に低下し、英米獨佛の四大工業國合計に於いては七二％から五九％三に低下してゐると云ふ。その反面で弱小國の割合が増してゐる譯だが、併し日本などの割合は未だ非常に低く右の期間に二％四から三七％に上つたに過ぎない。

(三) 1934年の生産能力活動度

西 62%	佛 68%	蘭 73%	伊 81%	太 88%
利 62%	獨 68%	牙 73%	匈 81%	英 88%
義 53%	義 56%	國 58%	陀 58%	コ 59%
陀 53%	奈 56%	ツ 58%	コ 58%	利 61%
波 53%	合 56%	加 58%	チ 58%	埃 61%
白 53%	合 56%	加 58%	チ 58%	埃 61%

(B) 生産増大の諸原因

以上の如き回復の原因については景氣研究所の週報は殆んど何等の解答を與へてゐないが、併し次の三つの事情はこの際見逃し得ないであらう。

(一)従來、資本の輸入國であり、商品の入超國であつた國が、恐慌後に外資流入の道が絶たれ、一方自國からの輸出も減つたので止むなく輸入の大削減を斷行したこと。従つてそこに輸入代用産業の起る餘地が與へられ、またその必要にも迫られたこと。(二)爲替相場の低落が自から輸入を制限し、輸出を促進して、國內の工業生産を増大せしめたこと。(三)財政インフレーション等である。

我々はここで今一度バトラー氏の特徴付けを見て置かう。氏は各國政府が、ある社會的目的の遂行のため、經濟機構或は經濟的現象の過程に與へた種々の統制的政策は、現在の恐慌が教へた最も際立つた教訓であるとし、特に過去二ケ年間に經驗した公共事業を高く評價してをる。勿論氏もそれらの事業が成功したものとは毛頭考へてゐず、それ等が今後成功するためには、次の三條件が必要であると見てをる。(一)公共事業は大きな規模の上に遂行されねばならぬこと。(二)而してそれらの事業は稅收入によらず、公債で賄ふべきこと、(三)且つそれと同時に貨幣政策はインフレ策に従はねばならぬと云つてをる。云ふまでもなく今後は必然に以上の如き傾向が強くならう。又金ブロックの如きデフレを繼續せねばならぬ國でも現在の如き國際的軍備擴張の雰圍氣にあつては、その側面からのみでもインフレ傾向は強くならざるを得ぬ。工業生産は今後も擴大されやう。

三、米國金約款問題の経緯

(A) 金約款問題とニュー・デイルの困惑

一九三四年の景氣的位置は以上の如くであつたが、一九三五年に入つてからは、この位置を悪化されるやうに憂へられた幾つかの國際的に重要な問題が起きた。金約款問題はそのトップを切つたものだ。この問題は發生當時、若し金約款の廢棄が無効になれば約一千億弗に上る全國の金約款付公社債は一千六百九十六億弗の負債に膨脹することとなり、一方國家財政にあつても百七十億弗の負擔増加が豫想され、且つ個人負債の利子増加等を推定すれば、全米人口一人當り約二十弗に相當する等と云はれ、相當騒がれてゐた。而して、この具體的影響は金約款付社債の暴騰、及びこの種の公社債を多額に所有する會社の株式の下落、更らに一般株式商品の崩落であつた。

だが金約款問題の意義はかうした單なる經濟的影響にあるのではない。經濟的には、むしろ、假に金約款が有効と決定されても、例へば平價切下に相當するだけの金引渡稅を課して、これを債務者に交付する等々、實質的には金約款廢棄と同一の効果を齎らすやうな方法が講ぜられると云はれてゐた位であつたから、さして問題視する程ではないのである。問題は寧ろドル切下が無効となり、ニュー・

デールの基礎が根本的に覆され産業復興法の下に於ける全救濟事業は實行不可能となる等と一部から過度に悲觀視された如き政治的性質の濃厚な點にあるのだ。言ふ迄もなくローズヴェルトの意圖する「回復」とは彼の言明せる如く「改革」と紙一重のへだたりしかないので、換言すれば彼の遂行せる諸政策中の多くは必ずしも當面の景氣回復のみを目的とせず、寧ろ當面の景氣回復は若干犠牲にしても、經濟機構の根本的甦生を計らうとするものであつたのである。従つてそれは必然に傳統に對して積極的破壊作用を伴ふ場合が多く、ためにN・R・Aをめぐつて諸種の對立、鬭争は早くから生じてをり、アメリカ商業會議所の報告やダロー委員會或は重工業委員會の報告には既にN・R・Aの批判が報ぜられた位で、それらが積つて遂に復興長官ジョンソン將軍の罷免となり、N・R・Aの改造となつたのである。昨年末の全米銀行家大會にも既に前輯に報導せる如く反ローズヴェルト獨裁への空氣は濃厚であつたが、同一傾向の發展が今度金約款問題といふ形をとつて大審院にまで現はれたのである。要するに金融資本家はN・R・Aの景氣回復的部面には感謝しつつも、その獨裁乃至統制部面へに對し從來から反抗をいだいてをり、これが遂に暴發したのである。勿論N・R・Aの前記兩面は水魚の關係にあり、どの一面を廢除してもN・R・Aの特質は失はれ、平凡化するのだが、それをあへてしやうとするところに金融資本の力がノサバつてゐるのだ。

(B) 金約款と其廢止決議

此處で一應金約款に就いて説明をなして置くが便利である。金約款(Gold Clause)とは債務證書に附加されてゐる“... Payable in gold Coins of the United States of America or of Equal to the Present Standard of Weight and Finess...”『現在(契約當時)標準の量目及び純分を有する合衆國金貨若くは之と同等のものを以て支拂ふ』と云ふ約束なのである。勿論斯様な金約款は米國のみならず歐洲の各國にも存在し、且つ又金の代りに銀約款が結ばれた時もあると云はれてゐる。

米國では南北戦争後グリーンバック(不換紙幣)が發行され、惡質のインフレーションが発生した時政府債務にこの金約款をはじめ挿入したのであるが、其後殆んど公社債の發行條件の慣例になり、且つ米國では法律上これを原則として有效と認めてゐたのである。

然るに一昨年ローズヴェルト氏が大統領に就任すると同時に金本位を離脱、四月十九日に正式に金本位を停止したので、事實上この約款を有効にする時は債權者に、不當に多き利得を認め、債務者に過大な負擔を負はせるとなるので、議會に於てもこの約款を無効にすべしとの法案が提出され、遂に一九三三年六月五日上下兩院を通過すると同時に次の如き法律となつたのである。

(A) 債權者に對して、金、特定の通貨又はそれ等に依つて計畫されたる合衆國の通貨に依つてのみ支拂を

受くる請求權を許容すべき如何なる債務條項(金約款)も公共の政策に反するものなることを宣言す、且つまた今後發生すべき如何なる債務に就いても斯くの如き條項を附するべからざるものとす。過去に於て發生したる債務または今後に於いて發生する債務の區別なく、又斯くの如き條項を有すると否とに拘らず、總ての債務は今後支拂の時期に於いて法貨と認めらるゝ如何なる貨幣又は通貨に依つても、一弗對一弗の價值に於ける支拂に依つて免除さるゝものとす。合衆國に依つて發行され、又は合衆國の保證に於いて發行されたる全ての債務に附隨せる斯様の條項は總て廢棄さるべきものとす。

斯くて金約款は完全に廢棄され、つゞいて昨年一月卅一日ドルの金純分は四〇%九六を切下げられ新弗は舊弗の五九%〇四となつたのである。従つて舊一弗は新一弗六九三八となつた譯だ。

(c) 問題の發展——金約款問題の端緒

だが金約款の廢棄が決定されるや、切下前の契約一弗には一弗六九三八の支拂を要求すとの訴訟が方々から提起されるに至つた。而してその中のあるものは地方裁判所や控訴院で判決を受けたものもあつたが、問題の徹底的解決は當然さきの上下兩院共同金約款廢棄決議案は果して米國憲法に抵觸するか否かの基本的解決を要求して止まぬ性質のものであつたため、問題の發展は遂に大審院に、その最終的決定を要求するまでになつたのである。斯くて大審院は本年一月八日から十一日まで當時訴訟中の四つの事件を一括審理に移した。これが所謂金約款問題なのである。

だがこの問題を一層重大化せしめた材料として記憶さるべきことは一月七日大審院が産業復興法第九條C項に關して下した判決である。この條項は州割當以上に石油が産出された場合は大統領の權限によつて州境界を越えて輸送することを禁じてをるのであるが、右判決はその條項を違憲なりとしたのである。しかもヒューズ裁判長の説明せる理由の中に「：：議會が無制限なる立法權を賦與し得るが如き憲法上の權限はいづこにも存在しない。この解釋は石油のみに制限せられず廣く適應せられる命題である。：：」とあつたため、この判決の翌日から審理に移つた金約款問題が異狀な雰圍氣の中に置かれたことは云ふまでもないのである。なほ四つの事件とは

- (一) ポルチモア・オハイオ鐵道會社の社債利拂について一社債所有者より會社に對して金約款に規定せる通りの支拂をなすべき旨を請求せる件。
- (二) セントルイ・アイアン・マウンテン・アンド・サザン鐵道會社の發行せる金約款付一番抵當社債三千四百餘萬弗に關しバンヤース信託會社より金約款通りに元利金の支拂をなすべき旨を訴訟せる件。
- (三) 第四回自由公債の元利償還に關し金約款に基きて支拂をなすべき旨を同公債所有者より政府を相手取り提起せる訴訟。
- (四) 金預り證券回收についての代償支拂に當り、平價切下直前に金約款の挿入せられざる法貨を以て交付せられたる爲に生ぜる損害賠償の請求。

大審院の審理は八日から十一日に行はれ二月十八日「大審院は民間社債の金約款は無効と斷定す。

政府發行の自由公債並に金預り證券に關する訴訟は手續き不當と確認し、コート・オブ・クレームスにこれ等の訴訟を却下することを命ず」と云ふ判決となつた。

四、磅の崩落から白耳義の金本位離脱へ

(A) 磅の急落と其要因

金約款の判決が事實上その廢棄を承認するに至つた結果、國際經濟を被ふてゐた暗雲は一時消散するかに見えたが、其後間もなくして現れた磅の崩落で、其希望は解消した。この低落は上表の如く過

去の推移に照らして確かに「崩落」の言葉に價するものだ。

大勢的に見ると磅爲替は昨年十月中旬に、それまでの漸落傾向をとめ十一月に入つてから大陸筋からの資本逃避で自ら強調に轉じたのであるが、併し新春になつてから佛伊協定の成立、ザール問題の合理的解決等大陸の政治を明るくする材料が現はれ、大陸への資金還流と共に磅は再び弱勢に轉じそのまゝ今度の記録的安

値へと發展したのである。しかもその低落様相は前記英米クロスに於てのみならず、對佛に於ても、

(一) 磅の低落情況		英佛爲替	英米爲替
日	月	英佛爲替	英米爲替
19日	1月	73.88	4.88%
22日		73.47	4.86%
25日		73.41	4.86%
1日	3月	72.56	4.82%
2日		71.90	4.79%
4日		71.15	4.75%
5日		71.46	4.77%
6日		71.34	4.77%
7日		70.96	4.74%
8日		71.65	4.78%
9日		71.59	4.77%

對獨、對蘭に於ても、至て昨秋以來の新安値を示したのであるから、この直接要因が磅側にあつたことは明白だ。斯くてここ滿二ケ年餘り、殆んど反動らしい反動に見舞はれたこともなく、至極順調な恢復を示して來た英國の財界にも反動の兆が見えたとして、國際經濟の前途に一抹の暗雲をたゞよはすに至つたのである。然らば、その崩落の要因はと云へば……

一、政局不安、二、大蔵大臣チェンバレン氏の爲替放任聲明、三、本年度歳出懸念増加、四、大陸資金の引上、五、スターリング・ブロックの貿易悪化、六、ロンドン市場に於けるポンド賣、銀ドル買等々である。而して以上の要因は至てそれ相當の原因と見られる性質のものである。例へば政局の不安とは——當時三、四の地方で行はれた補缺選舉は何れも労働黨の勝利に歸し、國民の支持は保守黨や自由黨から去つて明白に労働黨に移つてゐる、若しこの勢ひで行けば總選舉があつた場合労働黨が絶對多數を獲得するは確實だ。而してその労働黨はどの道財政的にはインフレになるニュー・ディールを唱へたロイド・ジョージ氏との接近が顯著だ。而してニュー・ステーツマン誌等は「政府は何もなせずに局面の好轉をジーツと待つか、それともロイドジョージ氏の案——二百萬の失業者に職を與へるインフレ案——を採用するかであるが、若し無爲の策をとるならば今度の選舉に勝目はないと」見てゐる位だ。いづれにせよ磅が弱勢を辿る素地となつたことは明かだ。又スターリング・ブロック

ンドの破綻となつたのである。さうした空氣の中で金本位死守を目的に百戰苦闘しつゝプロツクヴイユ内閣は昨年十一月十三日ベルガの動搖に送られて瓦解したが、夫に續くチュニス内閣も金本位維持の空想を捨てなかつたため、輸入制限の強化、生産費切下げの目的をもつた食料品値下げの緊急聲明、その他郵税引下げ或は其他負擔の輕減策等の矛盾した政策をほめかせねばならなかつた。併しそれには結局失業救済資金の減額を實行せざるを得なくなるので、既に社會不安にまで擴大した國內不安は盛んなる資本の逃避を誘發せしめたが、磅の崩落と獨逸の爆彈宣言は遂に此狀勢にとゞめをさせたのである。即ちチュニス首相は三月十七日——イーマンス外相と渡佛し、金本位維持のための援助として、(一)四十億フランのクレヂット設定、(二)白耳義商品の買付増加を要求したが簡單に拒まれ、その結果は十八日に次の如き聲明となつて現はれたのである。

一、外國爲替取引統制のため中央爲替事務局を新設する。二、外國爲替手形の限度は事務局で統制する。三、輸入代金支拂又は之に準ずるもの以外は一切爲替の自由取組を禁止する。四、外國爲替の取引はすべて爲替事務局及び國立銀行に於て統制する。五、正貨及び金塊の輸出は國立銀行の許可を得ることを要する。

斯くの如き制限的金本位維持を聲明したチュニス内閣も翌十九日には瓦解するに至つた。瓦解の原因は官吏減俸及び産業復興策が議會の支持を得られなかつたためであるが、僅か半歳の間に二内閣の崩壊は既にデフレーション政策の維持は全然不可能であることを示した。同時に、この政策大轉換を

なし得るものは單一内閣では不可能なるを教へたものであつた。従つて三月二十五日組閣の天命を受けた白耳義銀行副總裁ヴァンジーランド氏は社會黨々首ヴァンデルヴェルデ氏を無任所大臣に据ゑ、カトリック、自由兩派を加へた舉國一致内閣を構成し、直ちに二十八日から四月一日まで全國株式取引所を休業させ、左の如き通貨獨裁案と産業復興案を議會に提出したのである。兩案は三月二十九日下院を同三十日上院を通過し、ここに白耳義は完全に金本位から離脱するに至つた。

通貨獨裁案 一、中央銀行の金兌換義務を停止す。一、ベルガの價値は當分金より遊離せしめ、終極に於て三割以内の範圍で平價を切下げる。爲替の安定點は政府の認定による。三十一日二割八分と決定さる。一、爲替安定のため平衡資金を設定する、この資金は中央銀行保有の金準備を暫定的に二割五分を切下げをた評價益約八億ベルガによつて捻出す。一、新通貨制度運用のため向ふ一ヶ年間廣汎なる特別運用權限を政府に賦與する。附加條項 尙ほ白耳義は可及的迅速に國際通貨協定を成立せしめるために努力し、諸外國が通貨協定を結成する場合直ちに之に参加すべく諸國の通貨が金を基礎とした新しき安定點に到達せん事を期する。産業復興策 一、租税輕減による工業生産費の切下げ(二)、失業救済の爲の公共土木事業計畫(三)、勤勞所得の購買力を増大すべき通貨政策(四)、協力主義に基く國民生活の漸進的改造(五)、互惠關稅を目標とする通商協定の改訂

白耳義が金本位の最も弱い一環であつたとは、既に以前から云はれてゐた。云ふまでもなく歐洲大戰で徹底的に破壊され、その完全な回復を見ぬ中に、早くも世界恐慌に惱まされねばならなくなつた

ことが、其基本的な原因である。勿論通貨は一九二六年フランキン案によつて再確立されてはゐたが、しかしこれとても自力で遂行したものではなく、諸外國中央銀行による三千五百萬ドルのクレヂットと一億ドルの外債とによつたもので、しかも戦争の打撃はこれによつて決してぬぐひ去られる程のなまやさしいものではなかつた。その上高度に發達した工業國であり、且つ全生産の六〇%—七〇%の工業生産品を輸出して國民經濟を賄つてゐる國であるため、極度のアウトルキー傾向の強化を世界的規模に於て伴つた今度の恐慌で異状な打撃を受けたことは論ずるまでもない。今度の金本位離脱でこれまでの難境は幾分解消するに至るであらうが、問題は和蘭、瑞西、佛蘭西の殘留金本位國の前途である。第二、第三四半期が、その問題に解答を與へやう。

五、支那に於ける銀の控括

(A) 對策の窮乏と混亂の發展

銀買上法から、銀國有令へとひたむきに發展した米國の銀策で、昨年來支那は著しく惡質な所謂銀恐慌に悩まされて來たが、本年に入つても其傾向は依然強化された。この間支那はあらゆる努力を拂つて銀流出の防禦に努めて來たが、(前輯一五二頁參照)結局對策の窮乏に終つてゐる。ローズヴェル

ト大統領に抗議をなしたり、英國に銀借款を申し込んだり、日本とまで手を結ぼうとした位だ。だが泣き面に蜂で全てが失敗に終つた。斯くて舊節季當時の上海財界は一氣に崩壊を急ぐかに思はれた。舊節季までに取付けに遭つて休業した銀行は數行に上り、大小商工業者にして破産閉店の止むなきに至つたものは節季までの約二ヶ月間を累計すると三百餘軒の多きに達した位だ。この混亂の發展は又幾つかの對策を伴つた。即ち一月十五日には現銀元の輸出制限令發布したが(前輯一五二頁參照)二月十九日には支那全國商會聯合會其他各種團體の請願に基き、支那財政部では銀輸入獎勵辦法を規定し即時實施に移した。内容は左の如くである。

- (一) 外國より銀または銀元を輸入するときは其數量及び期日を當該輸入海關に登録して證明書の下附を受け將來再輸出の必要ある場合原輸入者より該證明書を財政部に呈示して、輸入原額に相當する銀又は銀元に對する輸出免稅證の下付を受けることを得。
- (二) 前項の免稅證を有する輸出者は二・二五%の輸出税(一九三三年四月六日實施)を納むる以外、一九三四年十月十五日より實施せられたる銀輸出税及平衡税の徵收を免除せらる。
- (三) 但し、此種の銀輸入額は一回五十萬オンス以上たることを要す。銀元輸入の場合も亦オンスに換算して之を計算す。

この辦法は外國資本の輸入を便ならしめ、金融の梗塞を緩和する目的であつたが、併し一面、支那の銀價は海外高に平行し、かへつて輸出の阻止、一般物價の下落を誘致する等むしろ逆効果の出現が

豫想された位であつた。

三月に入るや中國工商業救濟協會は商工業の救済に關し、信用小借款案と動産及不動産擔保貸付案を決定する等、混亂の強度を思はせるものがあるが、更に金融機關の中央集權化の必要を痛感してか内國債一億元を發行して中國、中央、交通三行の資本金を増すと同時に銀行組織を改組し、政府の直接統轄力を強化することにした、これは中國に對する外國の信用を高め借款交渉をも成功に導く意圖であると傳へられてゐる。而して中國銀行總株式四千萬元のうち、政府民間とも各二千萬元づゝと云ふ完全な半官半民制に決定し、理事長には政府の意圖通り宋子文氏が就任させる等、中國銀行と政府との聯繫は大分深くなつて來た。無論未だ金融的な統制力の點に至つては頗る弱いが兎も角政府直轄の金融機關としての色彩が随分濃厚になつて來た譯である。

ところが中國銀行に對する政府の支配力が強まると同時に種々の不安が高まり、或ひは政府の軍費調達の機關と化すだらうとか不換紙幣インフレをなすだらうとか云はれてゐる。

結局どんな對策を持ち出しても駄目と云ふ感以外に何も生じない様だ。要するに確固たる中央政府がないと云ふ點に最後の理由がある譯で、銀の輸出禁止も、平價の切下も、其他事情を激變せしめる様な一切の人為的對策も實行し得ないのはこの點に基本的な理由がある。

六、ヴェルサイユ的均衡關係の動搖——だが戰爭への發展はまだ遠し

(A) ヒトラーの再軍備宣言

金約款から磅の崩落、而してベルガの崩壊へと大事件の連續で推移した歐米は、ドイツの爆彈宣言で又も混亂の最中にたゞき込まれるに至つた。一九三五年の危機は極東に唱へられながら、極東は日支、日露關係の好轉で明けた。併し歐米は混亂に明け混亂に暮れて來てをる。危機は再び歐洲に根ざしたかの如くだ。勿論それが近く爆發する等とは考へられぬし、又波紋の中心にゐるヒトラー宰相は、こんな場合ヒタ向きに戰爭へ猪突する様な一本調子の政治家ではない。我々はここでロイド・ジョージ氏の言葉に聞かう。

『ヒトラー總統は決して戰爭をはじめやうな馬鹿ではない。たとひ彼が十分訓練され、且つ整備した五十萬の軍隊を持つてゐるとしたところで、隣國へ攻め入つて勝利を得る可能性は先づないと云つてよいからだ。併しフランスの政治家や新聞記者はいはゆるドイツの戰爭準備なるものを針小棒大に放送する一方、フランスの軍備が如何に脆弱であるかを吹聴してゐる……處が事實フランスは一朝事あれば直ちに百五十萬の精銳を戦線に送り得るのみならず、その背後には更に二百萬の優秀なる國民軍が控へてゐる。フランス砲兵隊の強大は世界に冠絶し、戦車、機關銃隊に於ては世界にこれと比肩する國なく、空軍の如きもソヴェート一國を除き世界第一等の強大さを誇つてゐる程である……空襲の危険と云へばフランスも他の國も變りない。だが併し空

軍ロカルー協定成立の曉はドイツのフランス攻撃は當然英、佛、ソ聯、伊諸國の共同的制裁を呼び起し、却つてドイツの都市が危くなるから、ドイツとしては絶體にかゝる無謀を避けるであらう。若しドイツが攻撃に出ればチエツコスロバキア一國のみでも優に五十萬以上の精兵を戦線に繰り出すことが出来るといふ事實を知つてゐる人は案外少いやうである。イタリア政府もドイツの南下には腕力を以つてでも反對せんと肚を決めてゐるのである。ドイツも各國もいまだ底戦争などの出来る時ではない。併し若しフランス、イタリア、ソヴェートの諸國がドイツに對し高飛車に『その再軍備をやめろ』と要求したらどうか、その時こそ平和に對する最大の危機が存在する。：：聯合軍に對してドイツ軍ははじめから勝味のないことは異論のないところだが、ドイツ人は相手の強大さに呑まれて最後の土壇場で急に尻込みする様な國民ではない。：：聯合國が戦勝したところで、獨逸に賠償の力のないことは明かだ。そんな不利な戦争をやる聯合國ではなからう。』

だがこの再軍備宣言は「爆彈」の形容詞にふさはしい一大衝撃を歐洲の國際政局に與へたことは事實だ。内容は去る三月十六日、宣傳相ゲツベルの名に於て、『ヴェルサイユ條約は各締約國に於て履行の意思なき以上、事實存在せず、獨乙政府は自身の責任に於いて、自國の無防状態を終熄せしむべく必要なる手段を講ずるのやむなきに至つた。』として、同條約第五篇の軍事條項の一方的廢棄を宣言せしめ、且つ四月一日より徵兵制度を實施し、全國を十二軍團に分ち平時常備軍を約五十萬となすことを聲明したものであるが、勿論之とは別に、即ち三月十二日になされたゲーリング新空相の下に於ける四月一日より全國を五空軍區に分ち、海陸航空隊の整備をなす旨の聲明も、假令既に二月の佛英協定

に於て事實上獨逸空軍の存在を認めてゐたとは云ふものの、矢張前記爆彈宣言の一部をなすものと見る可き性質のものである。

従つて此宣言は百%ヴェルサイユ平和條約の規定した均衡關係の動搖を意味するものである。何故なら同條約第五篇には大體(一)獨逸の陸軍は總數十萬を越へるを許さず、(二)一般徵兵制度を禁止し、陸軍は全て志願兵制度にし、且つ補充も許可してないのである。又海軍に就いては(三)十五萬噸以上の艦艇數の保有は禁止され、且つ潜水艦の保有は全然認められてをらず、空軍に就いても(四)獨逸の國軍には陸軍又は海軍の航空隊の包含を許さず等といふ大軍縮條項が規定されてをるからだ。

(B) 爆彈宣言の諸因

勿論、一般に認められてをる如く今度の再軍備宣言は決して獨逸の軍備に關する新事態を意味するものでなく、たゞ從來國防團體、警察隊、突撃隊、親衛隊及び労働勤務隊等と云ふ名稱の下に殆んど熱病的に組織付けられてゐた實質上の軍備を公然と列強の眼前に一方的に提示し、その國際條約上の非合理性を形式的に合理化しやうとしたための行動でしかないのである。だが、それは大戦後ドイツの支配者及び共產主義者を除く國民一般を貫いてをる舊領土回復慾乃至領土擴張慾の基調の上に現在極度に錯雜してをる歐洲の政治關係と矛盾に充ちた獨逸の國內社會情勢が作用して生れた事態である

云ふまでもなく製品の輸出によつて國民經濟を賄はねばならぬ獨逸にとつては何よりも外國市場の確保が必要となるので、それは具體的には聯合國に割譲した舊領植民地の奪還、舊領土の再合併乃至新領土への侵略行動と結び付くのである。ヒトラー總統は「余の闘争」中でウクライナの沃地に對する限りなき愛著を示してゐるが、全て以上の如き現状打破への潮流こそ大戰後今日に至る獨逸の政治外交政策を基本的に左右した傾向であり、その爲には戦争への準備が必要となるのである。斯うした基調の上に最近更にその對外硬を叫ばしめずには置かぬ事情が熟して來た、(一)は經濟界の行詰りであり、(二)は歐洲列國に於ける軍備擴張熱だ。周知の如くナチス獨裁下の獨逸經濟の現状は極端な窮乏状態にありヒトラー一派の大言壯語的ナチ政策の讚美にも拘らず一般大衆の生活が少しも改善されてゐないとは我々が最近ドイツからの歸朝者から例外なく耳にする事實である。勿論現在では國內に若干の活況が見られるが、これは嚴重な爲替統制によるマルクの舊平價維持とインフレ政策實施のためであつて、且又活況と云つても、それは殆んど軍需産業に限られた跛行的なものであり、一般大衆は恩恵などは受けてゐず、むしろ國內の物價騰貴に悩まされてゐるのである。昨年の入超額が二億八千四百萬マークを示し本年一、二月合計で既に一億八千二百萬マークに達してをり、金準備率が二%五位であるところを見ても、此國の經濟が如何に破局に直面して來てをるか理解出來やう。

斯くて大衆のナチ政權からの離反乃至それへの反抗の唯物的基礎は完成されてゐるのである。而してこの離反乃至反抗はナチ政權の崩壊を意味することは明白なため、大衆の批判眼を國內問題から國外問題に轉ぜしめ、民心を永久の戰時的狂熱的狀態に置いて獨裁の強化を計らんとしてをるのである。これが國際聯盟からの脱退、オーストリー・ナチス化の陰謀、ザール歸屬決定當時の大言壯語となり而して今回の宣言を生んだのである。又獨逸が一昨年十月軍備縮少會議及び國際聯盟を脱退した直接の原因を見るに、一九三二年十一月五ヶ國宣言が少しも實施されてゐないと云ふ理由からであつた。即ちこの五ヶ國宣言とは、軍備平等權の回復といふ一大外交方針に十有數年の努力を拂つて來た獨逸が遂に英米佛伊をして、その平等原則を承認せしめた條約である。だが、それは右四ヶ國がその原則實現のためには獨逸の再軍備によらず一般的軍備縮少によるべしとした宣言であつた。然るに宣言後の情勢は一般的軍備どころか各國は競つて軍備の充實に力を注いで來てをるのである。殊に最近フランス下院では兵役延長案の可決を見るに至り、更に英國は軍備豫算の擴張をなし、ソ聯邦も九十六萬と稱せられる大軍を整備して來てをる。しかも之等を全て獨逸包圍に向けんとあせるフランス外交の躍進は遂に東歐ロカルノ條約成立の機を熟せしめつゝあるに至つては、正しく「ドイツは自己の責任に於て自國の安全を期するため無防備状態から脱却するに必要な手段を講ずるの止むなきに至つた」

と軽く云はしむるに足る状態が展開されてゐたと見る可きである。以上が獨逸をして爆彈宣言をなさしめた要因である。

x

x

x

この宣言後、佛、伊の對獨抗議及び獨逸側の拒否となり、英外交團の活躍となり、遂に英、佛、伊のパリ會談まで發展し、ここからストレーザ會議、ダニユーブ會議へと戰爭の危機を緩和せんとするデリケートな會合の展開となつた。そして今後も續いて何回か繰返されて行かう。勿論大局的に見て戰爭の勃發を防せざるを得ないのであらうが。そして此際我々は何時の戰爭も常に平和維持を目的とした數次の會合を前に持つてゐることを明記すべきだ。

第三節 金融及資本市場

今日産業界の好況にも拘はらず、常に金融業者の腦裏を離れない問題は悪性インフレの脅威である。それ故に金融に於ける些細の變化も、金融界を恐れしむるに充分であつて、この意味から十年第一四半期に現れた金融異變は、實質的の變化には乏しかつた共、その意味で注目されて然るべきものであらう。異變とは既に第一節に於て述べた如く、短期金利が例年ならば期明けの一月には目立つた引緩みをすべきものであるのに殆ど緩むことなく、剩さへ長期社債金利まで逆轉を示したことであつた。而してこれに伴つて金融基調變化説が擡頭しこれを繞つて幾多の議論が捲き起されたのであつた。以下今次の金融異變を跡づけると同時に將來の示唆をそこから汲みとらう。

一、金利反騰す

短期金利の動きに就ては既に第一節に觸れた處であるからこゝには改めて繰返すことを止め、こゝではたゞ興業銀行の興業債券が、四月四日發行の第三十六回一千萬圓(期限一ケ年)に於て、一月發行

分の第三十五回の利率七厘五毛から、一舉に五毛上げの八厘にされた事を指摘しておかう。これは第一節に述べた市中短期金利の金融情勢を顧慮された爲めであつたが、同様金利の前途に對し、不安を懐かしめ、金融の基調變化を氣遣はしめた一根據となつた。

次に長期社債の發行條件も、第一四半期に於て顯著な逆轉を示した。これより前、九年十一月に満鐵第四十二回社債一千五百萬圓が、社債にしては低率の四分三厘の條件に成功して以來、一流社債の條件は四分三厘が普通となつて、それ以後十二月には満鐵第四十三回三千萬圓、鐘紡第七回一千萬圓、一月には三越第十四回三百萬圓、淺野セメント第一回號擔保付五百萬圓、二月にはなほ満鐵第四十四回三千萬圓、三月には東武鐵道第十回七百五十萬圓、が各發行された。周知の様に社債發行條件の決定は事實上の發行期日より數月前に發行者と下請業者との間になされるのであるから、右の四分三厘債の大部分は昨年中に内定を見たのであるが、その後は四分三厘債の發行は至極困難になり、一流社債の標準發行利率は四分五厘に復して了つた。

次に預金貸出の趨勢にも基調變化と見らるゝものが現れた。我銀行の預金貸出の關係は周知の様に預金が七年下半年から極めて顯著な増加に移ると共に貸出は従前通り減少一方であつたので、預金超過額が増加する許りで、これが金融緩漫の重要な原因であつたのだが、十年第一四半期には預金貸出

共に顯著な變化が見られた。即ち預金は上掲第一表のうちの全國普通銀行勘定の示す通り十年三月末

年月末 昭和	(一) 各種預貯金現在高 (百萬圓)						前年同 月比較
	特銀 預金	普銀 預金	貯銀 預金	預金部 貯預金	金銭 信託	合計	
7. 3	890	7,723	1,602	3,049	1,204	14,468	↔ 526
6	954	7,759	1,601	3,232	1,197	14,743	↔ 450
9	952	7,641	1,645	3,251	1,201	14,690	↔ 412
12	1,075	8,131	1,687	3,093	1,220	15,206	311
8. 3	991	8,097	1,710	3,130	1,238	15,166	698
6	1,053	8,614	1,766	3,163	1,262	15,858	1,115
9	1,024	8,894	1,808	3,327	1,326	15,879	1,189
12	1,076	8,727	1,825	3,323	1,387	16,338	1,132
9. 3	1,076	8,758	1,849	3,443	1,447	16,573	1,407
6	1,078	9,144	1,843	3,490	1,497	17,052	1,194
9	1,060	8,943	1,859	3,546	1,549	16,957	1,078
12	1,026	9,354	1,881	3,452	1,575	17,288	950
10. 3	1,029	9,141	1,917	3,595	1,609	17,291	718
4	1,051	9,321	1,928	3,571	1,623	17,494	768

(備考) 特銀預金は日銀政府預金を除く。

には九十一億四千一百萬圓となつて九年十二月末の九十三億五千四百萬圓に比し二億一千三百萬圓の減少である。尤も十二月末は毎年節季の拂出の關係で預金が増加するから、これと比較して減少の結論を下す事は、必らずしも至當とは云へないが、然し今年三月末が八年十二月末に比し三千一百萬圓を増加した事や、八年三月末が七年十二月末に比し三千四百萬圓の減少に止まつた事などと比較して見ると確に一般の耳目を撲つものがあつた。

而してこれに反して貸出は十年三月末に於て五十億八百萬圓で九年十二月末に比し三千六百萬圓の増加であつた。これを前二ヶ年に就いて見ると九年

三月は八年十二月に比し二千二百萬圓の減少、八年三月は七年十二月に比し一億四千六百萬圓の減少

であつたのだから、全く傾向を異にしたものと云ひ得られるのである。

以上の預金貸出の變化に伴つて自然有價證券に對する投資減及びコール・ローンの縮少を齎らし、その結果金利の昂騰を來したのである。

而して右の説明に於ては普通銀行の預金貸出のみに就て述べたが、特別銀行(日銀政府預金を除く)普通銀行、貯蓄銀行、預金部の各預貯金及び信託會社の金銭信託の合計と、各種銀行信託貸出金との比較に付ても、第一表、第二表に示した如く同様の傾向がハッキリ指摘される。

二、金融基調變化説の擡頭

以上の金融異變によつて金利の前途に就き論者の間に明かに異つた二つの觀測が對立した。一は我が金利は、唯今の所停滯してゐるが、併し結局まだ

年月末	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行	信託會社	合計	期中増減	普通	通
昭和 7. 3	3,101	6,481	446	879	10,907	↔ 57	148	
6	3,193	6,306	431	872	10,802	↔ 405	218	
9	3,148	6,180	410	880	10,618	↔ 194	317	
12	3,082	6,175	405	877	10,539	↔ 79	318	
8. 3	3,055	6,029	385	890	10,359	↔ 180	300	
6	2,995	6,130	359	868	10,352	↔ 7	293	
9	2,923	5,983	349	909	10,164	↔ 188	310	
12	2,853	5,932	349	928	10,062	↔ 102	311	
9. 3	2,816	5,910	335	919	9,980	↔ 82	478	
6	2,727	5,816	310	861	9,714	↔ 266	453	
9	2,751	5,744	317	906	9,718	↔ 4	359	
12	2,736	5,872	335	900	9,843	↔ 125	367	
10. 3	2,733	5,908	324	918	9,883	↔ 40	354	
4	2,731	5,852	322	930	9,835	↔ 48	451	

(備考) 特銀普銀共コール除外特銀は日銀貸出除外

下るべき情勢にあると見る論者で、他は最早我が金利は昂騰の外はない、若し下るとすれば經濟界に非常の反動の來る場合だとする論者である。而して後者は其の最も有力な論據として、我が銀行の勘定に前記の如く預金増の停頓及び貸出増の現象の表れつゝあることを指摘するのである。

若し後者の觀測が正しいとすれば、之は頗る警戒を要する次第だ。

その理由は預金増の現象が停頓すれば赤字公債の賣行に一頓座を來たし、延いては赤字公債政策を一大旋回して増稅政策とし我國を再びデフレーションの壓迫下におくか、然らずんば日本銀行をして一方的にのみ赤字公債を引受けしめ終局に於てかの恐れられてゐる悪性インフレーションに赴くかも知れないからである。

然しながら事實に於てはその懸念はない。

例へば、以上は銀行の總ての預金貸出に就ての觀察であつた。前記の中國民の貯蓄を現はす定期預金だけについて觀察すると傾向は幾分異なるのである。試みに郵便貯金、信託會社、金銭信託、貯蓄銀行預金特殊銀行定期預金及び普通銀行定期預金の五つを合せて、大體我が國の定期的預金の増加を見るに第三表の如くである。

茲に於ても九年四月―十年三月の間の増加は、普通銀行定期預金の外、八年四月―九年三月の増加

に比し若干及ばず、總計に於て亦二億八千九百萬圓の増加減を示してゐる。十年一—三月の増加を、九年一—三月の増加に比しても傾向は大體同様である。併し先に述べた全國銀行の總預金が著しき増加減（或は本年一—三月に於ては積極的の減少）を現したに比すれば、定期的預金の増加減は僅少である。昭和八年以來の急激な増加こそ寧ろ常態を外れたものと考へれば、此の程度の増加減は當然とも云へるであらう。無論資金の需要が著しく勃興し來れば別であるがさもない限り、特に金利を昂騰させると云ふほどの現象ではない。

併しそれにしても銀行預金の前記の如き増加減を示すに至つた理由は何にあるか。これには種々の事情が數へられる。而してそれはすべて日銀の金融の變化に一應集中的に表現されて居る。例へば日銀週報に依り昭和九年四月乃至十年三月に至る一年間の主要

年月末	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行	郵便貯金	金銭信託	合計	前年同月比較
昭和7.3	622	6,184	1,602	2,709	1,204	12,321	↔ 300
6	656	6,138	1,601	2,877	1,197	12,469	↔ 287
9	664	6,147	1,645	2,858	1,201	12,515	↔ 195
12	676	6,327	1,687	2,704	1,220	12,614	69
8.3	690	6,355	1,710	2,686	1,238	12,679	358
6	724	6,764	1,766	2,756	1,262	13,272	803
9	731	6,590	1,808	2,805	1,326	13,260	745
12	730	6,738	1,825	2,801	1,387	13,481	867
9.3	744	6,888	1,849	2,849	1,447	13,777	1,098
6	759	7,101	1,843	2,936	1,497	14,136	864
9	757	7,105	1,859	2,975	1,549	14,245	985
12	756	7,235	1,881	2,950	1,574	14,396	915
10.3	759	7,312	1,916	2,990	1,609	14,586	809
4	766	7,370	1,927	2,979	1,623	14,665	823

勘定の變化を、其の前の一年間のそれに比較するに次表の通りだ。

即ち十年三月末に終る一年に於ては(一)日銀の貸出は増加したが、其の金額は僅かに一千一百萬圓に止つた。之を九年三月末に終る一年の増加一億二千二百萬圓に比するに十分の一である。(二)のみならず九年三月に終る一年に於いては政府當座預金の減少(即ちそれだけの資金散布)が一億二千二百萬圓あつたが、十年三月末に終る一年には却つて政府當座預金は一億三千五百萬圓を増加した。それだけ資金が日銀に吸収せられたわけである。尤も之に對しては日銀の公債所有高の増減(其の増加は政府への貸出の増、其の減は政府への貸出の減を現す)を加除せねばならぬが、さうしても見て九年三月末に終る一年の民間への日銀の資金供給高は約一億四千九百萬圓に上つたに對し、十年三月

(四) 日銀週報主要勘定増減(千圓)

	昭和九年 四月 十年三月	昭和八年 四月 九年三月
割引手形	(+) 一七、八三五	(+) 一六、九四三
貸付金	(+) 六三三	(+) 六六
爲替貸付	(+) 三六、三五	(+) 一五、八〇五
合計	(+) 一、〇〇三	(+) 一三、六八三
公債	(+) 五、八八五	(+) 六、六六九
政府當座預金	(+) 一五、六六七	(-) 一三、六五五
銀行券	(+) 六三、四七一	(+) 一三、〇六七
一般預金	(-) 三、八八四	(-) 一五、一七三
合計	(+) 四〇、五七	(+) 一〇六、八六

末に終る一年に於ては却つて六千九百萬圓餘を回収した勘定である。又之を銀行券と一般預金とを合せた通貨流通高の側面から見ると、九年三月末に終る一年には一億六百萬圓の増加であつたが、本年三月末に終る一年のそれは四千百萬圓に止つた。實に非常の變化である。

この中(一)日銀の民間貸出が増加の歩調を止めたのは、日銀自ら積極的に貸出回収の方針に出た爲めでないことは、事實に於て明かだ。然らば、それは何を意味したと云へば、要するに、民間に日銀の貸出を増加せしめるだけの資金の需要がない事だ。然らばそれでは何故に短期資金が上つたかと云ふと、それは銀行信託等が本来手許におくべき資金までも、有價證券に投資し、その結果月末等で一

(五) 六大銀行預金差益年率(東洋經濟調)

年	内 課			預金差益年率
	預金收益年率	預金原利率	營業費	
八年上	四・六六	四・四六	三・四〇	〇・五〇
八年下	四・八九	四・三六	三・一九	〇・五三
九年上	四・六九	四・〇八	三・〇四	〇・七〇
九年下	四・五〇	三・九七	二・六六	〇・五五

寸資金移動が頗繁になると短資が急騰するからに外ならぬ。即ち溯れば銀行信託などが手許一ぱいに有價證券投資をすることが原因なのである。然らば何故にこんな手一ぱいな事をするかと云へば、一例として第五表の六大銀行の預金採算に見る如く預金と運用利廻の開きが狭くなつてゐるからであつて、これは預金利下げの必要の差迫つてゐる事、従つて又金利の一層の低下を暗示するに外ならない。従つて金融基調は決して變つてゐなかつたと云へる。

この事は亦四月中に國債市場に於て起つた珍現象の真相によつても裏書きされる。四月十六―八日の實物市場に於て四分利三十三年九月もの、即ち赤字公債が九十八圓四十五錢の値を出した。日銀賣出價格が九十八圓五十錢であるから、これを割る事五錢と云ふわけで、これは不注意に觀察すると利

廻の上昇を暗示するかの様であり、換言すれば金利の反騰を裏書きする様に見へた。然し事情は全く反對であつた。その事情はこうだ。前記の如く最近銀行信託の預金貸出のマージンが低下した爲め、銀行信託は本来ならば短期投資物に運用すべき資金迄、擧げて赤字公債を買つて了ふと云ふのが、全體の風潮であるところへ、當時某行が社債の満期に際して、借替せず現金償還する旨を發表した。そしてその償還資金を前々から準備した譯だが、その資金を償還日まで本来ならコールに出すか、米穀證券を買ふのだが細かい計算をした結果、後に發行價格以下に賣つてもなほ赤字公債を買ふ方が利益であると打算し、赤字公債を買ひ、後に賣つたのだとの事である。勿論市場に賣りに出した價額はそれ程、大きいものでないが、國債市場に於ける賣買が少いたため、忽ちに豫期通り五錢下値になつて了つたのだ。従つて右の事實も、如何に銀行信託の打算が細くなつてゐるかを示す以外のなものでもない。それは金融の基調變化と全く無縁のものであつた。

(二)次に政府當座預金の増加も實は一時的のものであつた。政府は如何なる關係か其の支拂を延したので、従つて右の如く政府當座預金の増加となり、それは更に銀行の預金の減少貸出増加と云ふ結果となつて金利反騰を生んだものであつた。

即ち今日から見れば全く金利反騰の根據に乏しかつたのであつて、それが眞面目に論ぜられたので

以上の如く十年第一四半期の事業資金拂込は、一時に比しては減少したが、併し日銀の調査に依り銀行會社計畫資本を見ると、茲には殆ど減退の跡が見えない。例へば昭和七年以來の毎年第一四半期を比較すると次表の通りだ。

(八) 銀行會社計畫資本 (千円)

一—三月	會社資本金		社債
	新設	増資	
昭和七	四、六六七	一八、五〇〇	六七、一六七
同 八	九〇、〇〇〇	三九五、九七〇	四八五、九七〇
同 九	一一一、〇三五	四四、〇七五	一五、一〇〇
同 一〇	三三三、八九〇	六三、八六五	二九五、七五五
			六、五〇〇

即ち十年一—三月の會社新設計畫は二億三千二百萬圓
 同増資計畫は六千三百萬圓、社債計畫は六千六百萬圓で
 唯だ増資計畫が八年同期よりも少いことを例外として、
 他はいづれも過去三年の同期よりも多い。殊に會社新設
 計畫に至りては、寧ろ著しい勢だ。又増資計畫も昭和八

年第一四半期が多かつた理由は、蓋し滿鐵の増資發表三億六千萬圓が此の時期にあつたからでこれを除けば矢張十年の方が遙に多い。無論これ等の計畫は、その儘直ちに實行に移されるとは限らない。又本調査の會社資本金は公稱資本に依る勘定だから、實現の場合にも差詰め拂込は當然これよりも減少するであらう。が、それにしても右の數字は我が事業界の活氣の尙ほ決して衰へてゐない事を物語るもので、従つて事業資金の拂込も今後まだ續いて相當多額を算すべきことが豫想せられる。

十年の事業界の資金需要に關して、年初來二つの大きな問題が評論家の間に提出せられた。若しも

資金の需要が多いなら、そこから金融の逼迫、金利の昂騰を來すであらうと云ふので、之に反して資金の需要が少ないようだつたら、それは取りも直ほさず資本財の需要減退を意味するから、従つて茲から財界の不景氣を發生すべしと云ふのが其の二である。然るに前記一—三月の資金需要の實況から察するに先づ右の二つの問題とも杞憂に止るらしく見える。即ち十年第一四半期の株式及び新規社債の拂込額は必ずしも少なくはないが、併し過去二年の或時期に現れた著しき増進は訂正せられた。従つて茲から金融緊迫金利騰貴を起すが如き形勢は認められない。併しそれなら所謂資本財の需要減退を來すほど、事業資金の需要は減じてゐるか、乃至將來減すべき兆候が現れてゐるか云ふに、さうでもない。一—三月の拂込資本はかなりの多額であつたのみでなく計畫資本は續いて増加を示してゐる。況や昨年中急激に拂込まれた新規社債及び株式資本と雖も、未だ其の全部は使用し盡されてゐないに違ひなく、資本財に對する需要は、まだそこから續くであらう。

四、第一四半期以後に於ける金融正常化

金融は第一四半期を終へて四月に入ると正常に復歸した、即ちそれ迄兎角遅れ勝ちであつた巨額の政府資金の撒布が四月に漸く正常化したため、従つて、四月末は昨年二月以來始めて、七厘中心の